

杉並区地域防災計画 震災編（令和6年修正）の策定について

令和5年12月15日に公表しました「杉並区地域防災計画 震災編（令和6年修正）（案）」について、区民等の意見提出手続の実施結果等を踏まえ、一部修正したうえで、令和6年3月の杉並区防災会議で決定しましたので、報告します。

1 区民等の意見提出手続等の実施状況（別紙1）

（1）実施期間

令和5年12月15日（金）～令和6年1月17日（水）（34日間）

（2）公表方法

- ・広報すぎなみ（令和5年12月15日号）
- ・区公式ホームページ
- ・文書による閲覧（防災課、区政資料室、区民事務所、図書館）

（3）意見提出実績

- ・区民等の意見提出手続による意見 計 8件 延べ 10項目
- ・防災会議委員からの意見 計 6件 延べ 60項目
- ・東京都・防災関係機関からの意見 計 11件 延べ 128項目

（4）意見に対する杉並区地域防災計画（令和6年修正）の修正箇所一覧（別紙2）

2 杉並区地域防災計画 震災編（令和6年修正）の概要（別紙3）

3 その他

杉並区地域防災計画（風水害編）については、本計画の修正に合わせ、文言統一等の修正を行った。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年7月 意見募集結果の公表（区公式ホームページ・広報すぎなみ）
冊子の印刷・配布

区民等の意見提出手続等の実施状況

(1) 区民等の意見提出手続等による意見

①意見提出手続による意見

意見提出手続を行った結果、合計 8 人、件数 10 件の意見の提出がありました。
提出方法別の人数及び意見数は、以下のとおりです。

提出方法	人数	意見数	意見の概要は (3) のとおり
文書（郵送・FAX）	2	2	
電子メール	0	0	
ホームページ	6	8	
合計	8	10	

②防災会議委員からの意見

◎意見提出期間：令和 5 年 12 月 15 日～令和 6 年 1 月 17 日

提出方法	人数	意見数	うち修正対応は 59 件 意見の概要は 【別紙 2】 のとおり
電子メール	6	60	

(2) 東京都・防災関係機関からの意見

東京都 ◎意見提出期間：令和 5 年 11 月 16 日～令和 6 年 1 月 12 日

防災関係機関◎意見提出期間：令和 5 年 12 月 15 日～令和 6 年 1 月 17 日

提出方法	機関数	意見数	うち修正対応は 126 件 意見の概要は 【別紙 2】 のとおり
電子メール	11	128	

(3) 区民等の意見提出手続による意見の概要

①計画原案の修正を行う意見 意見提出者 5 人 意見数 5 件

No	項目	意見の概要	区の考え方
1	避難所に関する意見	避難者の受入基準が 3.3 m ² あたり 2 人としているが、どのような空間を確保する予定かわからない。 また、今回の能登半島地震の避難所の様子を見て、プライベート空間を作ることが必要だと思うため、段ボールベッド、仕切り、テントなどを設置して、避難生活におけるプライベート空間の確保をしてほしい。	区では、避難者を各震災救援所の普通教室、特別教室（4 割を利用可能と想定）、屋内運動場に收容するものとし、3.3 m ² あたり 2 人として收容可能人員を算出しています。また、震災救援所でのプライベート空間については、段ボール製の簡易間仕切りを備蓄しているほか、民間企業と段ボール製ベッドや間仕切りを含む段ボール製品の供給に関する災害協定を締結しています。さらに、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震を受け、令和 6 年度中に、簡易間仕切りセットを追加配備するなど、今後もプライベート空間の確保に努めてまいります。

No	項目	意見の概要	区の考え方
2	避難所に関する意見	<p>段ボールの仕切り、テントなどを用いて、家庭ごとに避難所でのプライバシーを確保することが必須であると考えます。</p>	<p>震災救援所でのプライベート空間については、段ボール製の簡易間仕切りを備蓄しているほか、民間企業と段ボール製ベッドや間仕切りを含む段ボール製品の供給に関する災害協定を締結しています。さらに、令和6年1月に発生した能登半島地震を受け、令和6年度中に、簡易間仕切りセットを追加配備するなど、今後もプライベート空間の確保に努めてまいります。</p>
3	出火防止対策に関する意見	<p>震災直後の出火が防止できるかどうかは住民による自助努力にかかっていることとなっているため、出火防止対策の拡充をしてほしい。さらに出火をおさえる具体的項目として、以下の点について補足してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不燃化改修の進捗状況について丁目ごとに分かるようにする。 ・不燃化改修が進むような助成制度の拡充をすすめる。 ・耐震改修の進捗状況について丁目ごとに分かるようにする。 ・冬季中、暖房器具に灯油を使用中の住宅について、その保管場所、保管容器について出火抑制策を示す。 ・感震ブレーカー設置の進捗状況について丁目ごとに分かるようにする。 <p>また、一度出火すれば「道路による延焼遮断」効果はほぼなく、延焼を防止することは容易ではないことから、対策の重点を出火防止策にシフトするよう記述してほしい。</p>	<p>不燃化改修の進捗状況につきまして、区では、おおむね5年ごとに土地利用現況調査を実施しており、その中で、町丁目ごとの不燃化・耐震化の進捗状況を調査しています。調査内容については、「すぎなみのまちの動き～土地利用現況調査結果の分析～」としてまとめており、区公式ホームページや図書館等で確認できますので、参考にしていただければと思います。</p> <p>また、区では、火災による延焼被害の拡大が懸念される木造住宅密集地域等を中心に、耐火性能の高い建物を新築する方に向けて建築工事費の助成を実施しています。平成28年、30年、令和5年には助成対象地域の拡大を図り、建築物の不燃化建替えを促進しています。</p> <p>出火抑制については、区では、主に冬の乾燥時期における防火対策として、消防署と連携のうえ、区ホームページやメール配信サービス、各種SNSなどを通じて注意喚起を行っています。今後も引き続き区民に対する出火抑制策の周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>感震ブレーカー設置の進捗状況については、いただいたご意見のとおり、当計画の資料編に町丁目ごとの設置台数を掲載いたします。</p> <p>都市計画道路の整備は、完成までに多く時間を要しますが、延焼の阻止以外にも避難路の確保や救援活動の経路確保などの効果があり、地域の防災性は向上します。住宅地域での火災に備え、お住いの皆様が安心・安全に暮らせるよう、ハード面ソフト面の防災施策を複合的に施してまいります。</p>

No	項目	意見の概要	区の考え方
4	<p>備蓄品に関する意見</p> <p>道路拡幅事業に関する意見</p>	<p>何人分、何日分の水、食料、簡易トイレの備蓄があるのか。防災倉庫を見学した際に十分な量とは思えなかったため、早急に増やしてほしい。</p> <p>また、体育館以外の避難場所や、発電機、段ボールベッド等、その他必要なものを確保してほしい。</p> <p>木造住宅密集、狭あい道路が多いことから火災のリスクがかなり高いと考えるので、道路の拡幅、セットバック促進をしてほしい。</p>	<p>区では、避難所避難者約10.4万人の3日分の水・食料などの備蓄を進めています。令和6年度に、災害時の各種トイレに活用する収便袋の追加備蓄を進めるほか、災害時要配慮者や女性の視点などを踏まえ、さらなる備蓄品の充実を図ってまいります。また、震災救援所では、体育館以外の普通教室なども避難スペースとして活用するほか、被災した震災救援所が機能しない場合に備え、区内の高校・大学などを補助代替施設に指定しています。</p> <p>また、区内には、木造密集地域を中心に火災危険度の高い地域があります。区地域防災計画には、首都直下地震による死者0を目指すことを目標に、その対策のひとつとして狭あい道路の拡幅整備事業を掲げており、今後も、区全域を対象に狭あい道路の拡幅整備の推進に取り組んでまいります。</p>
5	<p>備蓄品に関する意見</p>	<p>避難所に計画備蓄また公園や区の施設等にも備蓄とあるが、平均的トイレ使用回数1日5回の想定は少ない。また、入浴についての備えも必要である。</p> <p>炊き出しは発災から4日目以降と記載があるが、1日でも早く実施できるよう対策をしてほしい。自助・共助とあるが、行政と民間の連携が大切である。</p>	<p>「平均的なトイレ使用回数を5回として想定」については、内閣府の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインにある「平均的な排泄の回数」を記載しておりますが、年齢や状況に応じて使用回数が異なることなども考慮し、能登半島地震を踏まえ、震災救援所の各種トイレに活用する収便袋の備蓄を令和6年度に追加し、更なる充実を図ります。また、入浴対策としては、各震災救援所に全身を拭くことができるノンアルコールウェットティッシュを備蓄しているほか、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合杉並支部と応急的入浴機会の提供に関する協定を締結しています。</p> <p>各震災救援所では、炊き出しに使用する食料や器具等を備蓄しており、発災後も温かい食事を提供できるよう環境整備に努めています。炊き出しについては、大きな余震発生の期間等を考慮した後に実施することを想定しています。また、区では、応急物資や燃料の提供などに関する様々な災害協定を締結しており、民間企業等との協力体制を構築しています。</p>

②計画原案の修正を行わない意見 意見提出者4人 意見数5件

No	項目	意見の概要	区の考え方
1	地域コミュニティに関する意見	<p>緊急時に活動できる地域コミュニティづくりを促進する支援のしくみについて、以下の項目を加筆してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高円寺北1丁目には町会会館がないので、高円寺学園の開放会議室を活用できることを積極的にすすめること。 ・地域コミュニティの形成に必要な不可欠な集会所を施設再編整備で手薄になってしまったことについて検証して、地域コミュニティの形成を支援する方向に舵を切り替えること。 	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する対応の方針を定めるものであり、防災対策の個別・具体的な内容について記載するものではありません。いただいたご意見は、関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	避難所に関する意見	<p>避難所となる高円寺学園の記載について、以下のとおり改めてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館が実験用具の保管場所と一体の建物となっている高円寺学園等の危険性について記述する。 ・避難中に余震等で避難場所への影響について問題がないか公の責任として明確に記述する。 ・高円寺学園のプールによる水の階下への影響について問題がないか公の責任として明確に記述する。 	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する対応の方針を定めるものであり、防災対策の個別・具体的な内容について記載するものではありません。いただいたご意見は、関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、震災救援所に指定されている区内施設は、耐震基準を満たしています。</p>
3	避難所に関する意見	<p>自分が住んでいる地区の水害、地震、火事などの避難場所情報はどこを見ればよいか。</p>	<p>区では、災害時の避難に関する情報を分かりやすく周知するために、杉並区防災マップや各種ハザードマップを作成しています。区立施設の窓口のほか、区公式ホームページ等で確認できますので、避難の際の参考にしていただければと思います。</p>

No	項目	意見の概要	区の考え方
4	避難所に関する意見	<p>妊産婦、乳幼児親子及び女性専用の避難場所として「ゆう杉」の活用を検討してほしい。</p> <p>「ゆう杉」に女性専用備品の備蓄をして、発災時に、産婦人科医、小児科医を派遣出来る仕組みがほしい。ゆくゆくは「子育てプラザ」や「児童館」にもこの仕組みを広げてほしい。</p>	<p>区では、乳幼児親子の避難場所について、震災救護所や第二次救護所でのスペース確保や備品等の考え方を整理するとともに、これらの施設のランチとして児童館や子ども・子育てプラザの活用を検討しているところです。</p> <p>また、妊産婦の対応については、避難場所の確保だけでなく、避難生活中の体調悪化や出産等への対応も必要です。そのため、今後、区有施設のほか、医療措置のできる民有施設の活用も視野に入れるとともに、杉並区医師会等の関係機関との連携・協力を図っていきます。</p> <p>女性専用の避難場所については、震災救護所で専用スペースの設置や女性専用備蓄品等の配布場所に配慮したマニュアル作成を行っています。今後も引き続き、女性を含む特定の配慮が必要な方々への支援の充実に取り組んでまいります。</p>
5	給水拠点に関する意見	<p>計画では、都と役割分担の上、災害時給水ステーション等を活用して応急給水活動を実施するとしているが、「杉並浄水所」は2016年12月以降停止されている。</p> <p>区長は東京都に対し、杉並浄水所が耐震基準を満たした給水所に復活するよう連絡調整することが基本的責務である。</p>	<p>杉並浄水所は、大腸菌が検出されたため、平成28年12月28日から使用を停止しています。区における震災時の飲料水は、各震災救護所においてペットボトル飲料水の備蓄や受水槽の設置のほか、避難所の敷地内から直接飲料水を確保できる応急給水栓の設置、給水ステーションの活用などにより、十分な水量を確保しております。今回、ご意見いただきました給水所復活に関する要望につきましては、都水道局にもお伝えいたします。</p>

意見に対する杉並区地域防災計画（令和6年修正）の修正箇所一覧 震災・風水害編【総則・予防対策】

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1	東京都	第1部 総則 第1章 地域防災計画の概要 第1節 計画の目的及び前提	<p>図表：「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月発表）における被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">多摩東部直下地震</th> <th colspan="3">都心南部直下地震</th> </tr> <tr> <th colspan="3">風速8m/s</th> <th colspan="3">風速8m/s</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>冬・夕方</th> <th>冬・昼</th> <th>冬・早朝</th> <th>冬・夕方</th> <th>冬・昼</th> <th>冬・早朝</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定シーン</td> <td>(人)</td> <td>591,108</td> <td>591,108</td> <td>591,108</td> <td>591,108</td> <td>591,108</td> <td>591,108</td> </tr> <tr> <td>夜間人口</td> <td>(人)</td> <td>479,975</td> <td>479,975</td> <td>479,975</td> <td>479,975</td> <td>479,975</td> <td>479,975</td> </tr> <tr> <td>昼間人口</td> <td>(人)</td> <td>111,133</td> <td>111,133</td> <td>111,133</td> <td>111,133</td> <td>111,133</td> <td>111,133</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>(km²)</td> <td>34.1</td> <td>34.1</td> <td>34.1</td> <td>34.1</td> <td>34.1</td> <td>34.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">震度別面積率</td> <td>5強以下</td> <td>(%)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5弱</td> <td>(%)</td> <td>54</td> <td>54</td> <td>54</td> <td>72.2</td> <td>72.2</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>(%)</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>27.8</td> <td>27.8</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(%)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建物棟数</td> <td>計</td> <td>(棟)</td> <td>130,614</td> <td>130,614</td> <td>130,614</td> <td>130,614</td> <td>130,614</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>(棟)</td> <td>94,613</td> <td>94,613</td> <td>94,613</td> <td>94,613</td> <td>94,613</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>(棟)</td> <td>36,002</td> <td>36,002</td> <td>36,002</td> <td>36,002</td> <td>36,002</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(棟)</td> <td>3,233</td> <td>3,233</td> <td>3,233</td> <td>2,544</td> <td>2,544</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原因別建物全壊棟数</td> <td>ゆれ</td> <td>(棟)</td> <td>3,233</td> <td>3,233</td> <td>3,233</td> <td>2,536</td> <td>2,536</td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>(棟)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>(棟)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(棟)</td> <td>10,676</td> <td>10,676</td> <td>10,676</td> <td>10,046</td> <td>10,046</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原因別建物半壊棟数</td> <td>ゆれ</td> <td>(棟)</td> <td>10,610</td> <td>10,610</td> <td>10,610</td> <td>9,996</td> <td>9,996</td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>(棟)</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>(棟)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(棟)</td> <td>2,447</td> <td>2,447</td> <td>2,447</td> <td>2,232</td> <td>2,232</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">うち、原因別建物大規模半壊棟数</td> <td>ゆれ</td> <td>(棟)</td> <td>2,424</td> <td>2,424</td> <td>2,424</td> <td>2,214</td> <td>2,214</td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>(棟)</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>(棟)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(棟)</td> <td>27</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>21</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">出火件数</td> <td>計</td> <td>(件)</td> <td>10,645</td> <td>5,750</td> <td>4,650</td> <td>7,900</td> <td>4,350</td> </tr> <tr> <td>うち、原因別建物大規模半壊棟を含む</td> <td>(件)</td> <td>10,342</td> <td>5,588</td> <td>4,518</td> <td>7,741</td> <td>4,270</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>316</td> <td>186</td> <td>323</td> <td>239</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>102</td> <td>70</td> <td>186</td> <td>79</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">死者</td> <td>計</td> <td>(人)</td> <td>316</td> <td>186</td> <td>323</td> <td>239</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>うち、原因別建物大規模半壊棟を含む</td> <td>(人)</td> <td>102</td> <td>70</td> <td>186</td> <td>79</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>200</td> <td>108</td> <td>120</td> <td>148</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td>計</td> <td>(人)</td> <td>3,410</td> <td>2,542</td> <td>4,138</td> <td>2,778</td> <td>2,069</td> </tr> <tr> <td>うち、原因別建物大規模半壊棟を含む</td> <td>(人)</td> <td>2,139</td> <td>1,867</td> <td>3,440</td> <td>1,786</td> <td>1,521</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>128</td> <td>130</td> <td>193</td> <td>129</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">負傷者</td> <td>計</td> <td>(人)</td> <td>863</td> <td>452</td> <td>494</td> <td>631</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>うち、原因別建物大規模半壊棟を含む</td> <td>(人)</td> <td>280</td> <td>93</td> <td>11</td> <td>229</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>566</td> <td>351</td> <td>491</td> <td>432</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>188</td> <td>160</td> <td>306</td> <td>138</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">要配慮者死者数</td> <td>計</td> <td>(人)</td> <td>255</td> <td>150</td> <td>261</td> <td>193</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>うち、原因別建物大規模半壊棟を含む</td> <td>(人)</td> <td>122</td> <td>469</td> <td>101</td> <td>867</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>104</td> <td>98</td> <td>85</td> <td>529</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>51,411</td> <td>51,411</td> <td>51,411</td> <td>51,411</td> <td>51,411</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">要配慮者発生数</td> <td>計</td> <td>(人)</td> <td>415,955</td> <td>415,955</td> <td>415,955</td> <td>415,955</td> <td>415,955</td> </tr> <tr> <td>うち、原因別建物大規模半壊棟を含む</td> <td>(人)</td> <td>791</td> <td>792</td> <td>718</td> <td>711</td> <td>667</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>818</td> <td>713</td> <td>1,322</td> <td>631</td> <td>544</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>113</td> <td>100</td> <td>98</td> <td>84</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ライフライン被害</td> <td>電力 停電率</td> <td>(%)</td> <td>14.30%</td> <td>10.50%</td> <td>9.70%</td> <td>10.80%</td> <td>8.10%</td> </tr> <tr> <td>通信 不通率</td> <td>(%)</td> <td>9.10%</td> <td>5.00%</td> <td>4.10%</td> <td>6.70%</td> <td>3.80%</td> </tr> <tr> <td>上水道 断水率</td> <td>(%)</td> <td>16.80%</td> <td>16.80%</td> <td>16.80%</td> <td>13.30%</td> <td>13.30%</td> </tr> <tr> <td>下水道 溢水と被害率</td> <td>(%)</td> <td>4.80%</td> <td>4.80%</td> <td>4.80%</td> <td>4.10%</td> <td>4.10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">物資需要量</td> <td>食料 ~3日目</td> <td>(万食)</td> <td>50</td> <td>38</td> <td>35</td> <td>40</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>飲料水 ~3日目</td> <td>(万L)</td> <td>96</td> <td>78</td> <td>74</td> <td>78</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>毛布 ~3日目</td> <td>(万枚)</td> <td>25</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>必要量</td> <td>(万枚)</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。</p>	項目	単位	多摩東部直下地震			都心南部直下地震			風速8m/s			風速8m/s					冬・夕方	冬・昼	冬・早朝	冬・夕方	冬・昼	冬・早朝	想定シーン	(人)	591,108	591,108	591,108	591,108	591,108	591,108	夜間人口	(人)	479,975	479,975	479,975	479,975	479,975	479,975	昼間人口	(人)	111,133	111,133	111,133	111,133	111,133	111,133	面積	(km ²)	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	震度別面積率	5強以下	(%)	0	0	0	0	0	5弱	(%)	54	54	54	72.2	72.2	6弱	(%)	46	46	46	27.8	27.8	7	(%)	0	0	0	0	0	建物棟数	計	(棟)	130,614	130,614	130,614	130,614	130,614	木造	(棟)	94,613	94,613	94,613	94,613	94,613	非木造	(棟)	36,002	36,002	36,002	36,002	36,002	計	(棟)	3,233	3,233	3,233	2,544	2,544	原因別建物全壊棟数	ゆれ	(棟)	3,233	3,233	3,233	2,536	2,536	液状化	(棟)	0	0	0	0	0	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	計	(棟)	10,676	10,676	10,676	10,046	10,046	原因別建物半壊棟数	ゆれ	(棟)	10,610	10,610	10,610	9,996	9,996	液状化	(棟)	66	66	66	50	50	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	計	(棟)	2,447	2,447	2,447	2,232	2,232	うち、原因別建物大規模半壊棟数	ゆれ	(棟)	2,424	2,424	2,424	2,214	2,214	液状化	(棟)	23	23	23	18	18	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	計	(棟)	27	13	11	21	12	出火件数	計	(件)	10,645	5,750	4,650	7,900	4,350	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(件)	10,342	5,588	4,518	7,741	4,270	火災	(人)	316	186	323	239	143	火災	(人)	102	70	186	79	54	死者	計	(人)	316	186	323	239	143	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	102	70	186	79	54	火災	(人)	200	108	120	148	82	火災	(人)	8	3	0	7	2	人的被害	計	(人)	3,410	2,542	4,138	2,778	2,069	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	2,139	1,867	3,440	1,786	1,521	火災	(人)	128	130	193	129	130	火災	(人)	0	0	0	0	0	負傷者	計	(人)	863	452	494	631	333	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	280	93	11	229	76	火災	(人)	566	351	491	432	266	火災	(人)	188	160	306	138	115	要配慮者死者数	計	(人)	255	150	261	193	115	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	122	469	101	867	97	火災	(人)	104	98	85	529	72	火災	(人)	51,411	51,411	51,411	51,411	51,411	要配慮者発生数	計	(人)	415,955	415,955	415,955	415,955	415,955	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	791	792	718	711	667	火災	(人)	818	713	1,322	631	544	火災	(人)	113	100	98	84	81	ライフライン被害	電力 停電率	(%)	14.30%	10.50%	9.70%	10.80%	8.10%	通信 不通率	(%)	9.10%	5.00%	4.10%	6.70%	3.80%	上水道 断水率	(%)	16.80%	16.80%	16.80%	13.30%	13.30%	下水道 溢水と被害率	(%)	4.80%	4.80%	4.80%	4.10%	4.10%	物資需要量	食料 ~3日目	(万食)	50	38	35	40	32	飲料水 ~3日目	(万L)	96	78	74	78	66	毛布 ~3日目	(万枚)	25	23	23	19	18	必要量	(万枚)	16	14	13	13	11	<p>図表：「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月発表）における被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">多摩東部直下地震</th> <th colspan="3">都心南部直下地震</th> </tr> <tr> <th colspan="3">風速8m/s</th> <th colspan="3">風速8m/s</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>冬・夕方</th> <th>冬・昼</th> <th>冬・早朝</th> <th>冬・夕方</th> <th>冬・昼</th> <th>冬・早朝</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定シーン</td> <td>(人)</td> <td>591,108</td> <td>591,108</td> <td>591,108</td> <td>591,108</td> <td>591,108</td> <td>591,108</td> </tr> <tr> <td>夜間人口</td> <td>(人)</td> <td>479,975</td> <td>479,975</td> <td>479,975</td> <td>479,975</td> <td>479,975</td> <td>479,975</td> </tr> <tr> <td>昼間人口</td> <td>(人)</td> <td>111,133</td> <td>111,133</td> <td>111,133</td> <td>111,133</td> <td>111,133</td> <td>111,133</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>(km²)</td> <td>34.1</td> <td>34.1</td> <td>34.1</td> <td>34.1</td> <td>34.1</td> <td>34.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">震度別面積率</td> <td>5強以下</td> <td>(%)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5弱</td> <td>(%)</td> <td>64</td> <td>54</td> <td>54</td> <td>72.2</td> <td>72.2</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>(%)</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>27.8</td> <td>27.8</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(%)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建物棟数</td> <td>計</td> <td>(棟)</td> <td>130,614</td> <td>130,614</td> <td>130,614</td> <td>130,614</td> <td>130,614</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>(棟)</td> <td>94,613</td> <td>94,613</td> <td>94,613</td> <td>94,613</td> <td>94,613</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>(棟)</td> <td>36,002</td> <td>36,002</td> <td>36,002</td> <td>36,002</td> <td>36,002</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(棟)</td> <td>3,233</td> <td>3,233</td> <td>3,233</td> <td>2,544</td> <td>2,544</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原因別建物全壊棟数</td> <td>ゆれ</td> <td>(棟)</td> <td>3,233</td> <td>3,233</td> <td>3,233</td> <td>2,536</td> <td>2,536</td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>(棟)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>(棟)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(棟)</td> <td>10,676</td> <td>10,676</td> <td>10,676</td> <td>10,046</td> <td>10,046</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原因別建物半壊棟数</td> <td>ゆれ</td> <td>(棟)</td> <td>10,610</td> <td>10,610</td> <td>10,610</td> <td>9,996</td> <td>9,996</td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>(棟)</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>(棟)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(棟)</td> <td>2,447</td> <td>2,447</td> <td>2,447</td> <td>2,232</td> <td>2,232</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">うち、原因別建物大規模半壊棟数</td> <td>ゆれ</td> <td>(棟)</td> <td>2,424</td> <td>2,424</td> <td>2,424</td> <td>2,214</td> <td>2,214</td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>(棟)</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>(棟)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(件)</td> <td>27</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>21</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">出火件数</td> <td>計</td> <td>(件)</td> <td>10,645</td> <td>5,750</td> <td>4,650</td> <td>7,900</td> <td>4,350</td> </tr> <tr> <td>うち、原因別建物大規模半壊棟を含む</td> <td>(件)</td> <td>10,342</td> <td>5,588</td> <td>4,518</td> <td>7,741</td> <td>4,270</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>316</td> <td>186</td> <td>323</td> <td>239</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>102</td> <td>70</td> <td>186</td> <td>79</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">死者</td> <td>計</td> <td>(人)</td> <td>316</td> <td>186</td> <td>323</td> <td>239</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>うち、原因別建物大規模半壊棟を含む</td> <td>(人)</td> <td>102</td> <td>70</td> <td>186</td> <td>79</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>200</td> <td>108</td> <td>120</td> <td>148</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td>計</td> <td>(人)</td> <td>3,410</td> <td>2,542</td> <td>4,138</td> <td>2,778</td> <td>2,069</td> </tr> <tr> <td>うち、原因別建物大規模半壊棟を含む</td> <td>(人)</td> <td>2,139</td> <td>1,867</td> <td>3,440</td> <td>1,786</td> <td>1,521</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>128</td> <td>130</td> <td>193</td> <td>129</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">負傷者</td> <td>計</td> <td>(人)</td> <td>863</td> <td>452</td> <td>494</td> <td>631</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>うち、原因別建物大規模半壊棟を含む</td> <td>(人)</td> <td>280</td> <td>93</td> <td>11</td> <td>229</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>566</td> <td>351</td> <td>491</td> <td>432</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>188</td> <td>160</td> <td>306</td> <td>138</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">要配慮者死者数</td> <td>計</td> <td>(人)</td> <td>255</td> <td>150</td> <td>261</td> <td>193</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>うち、原因別建物大規模半壊棟を含む</td> <td>(人)</td> <td>122</td> <td>469</td> <td>101</td> <td>867</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>104</td> <td>98</td> <td>85</td> <td>529</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>51,411</td> <td>51,411</td> <td>51,411</td> <td>51,411</td> <td>51,411</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">要配慮者発生数</td> <td>計</td> <td>(人)</td> <td>415,955</td> <td>415,955</td> <td>415,955</td> <td>415,955</td> <td>415,955</td> </tr> <tr> <td>うち、原因別建物大規模半壊棟を含む</td> <td>(人)</td> <td>791</td> <td>792</td> <td>718</td> <td>711</td> <td>667</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>818</td> <td>713</td> <td>1,322</td> <td>631</td> <td>544</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>(人)</td> <td>113</td> <td>100</td> <td>98</td> <td>84</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ライフライン被害</td> <td>電力 停電率</td> <td>(%)</td> <td>14.30%</td> <td>10.50%</td> <td>9.70%</td> <td>10.80%</td> <td>8.10%</td> </tr> <tr> <td>通信 不通率</td> <td>(%)</td> <td>9.10%</td> <td>5.00%</td> <td>4.10%</td> <td>6.70%</td> <td>3.80%</td> </tr> <tr> <td>上水道 断水率</td> <td>(%)</td> <td>16.80%</td> <td>16.80%</td> <td>16.80%</td> <td>13.30%</td> <td>13.30%</td> </tr> <tr> <td>下水道 溢水と被害率</td> <td>(%)</td> <td>4.80%</td> <td>4.80%</td> <td>4.80%</td> <td>4.10%</td> <td>4.10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">物資需要量</td> <td>食料 ~3日目</td> <td>(万食)</td> <td>50</td> <td>38</td> <td>35</td> <td>40</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>飲料水 ~3日目</td> <td>(万L)</td> <td>96</td> <td>78</td> <td>74</td> <td>78</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>毛布 ~3日目</td> <td>(万枚)</td> <td>25</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>必要量</td> <td>(万枚)</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。</p>	項目	単位	多摩東部直下地震			都心南部直下地震			風速8m/s			風速8m/s					冬・夕方	冬・昼	冬・早朝	冬・夕方	冬・昼	冬・早朝	想定シーン	(人)	591,108	591,108	591,108	591,108	591,108	591,108	夜間人口	(人)	479,975	479,975	479,975	479,975	479,975	479,975	昼間人口	(人)	111,133	111,133	111,133	111,133	111,133	111,133	面積	(km ²)	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	震度別面積率	5強以下	(%)	0	0	0	0	0	5弱	(%)	64	54	54	72.2	72.2	6弱	(%)	46	46	46	27.8	27.8	7	(%)	0	0	0	0	0	建物棟数	計	(棟)	130,614	130,614	130,614	130,614	130,614	木造	(棟)	94,613	94,613	94,613	94,613	94,613	非木造	(棟)	36,002	36,002	36,002	36,002	36,002	計	(棟)	3,233	3,233	3,233	2,544	2,544	原因別建物全壊棟数	ゆれ	(棟)	3,233	3,233	3,233	2,536	2,536	液状化	(棟)	0	0	0	0	0	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	計	(棟)	10,676	10,676	10,676	10,046	10,046	原因別建物半壊棟数	ゆれ	(棟)	10,610	10,610	10,610	9,996	9,996	液状化	(棟)	66	66	66	50	50	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	計	(棟)	2,447	2,447	2,447	2,232	2,232	うち、原因別建物大規模半壊棟数	ゆれ	(棟)	2,424	2,424	2,424	2,214	2,214	液状化	(棟)	23	23	23	18	18	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	計	(件)	27	13	11	21	12	出火件数	計	(件)	10,645	5,750	4,650	7,900	4,350	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(件)	10,342	5,588	4,518	7,741	4,270	火災	(人)	316	186	323	239	143	火災	(人)	102	70	186	79	54	死者	計	(人)	316	186	323	239	143	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	102	70	186	79	54	火災	(人)	200	108	120	148	82	火災	(人)	8	3	0	7	2	人的被害	計	(人)	3,410	2,542	4,138	2,778	2,069	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	2,139	1,867	3,440	1,786	1,521	火災	(人)	128	130	193	129	130	火災	(人)	0	0	0	0	0	負傷者	計	(人)	863	452	494	631	333	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	280	93	11	229	76	火災	(人)	566	351	491	432	266	火災	(人)	188	160	306	138	115	要配慮者死者数	計	(人)	255	150	261	193	115	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	122	469	101	867	97	火災	(人)	104	98	85	529	72	火災	(人)	51,411	51,411	51,411	51,411	51,411	要配慮者発生数	計	(人)	415,955	415,955	415,955	415,955	415,955	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	791	792	718	711	667	火災	(人)	818	713	1,322	631	544	火災	(人)	113	100	98	84	81	ライフライン被害	電力 停電率	(%)	14.30%	10.50%	9.70%	10.80%	8.10%	通信 不通率	(%)	9.10%	5.00%	4.10%	6.70%	3.80%	上水道 断水率	(%)	16.80%	16.80%	16.80%	13.30%	13.30%	下水道 溢水と被害率	(%)	4.80%	4.80%	4.80%	4.10%	4.10%	物資需要量	食料 ~3日目	(万食)	50	38	35	40	32	飲料水 ~3日目	(万L)	96	78	74	78	66	毛布 ~3日目	(万枚)	25	23	23	19	18	必要量	(万枚)	16	14	13	13	11	【東京都】 「原因別建物全壊棟数」「原因別建物半壊棟数」の「ゆれ」の表記を「ゆれ建物被害」に修正
項目	単位	多摩東部直下地震				都心南部直下地震																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		風速8m/s			風速8m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		冬・夕方	冬・昼	冬・早朝	冬・夕方	冬・昼	冬・早朝																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
想定シーン	(人)	591,108	591,108	591,108	591,108	591,108	591,108																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
夜間人口	(人)	479,975	479,975	479,975	479,975	479,975	479,975																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
昼間人口	(人)	111,133	111,133	111,133	111,133	111,133	111,133																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
面積	(km ²)	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
震度別面積率	5強以下	(%)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	5弱	(%)	54	54	54	72.2	72.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	6弱	(%)	46	46	46	27.8	27.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	7	(%)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
建物棟数	計	(棟)	130,614	130,614	130,614	130,614	130,614																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	木造	(棟)	94,613	94,613	94,613	94,613	94,613																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	非木造	(棟)	36,002	36,002	36,002	36,002	36,002																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	計	(棟)	3,233	3,233	3,233	2,544	2,544																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
原因別建物全壊棟数	ゆれ	(棟)	3,233	3,233	3,233	2,536	2,536																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	液状化	(棟)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	計	(棟)	10,676	10,676	10,676	10,046	10,046																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
原因別建物半壊棟数	ゆれ	(棟)	10,610	10,610	10,610	9,996	9,996																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	液状化	(棟)	66	66	66	50	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	計	(棟)	2,447	2,447	2,447	2,232	2,232																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
うち、原因別建物大規模半壊棟数	ゆれ	(棟)	2,424	2,424	2,424	2,214	2,214																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	液状化	(棟)	23	23	23	18	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	計	(棟)	27	13	11	21	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
出火件数	計	(件)	10,645	5,750	4,650	7,900	4,350																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(件)	10,342	5,588	4,518	7,741	4,270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	316	186	323	239	143																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	102	70	186	79	54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
死者	計	(人)	316	186	323	239	143																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	102	70	186	79	54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	200	108	120	148	82																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	8	3	0	7	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
人的被害	計	(人)	3,410	2,542	4,138	2,778	2,069																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	2,139	1,867	3,440	1,786	1,521																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	128	130	193	129	130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
負傷者	計	(人)	863	452	494	631	333																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	280	93	11	229	76																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	566	351	491	432	266																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	188	160	306	138	115																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
要配慮者死者数	計	(人)	255	150	261	193	115																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	122	469	101	867	97																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	104	98	85	529	72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	51,411	51,411	51,411	51,411	51,411																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
要配慮者発生数	計	(人)	415,955	415,955	415,955	415,955	415,955																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	791	792	718	711	667																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	818	713	1,322	631	544																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	113	100	98	84	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ライフライン被害	電力 停電率	(%)	14.30%	10.50%	9.70%	10.80%	8.10%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	通信 不通率	(%)	9.10%	5.00%	4.10%	6.70%	3.80%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	上水道 断水率	(%)	16.80%	16.80%	16.80%	13.30%	13.30%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	下水道 溢水と被害率	(%)	4.80%	4.80%	4.80%	4.10%	4.10%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
物資需要量	食料 ~3日目	(万食)	50	38	35	40	32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	飲料水 ~3日目	(万L)	96	78	74	78	66																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	毛布 ~3日目	(万枚)	25	23	23	19	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	必要量	(万枚)	16	14	13	13	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
項目	単位	多摩東部直下地震			都心南部直下地震																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		風速8m/s			風速8m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		冬・夕方	冬・昼	冬・早朝	冬・夕方	冬・昼	冬・早朝																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
想定シーン	(人)	591,108	591,108	591,108	591,108	591,108	591,108																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
夜間人口	(人)	479,975	479,975	479,975	479,975	479,975	479,975																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
昼間人口	(人)	111,133	111,133	111,133	111,133	111,133	111,133																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
面積	(km ²)	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
震度別面積率	5強以下	(%)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	5弱	(%)	64	54	54	72.2	72.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	6弱	(%)	46	46	46	27.8	27.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	7	(%)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
建物棟数	計	(棟)	130,614	130,614	130,614	130,614	130,614																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	木造	(棟)	94,613	94,613	94,613	94,613	94,613																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	非木造	(棟)	36,002	36,002	36,002	36,002	36,002																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	計	(棟)	3,233	3,233	3,233	2,544	2,544																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
原因別建物全壊棟数	ゆれ	(棟)	3,233	3,233	3,233	2,536	2,536																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	液状化	(棟)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	計	(棟)	10,676	10,676	10,676	10,046	10,046																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
原因別建物半壊棟数	ゆれ	(棟)	10,610	10,610	10,610	9,996	9,996																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	液状化	(棟)	66	66	66	50	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	計	(棟)	2,447	2,447	2,447	2,232	2,232																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
うち、原因別建物大規模半壊棟数	ゆれ	(棟)	2,424	2,424	2,424	2,214	2,214																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	液状化	(棟)	23	23	23	18	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	計	(件)	27	13	11	21	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
出火件数	計	(件)	10,645	5,750	4,650	7,900	4,350																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(件)	10,342	5,588	4,518	7,741	4,270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	316	186	323	239	143																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	102	70	186	79	54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
死者	計	(人)	316	186	323	239	143																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	102	70	186	79	54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	200	108	120	148	82																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	8	3	0	7	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
人的被害	計	(人)	3,410	2,542	4,138	2,778	2,069																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	2,139	1,867	3,440	1,786	1,521																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	128	130	193	129	130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
負傷者	計	(人)	863	452	494	631	333																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	280	93	11	229	76																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	566	351	491	432	266																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	188	160	306	138	115																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
要配慮者死者数	計	(人)	255	150	261	193	115																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	122	469	101	867	97																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	104	98	85	529	72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	51,411	51,411	51,411	51,411	51,411																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
要配慮者発生数	計	(人)	415,955	415,955	415,955	415,955	415,955																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	うち、原因別建物大規模半壊棟を含む	(人)	791	792	718	711	667																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	818	713	1,322	631	544																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	火災	(人)	113	100	98	84	81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ライフライン被害	電力 停電率	(%)	14.30%	10.50%	9.70%	10.80%	8.10%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	通信 不通率	(%)	9.10%	5.00%	4.10%	6.70%	3.80%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	上水道 断水率	(%)	16.80%	16.80%	16.80%	13.30%	13.30%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	下水道 溢水と被害率	(%)	4.80%	4.80%	4.80%	4.10%	4.10%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
物資需要量	食料 ~3日目	(万食)	50	38	35	40	32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	飲料水 ~3日目	(万L)	96	78	74	78	66																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	毛布 ~3日目	(万枚)	25	23	23	19	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	必要量	(万枚)	16	14	13	13	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																				
5	東京都 防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第1章 杉並区の基本的責務と役割 第2節 区、都及び防災機関の役割	2 東京都関係機関等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局 (第三建設事務所)</td> <td>1 河川の保全に関すること。 2 <u>道路及び橋梁の整備、保全及び復旧に関すること。</u> 3 水防に関すること。 4 河川、道路等における障害物の除去に関すること。</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁 第四消防方面本部 杉並消防署 荻窪消防署</td> <td>1 <u>火災その他の災害の予防、警戒及び防衛に関すること。</u> 2 <u>救急及び救助に関すること。</u> 3 <u>危険物等の措置に関すること。</u> 4 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 5 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 6 初歩的な訓練のほか、街区を活用した震災対応型訓練等実践的な訓練や都民防災教育センターにおける <u>VR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施</u> 7 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 8 出火防止等に関する教育・訓練の実施 9 VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 10 <u>デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実</u> 11 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資機材の整備・充実 12 区民等に対し、AEDの使用法を含めた救命講習の実施、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 13 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 14 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 15 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 16 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 17 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 18 町会・自治会、震災救援所運営連絡会等を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 19 災害時要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 20 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 21 <u>前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	建設局 (第三建設事務所)	1 河川の保全に関すること。 2 <u>道路及び橋梁の整備、保全及び復旧に関すること。</u> 3 水防に関すること。 4 河川、道路等における障害物の除去に関すること。	東京消防庁 第四消防方面本部 杉並消防署 荻窪消防署	1 <u>火災その他の災害の予防、警戒及び防衛に関すること。</u> 2 <u>救急及び救助に関すること。</u> 3 <u>危険物等の措置に関すること。</u> 4 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 5 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 6 初歩的な訓練のほか、街区を活用した震災対応型訓練等実践的な訓練や都民防災教育センターにおける <u>VR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施</u> 7 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 8 出火防止等に関する教育・訓練の実施 9 VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 10 <u>デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実</u> 11 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資機材の整備・充実 12 区民等に対し、AEDの使用法を含めた救命講習の実施、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 13 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 14 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 15 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 16 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 17 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 18 町会・自治会、震災救援所運営連絡会等を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 19 災害時要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 20 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 21 <u>前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。</u>	2 東京都関係機関等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設局 (第三建設事務所)</td> <td>1 河川の保全に関すること。 2 <u>道路及び橋梁の保全に関すること。</u> 3 水防に関すること。 4 河川、道路等における障害物の除去に関すること。</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁 第四消防方面本部 杉並消防署 荻窪消防署</td> <td>1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 2 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した震災対応型訓練等実践的な訓練や都民防災教育センターにおける <u>体験施設を活用した訓練の実施</u> 4 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 5 出火防止等に関する教育・訓練の実施 6 VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 7 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資機材の整備・充実 8 区民等に対し、AEDの使用法を含めた救命講習の実施、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 9 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 10 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 11 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 12 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 13 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 14 町会・自治会、震災救援所運営連絡会等を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 15 災害時要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 16 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	建設局 (第三建設事務所)	1 河川の保全に関すること。 2 <u>道路及び橋梁の保全に関すること。</u> 3 水防に関すること。 4 河川、道路等における障害物の除去に関すること。	東京消防庁 第四消防方面本部 杉並消防署 荻窪消防署	1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 2 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した震災対応型訓練等実践的な訓練や都民防災教育センターにおける <u>体験施設を活用した訓練の実施</u> 4 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 5 出火防止等に関する教育・訓練の実施 6 VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 7 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資機材の整備・充実 8 区民等に対し、AEDの使用法を含めた救命講習の実施、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 9 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 10 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 11 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 12 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 13 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 14 町会・自治会、震災救援所運営連絡会等を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 15 災害時要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 16 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施	【東京都】 文言修正 【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正								
機関の名称	事務又は業務の大綱																								
建設局 (第三建設事務所)	1 河川の保全に関すること。 2 <u>道路及び橋梁の整備、保全及び復旧に関すること。</u> 3 水防に関すること。 4 河川、道路等における障害物の除去に関すること。																								
東京消防庁 第四消防方面本部 杉並消防署 荻窪消防署	1 <u>火災その他の災害の予防、警戒及び防衛に関すること。</u> 2 <u>救急及び救助に関すること。</u> 3 <u>危険物等の措置に関すること。</u> 4 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 5 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 6 初歩的な訓練のほか、街区を活用した震災対応型訓練等実践的な訓練や都民防災教育センターにおける <u>VR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施</u> 7 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 8 出火防止等に関する教育・訓練の実施 9 VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 10 <u>デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実</u> 11 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資機材の整備・充実 12 区民等に対し、AEDの使用法を含めた救命講習の実施、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 13 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 14 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 15 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 16 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 17 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 18 町会・自治会、震災救援所運営連絡会等を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 19 災害時要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 20 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 21 <u>前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。</u>																								
機関の名称	事務又は業務の大綱																								
建設局 (第三建設事務所)	1 河川の保全に関すること。 2 <u>道路及び橋梁の保全に関すること。</u> 3 水防に関すること。 4 河川、道路等における障害物の除去に関すること。																								
東京消防庁 第四消防方面本部 杉並消防署 荻窪消防署	1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 2 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した震災対応型訓練等実践的な訓練や都民防災教育センターにおける <u>体験施設を活用した訓練の実施</u> 4 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 5 出火防止等に関する教育・訓練の実施 6 VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 7 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資機材の整備・充実 8 区民等に対し、AEDの使用法を含めた救命講習の実施、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 9 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 10 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 11 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 12 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 13 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 14 町会・自治会、震災救援所運営連絡会等を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 15 災害時要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 16 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施																								
6	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第1章 杉並区の基本的責務と役割 第2節 区、都及び防災機関の役割	3 指定地方行政機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所</td> <td>1 災害時の情報交換に関する協定による活動 2 区の要請に基づく各種支援 3 国道20号及び橋梁の保全に関すること。 4 国道20号における障害物の除去及び復旧に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	1 災害時の情報交換に関する協定による活動 2 区の要請に基づく各種支援 3 国道20号及び橋梁の保全に関すること。 4 国道20号における障害物の除去及び復旧に関すること。	3 指定地方行政機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 関東地方整備局 東京国道事務所 (代々木出張所)</td> <td>1 災害時の情報交換に関する協定による活動 2 区の要請に基づく各種支援 1 国道20号及び橋梁の保全に関すること。 2 国道20号における障害物の除去及び復旧に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	国土交通省 関東地方整備局 関東地方整備局 東京国道事務所 (代々木出張所)	1 災害時の情報交換に関する協定による活動 2 区の要請に基づく各種支援 1 国道20号及び橋梁の保全に関すること。 2 国道20号における障害物の除去及び復旧に関すること。	【国土交通省関東地方整備局】 内容精査により、1つの機関へ修正および統合した												
機関の名称	事務又は業務の大綱																								
国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	1 災害時の情報交換に関する協定による活動 2 区の要請に基づく各種支援 3 国道20号及び橋梁の保全に関すること。 4 国道20号における障害物の除去及び復旧に関すること。																								
機関の名称	事務又は業務の大綱																								
国土交通省 関東地方整備局 関東地方整備局 東京国道事務所 (代々木出張所)	1 災害時の情報交換に関する協定による活動 2 区の要請に基づく各種支援 1 国道20号及び橋梁の保全に関すること。 2 国道20号における障害物の除去及び復旧に関すること。																								
7	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第1章 杉並区の基本的責務と役割 第2節 区、都及び防災機関の役割	4 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社 (首都圏本部)</td> <td>1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社 (荻窪支社)</td> <td>1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 <u>電力供給に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>東京ガス株式会社</td> <td>1 ガス工作物の建設及び保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路株式会社</td> <td>1 <u>首都高速道路の保全に関すること。</u> 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東日本旅客鉄道株式会社 (首都圏本部)	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。	東京電力パワーグリッド株式会社 (荻窪支社)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 <u>電力供給に関すること。</u>	東京ガス株式会社	1 ガス工作物の建設及び保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。	首都高速道路株式会社	1 <u>首都高速道路の保全に関すること。</u> 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。	4 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社 (東京支社)</td> <td>1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社 (荻窪支社)</td> <td>1 電力施設等の建設及び保安に関すること。 2 災害時における電力の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>東京ガスネットワーク株式会社</td> <td>1 ガス工作物の建設及び保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路株式会社</td> <td>1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東日本旅客鉄道株式会社 (東京支社)	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。	東京電力パワーグリッド株式会社 (荻窪支社)	1 電力施設等の建設及び保安に関すること。 2 災害時における電力の供給に関すること。	東京ガスネットワーク株式会社	1 ガス工作物の建設及び保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。	首都高速道路株式会社	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。	【東日本旅客鉄道(株)荻窪駅】 組織変更のため 【東京ガス(株)】 分社化による社名変更のため 【東京電力パワーグリッド(株)】 他区の地域防災計画の記載に合わせるため 【首都高速道路(株)】 他区との記載内容を統一するため
機関の名称	事務又は業務の大綱																								
東日本旅客鉄道株式会社 (首都圏本部)	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。																								
東京電力パワーグリッド株式会社 (荻窪支社)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 <u>電力供給に関すること。</u>																								
東京ガス株式会社	1 ガス工作物の建設及び保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。																								
首都高速道路株式会社	1 <u>首都高速道路の保全に関すること。</u> 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。																								
機関の名称	事務又は業務の大綱																								
東日本旅客鉄道株式会社 (東京支社)	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。																								
東京電力パワーグリッド株式会社 (荻窪支社)	1 電力施設等の建設及び保安に関すること。 2 災害時における電力の供給に関すること。																								
東京ガスネットワーク株式会社	1 ガス工作物の建設及び保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。																								
首都高速道路株式会社	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。																								
8	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第1節 現在の到達状況	1 自助による区民の防災力向上 防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組が重要なため、防災マップをはじめとする様々な媒体（杉並区の防災対策、公開型GIS「すぎナビ」、 <u>東京くらし防災、東京防災等</u> ）を通して広報を実施し、意識啓発を行っている。また、家具類の転倒・落下・移動防止策の実施、防災訓練への参加、救命講習の受講及び防災教育等を推進し、自助による区民の防災力向上を図っている。	1 自助による区民の防災力向上 防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組が重要なため、防災マップをはじめとする様々な媒体（杉並区の防災対策、公開型GIS「すぎナビ」、 <u>東京防災、東京くらし防災等</u> ）を通して広報を実施し、意識啓発を行っている。また、家具類の転倒・落下・移動防止策の実施、防災訓練への参加、救命講習の受講及び防災教育等を推進し、自助による区民の防災力向上を図っている。	【東京都】 文言修正																				

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要								
9	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第1節 現在の到達状況	3 消防団の活動体制の充実 ・被害想定では、焼失棟数が最大約1万棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等、消防団の活動が重要である。 ・現在、区内の消防団は、定員750名に対して、現員602名(令和5年12月1日現在)と不足しており、積極的な広報や勧誘活動により、定員充足を図り、活動体制を整えることが必要である。	3 消防団の活動体制の充実 ・被害想定では、焼失棟数が最大約1万棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等、消防団の活動が重要である。 ・現在、区内の消防団は、定員750名に対して、現員593名(令和5年4月1日現在)と不足しており、積極的な広報や勧誘活動により、定員充足を図り、活動体制を整えることが必要である。	【杉並消防署長】 時点更新								
10	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第1節 現在の到達状況	5 ボランティア活動との連携 ・救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、震災救援所運営等、発災時には、ボランティアの多岐にわたる活動が期待される。 ・区は、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりとして、杉並区社会福祉協議会との協定締結をはじめ、関係機関との連携により、ボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口を開設することとしている。	5 ボランティア活動との連携 ・救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、震災救援所運営等、発災時には、ボランティアの多岐にわたる活動が期待される。 ・消防署は、消防団・災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会を実施している。 ・区は、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりとして、杉並区社会福祉協議会との協定締結をはじめ、関係機関との連携により、ボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口を開設することとしている。	【杉並消防署長】 同内容が別の箇所に記載されているため削除								
11	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第2節 課題	3 消防団の活動体制 ・被害想定では、焼失棟数が最大約1万棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等、消防団の活動が重要である。 ・現在、区内の消防団は、定員750名に対して、現員602名(令和5年12月1日現在)と不足しており、積極的な広報や勧誘活動により、定員充足を図り、活動体制を整えることが必要である。	3 消防団の活動体制 ・被害想定では、焼失棟数が最大約1万棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等、消防団の活動が重要である。 ・現在、区内の消防団は、定員750名に対して、現員593名(令和5年4月1日現在)と不足しており、積極的な広報や勧誘活動により、定員充足を図り、活動体制を整えることが必要である。	【杉並消防署長】 時点更新								
12	東京都 防災会議委員 関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組【予防対策】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td> ①広報手段 パンフレット、広報紙等を講演会、防火管理者講習会、町会・自治会等の組織、新聞販売所等協力事業所を通じた配布、駅舎、商店街等におけるPR活動、デジタルサイネージや事業所の大型ビジョン等による放映及びインターネットを活用した広報等により、防災意識の普及を図る。 ・はたらく消防の写生会及び表彰式 ・広報紙「すぎなみ119」「消防広報おぎくぼ」「広報とうきょう消防」 ・ポスター ・チラシ ・リーフレット・ハンドブック ・プロモーションビデオ ・ホームページ・SNS・消防アプリ ②広報内容 ・地震に関する一般知識 ・地震の備え(「地震に対する10の備え」「地震 その時10のポイント」) ・地震から命を守る「7つの問いかけ」 ・出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識 ・救出救護活動 ・家具類の転倒・落下・移動防止措置 ・事業所の地震対策 ・非常食料、非常持出品 ・警戒宣言発令時における行動と備え ・防火防災標語の募集及び表彰式 ・地域の防火防災功賞制度 ・長周期地震動に関する防火防災対策 ③常設展示による普及 ・東京消防庁消防防災資料センター ・都民防災教育センター </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事業内容	消防署	①広報手段 パンフレット、広報紙等を講演会、防火管理者講習会、町会・自治会等の組織、新聞販売所等協力事業所を通じた配布、駅舎、商店街等におけるPR活動、デジタルサイネージや事業所の大型ビジョン等による放映及びインターネットを活用した広報等により、防災意識の普及を図る。 ・はたらく消防の写生会及び表彰式 ・広報紙「すぎなみ119」「消防広報おぎくぼ」「広報とうきょう消防」 ・ポスター ・チラシ ・リーフレット・ハンドブック ・プロモーションビデオ ・ホームページ・SNS・消防アプリ ②広報内容 ・地震に関する一般知識 ・地震の備え(「地震に対する10の備え」「地震 その時10のポイント」) ・地震から命を守る「7つの問いかけ」 ・出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識 ・救出救護活動 ・家具類の転倒・落下・移動防止措置 ・事業所の地震対策 ・非常食料、非常持出品 ・警戒宣言発令時における行動と備え ・防火防災標語の募集及び表彰式 ・地域の防火防災功賞制度 ・長周期地震動に関する防火防災対策 ③常設展示による普及 ・東京消防庁消防防災資料センター ・都民防災教育センター	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td> ①広報手段 パンフレット、広報紙等を講演会、防火管理者講習会、自治会等の組織、新聞販売所等協力事業所を通じた配布、駅舎、商店街等におけるPR活動、デジタルサイネージや事業所の大型ビジョン等による放映及びインターネットを活用した広報等により、防災意識の普及を図る。 ・はたらく消防の写生会及び表彰式 ・地域の防火防災功賞 ・広報紙「すぎなみ119」「消防広報おぎくぼ」「広報とうきょう消防」 ・ポスター ・チラシ ・リーフレット・ハンドブック ・プロモーションビデオ ・ホームページ・SNS・消防アプリ ②広報内容 ・地震に関する一般知識 ・地震の備え(「地震に対する10の備え」「地震 その時10のポイント」) ・地震から命を守る「7つの問いかけ」 ・出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識 ・救出救護活動 ・家具類の転倒・落下・移動防止措置 ・事業所の地震対策 ・非常食料、非常持出品 ・警戒宣言発令時における行動と備え ・防火防災標語の募集及び表彰式 ・長周期地震動に関する防火防災対策 ③常設展示による普及 ・東京消防庁消防防災資料センター ・都民防災教育センター </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事業内容	消防署	①広報手段 パンフレット、広報紙等を講演会、防火管理者講習会、自治会等の組織、新聞販売所等協力事業所を通じた配布、駅舎、商店街等におけるPR活動、デジタルサイネージや事業所の大型ビジョン等による放映及びインターネットを活用した広報等により、防災意識の普及を図る。 ・はたらく消防の写生会及び表彰式 ・地域の防火防災功賞 ・広報紙「すぎなみ119」「消防広報おぎくぼ」「広報とうきょう消防」 ・ポスター ・チラシ ・リーフレット・ハンドブック ・プロモーションビデオ ・ホームページ・SNS・消防アプリ ②広報内容 ・地震に関する一般知識 ・地震の備え(「地震に対する10の備え」「地震 その時10のポイント」) ・地震から命を守る「7つの問いかけ」 ・出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識 ・救出救護活動 ・家具類の転倒・落下・移動防止措置 ・事業所の地震対策 ・非常食料、非常持出品 ・警戒宣言発令時における行動と備え ・防火防災標語の募集及び表彰式 ・長周期地震動に関する防火防災対策 ③常設展示による普及 ・東京消防庁消防防災資料センター ・都民防災教育センター	【東京都】 文言修正 【杉並消防署長】 記載箇所に誤りがあるため修正 【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため 【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため
機関名	事業内容												
消防署	①広報手段 パンフレット、広報紙等を講演会、防火管理者講習会、町会・自治会等の組織、新聞販売所等協力事業所を通じた配布、駅舎、商店街等におけるPR活動、デジタルサイネージや事業所の大型ビジョン等による放映及びインターネットを活用した広報等により、防災意識の普及を図る。 ・はたらく消防の写生会及び表彰式 ・広報紙「すぎなみ119」「消防広報おぎくぼ」「広報とうきょう消防」 ・ポスター ・チラシ ・リーフレット・ハンドブック ・プロモーションビデオ ・ホームページ・SNS・消防アプリ ②広報内容 ・地震に関する一般知識 ・地震の備え(「地震に対する10の備え」「地震 その時10のポイント」) ・地震から命を守る「7つの問いかけ」 ・出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識 ・救出救護活動 ・家具類の転倒・落下・移動防止措置 ・事業所の地震対策 ・非常食料、非常持出品 ・警戒宣言発令時における行動と備え ・防火防災標語の募集及び表彰式 ・地域の防火防災功賞制度 ・長周期地震動に関する防火防災対策 ③常設展示による普及 ・東京消防庁消防防災資料センター ・都民防災教育センター												
機関名	事業内容												
消防署	①広報手段 パンフレット、広報紙等を講演会、防火管理者講習会、自治会等の組織、新聞販売所等協力事業所を通じた配布、駅舎、商店街等におけるPR活動、デジタルサイネージや事業所の大型ビジョン等による放映及びインターネットを活用した広報等により、防災意識の普及を図る。 ・はたらく消防の写生会及び表彰式 ・地域の防火防災功賞 ・広報紙「すぎなみ119」「消防広報おぎくぼ」「広報とうきょう消防」 ・ポスター ・チラシ ・リーフレット・ハンドブック ・プロモーションビデオ ・ホームページ・SNS・消防アプリ ②広報内容 ・地震に関する一般知識 ・地震の備え(「地震に対する10の備え」「地震 その時10のポイント」) ・地震から命を守る「7つの問いかけ」 ・出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識 ・救出救護活動 ・家具類の転倒・落下・移動防止措置 ・事業所の地震対策 ・非常食料、非常持出品 ・警戒宣言発令時における行動と備え ・防火防災標語の募集及び表彰式 ・長周期地震動に関する防火防災対策 ③常設展示による普及 ・東京消防庁消防防災資料センター ・都民防災教育センター												

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																																
	東京都 防災会議委員 関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>都水道局</p> <p>各家庭で行える水の備え、震災時の給水拠点、東京都水道局の震災対策（水道施設の応急復旧）等を都民に周知し地震発生時における混乱を最小限にするため、次のとおり広報を行う。</p> <p>①広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生に際しての都水道局の応急対策 ・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由 ・その他地震発生時に必要な注意事項等 <p>②広報の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・X（旧 Twitter）の活用 ・震災時の情報伝達手段として有効とされる X（旧 Twitter）を活用した情報提供を行う。 ・様々な広報施策を多角的に活用した効果的な広報の展開 ・水道キャラバンやホームページ、その他配布物により分かりやすく PR を実施していく。 <p>③広報媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット ・「水道・くらしのガイド」 ・ビデオ ・「近くにあります給水拠点」 <p>東京電力 パワーグリ ッド</p> <p>平常時から新聞、テレビ、ラジオ、パンフレット、ホームページその他による事故防止等に関する広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無断昇柱、無断工事をしないこと。 ・電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。 ・断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。 ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 ・漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。 ・大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。 ・屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。 ・電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 ・その他事故防止のため留意すべき事項 <p>東京ガス グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する復旧マイマップ等のホームページ掲載 ・地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 ・東京ガスホームページに安全と防災に関する取組について情報を掲載 	<p>都水道局</p> <p>各家庭で行える水の備え、震災時の給水拠点、東京都水道局の震災対策（水道施設の応急復旧）等を都民に周知し地震発生時における混乱を最小限にするため、次のとおり広報を行う。</p> <p>①広報内容</p> <p>ア) 水のくみ置き習慣</p> <p>日頃から水のくみ置きをお願いし、習慣化する。目安は一人1日3ℓ。清潔でふたのできる容器に口元まで入れ直射日光の当たらない場所で保管すると、3日間は飲料水として使用可能、4日目を以降は清掃や洗濯に使用。</p> <p>イ) 給水拠点の周知</p> <p>震災時に備えた給水拠点の周知</p> <p>ウ) 東京都水道局の震災対策</p> <p>地震に強い水道管への取替、浄水場の整備・補強など、水道局が行う様々な震災対策の紹介</p> <p>②広報手段</p> <p>「インターネットホームページ」、「水道ニュース」、パンフレット「水道・暮らしのガイド」などで紹介。</p> <p>水道施設見学、区主催の防災相談、防災訓練による広報。</p> <p>震災対策や施設整備等を紹介したビデオによる広報。</p> <p>「防災の日」等に、テレビ、ラジオ、新聞等を活用した PR。</p> <p>東京電力 パワーグリ ッド</p> <p>平常時から新聞、テレビ、ラジオ、パンフレット、ホームページその他による事故防止等に関する広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無断昇柱、無断工事を禁止 ・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下など設備の異常を発見した場合の通報に関する事項 ・断線垂下している電線、浸水、雨漏りなどにより冠水した屋外配線、電気器具などに対する禁止事項 ・屋外避難時の、安全器又はブレーカーの対応 ・電気器具を再使用する時のガス漏れや器具の安全確認 ・その他事故防止のため留意すべき事項 <p>東京ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する復旧マイマップ等のホームページ掲載 ・地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 ・東京ガスホームページに安全と防災に関する取組について情報を掲載 	<p>【東京都】 文言修正</p> <p>【杉並消防署長】 記載箇所に誤りがあるため修正</p> <p>【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため</p> <p>【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため</p>																																
13	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>《消防署》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>幼児期から教育機関等と連携した総合防災教育を推進する。</u> ・児童生徒に対しては、「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行うとともに、総合防災教育の推進と普及を図り、防災知識の向上を図っていく。 ・地域住民に対しては、町会・自治会を単位とした講演会・映画会等を開催するとともに、地震災害や風水害等に対する区民、事業所等の地域の取組に対し、優良な事例について「地域の防火防災功労賞制度」により表彰することで、防災に対する意識啓発を行う。 ・防災市民組織、女性防火組織、消防少年団等の育成に努め、それぞれにあわせた防火教育を推進するとともに、都民防災教育センター等を拠点とし、発達段階に応じた総合防災教育を推進することで、防災意識と防災行動力の向上を図る。 ・<u>ホームページやSNSによる情報発信を行う。</u> ・<u>各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」を実施する。</u> ・デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実を図る。 ・<u>長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発を実施する。</u> 	<p>《消防署》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に対しては、「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行うとともに、総合防災教育の推進と普及を図り、防災知識の向上を図っていく。 ・地域住民に対しては、町会・自治会を単位とした講演会・映画会等を開催するとともに、地震災害や風水害等に対する区民、事業所等の地域の取組に対し、優良な事例について「地域の防火防災功労賞制度」により表彰することで、防災に対する意識啓発を行う。 ・防災市民組織、女性防火組織、消防少年団等の育成に努め、それぞれにあわせた防火教育を推進するとともに、都民防災教育センター等を拠点とし、発達段階に応じた総合防災教育を推進することで、防災意識と防災行動力の向上を図る。 ・<u>防火防災診断、ホームページやSNSによる情報発信を行う。</u> ・デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実を図る。 	<p>【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正</p>																																
14	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>参加機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>関係部課</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td>杉並消防署、荻窪消防署、杉並消防団、荻窪消防団</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>水道局</td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td>陸上自衛隊</td> </tr> <tr> <td>公共機関等</td> <td>東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT 東日本、J:COM、杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会、獣医師会杉並支部、杉並赤十字奉仕団、災害拠点病院、杉並区社会福祉協議会、杉並建設防災協議会、杉並土木災害防止協力会 他</td> </tr> <tr> <td>住民等</td> <td>防災市民組織、町会・自治会、震災救援所運営連絡会役員、中学生レスキュー隊、災害時支援ボランティア</td> </tr> </tbody> </table>	組織	参加機関	区	関係部課	消防	杉並消防署、荻窪消防署、杉並消防団、荻窪消防団	警察	杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署	都	水道局	自衛隊	陸上自衛隊	公共機関等	東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT 東日本、J:COM、杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会、獣医師会杉並支部、杉並赤十字奉仕団、災害拠点病院、杉並区社会福祉協議会、杉並建設防災協議会、杉並土木災害防止協力会 他	住民等	防災市民組織、町会・自治会、震災救援所運営連絡会役員、中学生レスキュー隊、災害時支援ボランティア	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>参加機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>関係部課</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td>杉並消防署、荻窪消防署、杉並消防団、荻窪消防団</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>水道局</td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td>陸上自衛隊</td> </tr> <tr> <td>公共機関等</td> <td>東京電力パワーグリッド、東京ガス、NTT 東日本、J:COM、杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会、獣医師会杉並支部、杉並赤十字奉仕団、災害拠点病院、杉並区社会福祉協議会、杉並建設防災協議会、杉並土木災害防止協力会 他</td> </tr> <tr> <td>住民等</td> <td>防災市民組織、町会・自治会、震災救援所運営連絡会役員、中学生レスキュー隊、災害時支援ボランティア</td> </tr> </tbody> </table>	組織	参加機関	区	関係部課	消防	杉並消防署、荻窪消防署、杉並消防団、荻窪消防団	警察	杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署	都	水道局	自衛隊	陸上自衛隊	公共機関等	東京電力パワーグリッド、東京ガス、NTT 東日本、J:COM、杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会、獣医師会杉並支部、杉並赤十字奉仕団、災害拠点病院、杉並区社会福祉協議会、杉並建設防災協議会、杉並土木災害防止協力会 他	住民等	防災市民組織、町会・自治会、震災救援所運営連絡会役員、中学生レスキュー隊、災害時支援ボランティア	<p>【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため</p>
組織	参加機関																																				
区	関係部課																																				
消防	杉並消防署、荻窪消防署、杉並消防団、荻窪消防団																																				
警察	杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署																																				
都	水道局																																				
自衛隊	陸上自衛隊																																				
公共機関等	東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT 東日本、J:COM、杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会、獣医師会杉並支部、杉並赤十字奉仕団、災害拠点病院、杉並区社会福祉協議会、杉並建設防災協議会、杉並土木災害防止協力会 他																																				
住民等	防災市民組織、町会・自治会、震災救援所運営連絡会役員、中学生レスキュー隊、災害時支援ボランティア																																				
組織	参加機関																																				
区	関係部課																																				
消防	杉並消防署、荻窪消防署、杉並消防団、荻窪消防団																																				
警察	杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署																																				
都	水道局																																				
自衛隊	陸上自衛隊																																				
公共機関等	東京電力パワーグリッド、東京ガス、NTT 東日本、J:COM、杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会、獣医師会杉並支部、杉並赤十字奉仕団、災害拠点病院、杉並区社会福祉協議会、杉並建設防災協議会、杉並土木災害防止協力会 他																																				
住民等	防災市民組織、町会・自治会、震災救援所運営連絡会役員、中学生レスキュー隊、災害時支援ボランティア																																				

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要								
15	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<table border="1"> <tr> <th>主催</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td> <p>震災時における大規模な市街地火災、救助救急事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防訓練を実施し消防活動技術及び活動支援体制の向上を図るとともに、各参加機関が連携した総合訓練を実施する。</p> <p>1) 参加機関 ①消防署 ②消防団 ③災害時支援ボランティア ④事業所、防災市民組織などの地域住民 ⑤医療機関</p> <p>2) 訓練項目 ①消防隊訓練 ・非常招集命令伝達訓練 ・参集訓練 ・初動処置訓練 ・情報収集訓練 ・通信運用訓練 ・署隊本部運用訓練 ・部隊編成訓練 ・部隊運用訓練 ・火災現場活動訓練 ・救助救急活動訓練 ・その他の訓練 ②消防団の訓練 前項①に準じ実施する。 ③災害時支援ボランティアの訓練 ・応急救護訓練 ・後方支援活動訓練 ・その他の訓練 チームリーダー以上を目指す人に「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施</p> <p>④事業所、防災市民組織などの地域住民の訓練指導 ・出火防止訓練 ・初期消火訓練 ・救出・救護訓練 ・応急救護訓練 ・通報訓練 ・その他の訓練 ⑤医療機関の訓練 ・現場救護所等の設置・運営訓練 ・傷病者のトリアージ訓練 ・救急処置及び搬送訓練 ・その他の訓練</p> <p>3) 実施時期 ①消防隊、消防団及び災害時支援ボランティア ・基本訓練 年間計画に基づき、火災予防運動、防災週間等を捉え実施する。 ・総合訓練 年1回以上 ②事業所、地域住民及び医療機関 ・事業所は、消防計画等に基づくほか、「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。 ・地域住民及び医療機関は、主に「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。</p> </td> </tr> </table>	主催	内容	消防署	<p>震災時における大規模な市街地火災、救助救急事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防訓練を実施し消防活動技術及び活動支援体制の向上を図るとともに、各参加機関が連携した総合訓練を実施する。</p> <p>1) 参加機関 ①消防署 ②消防団 ③災害時支援ボランティア ④事業所、防災市民組織などの地域住民 ⑤医療機関</p> <p>2) 訓練項目 ①消防隊訓練 ・非常招集命令伝達訓練 ・参集訓練 ・初動処置訓練 ・情報収集訓練 ・通信運用訓練 ・署隊本部運用訓練 ・部隊編成訓練 ・部隊運用訓練 ・火災現場活動訓練 ・救助救急活動訓練 ・その他の訓練 ②消防団の訓練 前項①に準じ実施する。 ③災害時支援ボランティアの訓練 ・応急救護訓練 ・後方支援活動訓練 ・その他の訓練 チームリーダー以上を目指す人に「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施</p> <p>④事業所、防災市民組織などの地域住民の訓練指導 ・出火防止訓練 ・初期消火訓練 ・救出・救護訓練 ・応急救護訓練 ・通報訓練 ・その他の訓練 ⑤医療機関の訓練 ・現場救護所等の設置・運営訓練 ・傷病者のトリアージ訓練 ・救急処置及び搬送訓練 ・その他の訓練</p> <p>3) 実施時期 ①消防隊、消防団及び災害時支援ボランティア ・基本訓練 年間計画に基づき、火災予防運動、防災週間等を捉え実施する。 ・総合訓練 年1回以上 ②事業所、地域住民及び医療機関 ・事業所は、消防計画等に基づくほか、「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。 ・地域住民及び医療機関は、主に「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。</p>	<table border="1"> <tr> <th>主催</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td> <p>震災時における大規模な市街地火災、救助救急事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防訓練を実施し消防活動技術及び活動支援体制の向上を図るとともに、各参加機関が連携した総合訓練を実施する。</p> <p>1) 参加機関 ①消防署 ②消防団 ③災害時支援ボランティア ④事業所、防災市民組織などの地域住民 ⑤医療機関</p> <p>2) 訓練項目 ①消防隊訓練 ・非常招集命令伝達訓練 ・参集訓練 ・初動処置訓練 ・情報収集訓練 ・通信運用訓練 ・署隊本部運用訓練 ・部隊編成訓練 ・部隊運用訓練 ・火災現場活動訓練 ・救助救急活動訓練 ・その他の訓練 ②消防団の訓練 前項①に準じ実施する。 ③災害時支援ボランティアの訓練 ・応急救護訓練 →災害情報提供訓練 →消火訓練 →救助・救出訓練 →その他の訓練 ④事業所、防災市民組織などの地域住民の訓練 ・出火防止訓練 ・初期消火訓練 ・救出・救護訓練 ・応急救護訓練 ・通報訓練 ・その他の訓練 ⑤医療機関の訓練 ・現場救護所等の設置・運営訓練 ・傷病者のトリアージ訓練 ・救急処置及び搬送訓練 ・その他の訓練</p> <p>3) 実施時期 ①消防隊、消防団及び災害時支援ボランティア ・基本訓練 年間計画に基づき、火災予防運動、防災週間等を捉え実施する。 ・総合訓練 年1回以上 ②事業所、地域住民及び医療機関 ・事業所は、消防計画等に基づくほか、「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。 ・地域住民及び医療機関は、主に「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。</p> </td> </tr> </table>	主催	内容	消防署	<p>震災時における大規模な市街地火災、救助救急事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防訓練を実施し消防活動技術及び活動支援体制の向上を図るとともに、各参加機関が連携した総合訓練を実施する。</p> <p>1) 参加機関 ①消防署 ②消防団 ③災害時支援ボランティア ④事業所、防災市民組織などの地域住民 ⑤医療機関</p> <p>2) 訓練項目 ①消防隊訓練 ・非常招集命令伝達訓練 ・参集訓練 ・初動処置訓練 ・情報収集訓練 ・通信運用訓練 ・署隊本部運用訓練 ・部隊編成訓練 ・部隊運用訓練 ・火災現場活動訓練 ・救助救急活動訓練 ・その他の訓練 ②消防団の訓練 前項①に準じ実施する。 ③災害時支援ボランティアの訓練 ・応急救護訓練 →災害情報提供訓練 →消火訓練 →救助・救出訓練 →その他の訓練 ④事業所、防災市民組織などの地域住民の訓練 ・出火防止訓練 ・初期消火訓練 ・救出・救護訓練 ・応急救護訓練 ・通報訓練 ・その他の訓練 ⑤医療機関の訓練 ・現場救護所等の設置・運営訓練 ・傷病者のトリアージ訓練 ・救急処置及び搬送訓練 ・その他の訓練</p> <p>3) 実施時期 ①消防隊、消防団及び災害時支援ボランティア ・基本訓練 年間計画に基づき、火災予防運動、防災週間等を捉え実施する。 ・総合訓練 年1回以上 ②事業所、地域住民及び医療機関 ・事業所は、消防計画等に基づくほか、「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。 ・地域住民及び医療機関は、主に「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。</p>	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
主催	内容												
消防署	<p>震災時における大規模な市街地火災、救助救急事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防訓練を実施し消防活動技術及び活動支援体制の向上を図るとともに、各参加機関が連携した総合訓練を実施する。</p> <p>1) 参加機関 ①消防署 ②消防団 ③災害時支援ボランティア ④事業所、防災市民組織などの地域住民 ⑤医療機関</p> <p>2) 訓練項目 ①消防隊訓練 ・非常招集命令伝達訓練 ・参集訓練 ・初動処置訓練 ・情報収集訓練 ・通信運用訓練 ・署隊本部運用訓練 ・部隊編成訓練 ・部隊運用訓練 ・火災現場活動訓練 ・救助救急活動訓練 ・その他の訓練 ②消防団の訓練 前項①に準じ実施する。 ③災害時支援ボランティアの訓練 ・応急救護訓練 ・後方支援活動訓練 ・その他の訓練 チームリーダー以上を目指す人に「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施</p> <p>④事業所、防災市民組織などの地域住民の訓練指導 ・出火防止訓練 ・初期消火訓練 ・救出・救護訓練 ・応急救護訓練 ・通報訓練 ・その他の訓練 ⑤医療機関の訓練 ・現場救護所等の設置・運営訓練 ・傷病者のトリアージ訓練 ・救急処置及び搬送訓練 ・その他の訓練</p> <p>3) 実施時期 ①消防隊、消防団及び災害時支援ボランティア ・基本訓練 年間計画に基づき、火災予防運動、防災週間等を捉え実施する。 ・総合訓練 年1回以上 ②事業所、地域住民及び医療機関 ・事業所は、消防計画等に基づくほか、「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。 ・地域住民及び医療機関は、主に「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。</p>												
主催	内容												
消防署	<p>震災時における大規模な市街地火災、救助救急事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防訓練を実施し消防活動技術及び活動支援体制の向上を図るとともに、各参加機関が連携した総合訓練を実施する。</p> <p>1) 参加機関 ①消防署 ②消防団 ③災害時支援ボランティア ④事業所、防災市民組織などの地域住民 ⑤医療機関</p> <p>2) 訓練項目 ①消防隊訓練 ・非常招集命令伝達訓練 ・参集訓練 ・初動処置訓練 ・情報収集訓練 ・通信運用訓練 ・署隊本部運用訓練 ・部隊編成訓練 ・部隊運用訓練 ・火災現場活動訓練 ・救助救急活動訓練 ・その他の訓練 ②消防団の訓練 前項①に準じ実施する。 ③災害時支援ボランティアの訓練 ・応急救護訓練 →災害情報提供訓練 →消火訓練 →救助・救出訓練 →その他の訓練 ④事業所、防災市民組織などの地域住民の訓練 ・出火防止訓練 ・初期消火訓練 ・救出・救護訓練 ・応急救護訓練 ・通報訓練 ・その他の訓練 ⑤医療機関の訓練 ・現場救護所等の設置・運営訓練 ・傷病者のトリアージ訓練 ・救急処置及び搬送訓練 ・その他の訓練</p> <p>3) 実施時期 ①消防隊、消防団及び災害時支援ボランティア ・基本訓練 年間計画に基づき、火災予防運動、防災週間等を捉え実施する。 ・総合訓練 年1回以上 ②事業所、地域住民及び医療機関 ・事業所は、消防計画等に基づくほか、「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。 ・地域住民及び医療機関は、主に「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。</p>												
16	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<table border="1"> <tr> <th>主催</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>東京ガスグループ</td> <td> <p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。</p> <p>1) 訓練項目 ・地震時の出動訓練 ・地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 ・自衛消防訓練 ・各事業所間の連絡体制訓練 ・災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 ・その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加</p> <p>2) 実施時期・回数 年1回以上（本社及び各事業所）</p> </td> </tr> </table>	主催	内容	東京ガスグループ	<p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。</p> <p>1) 訓練項目 ・地震時の出動訓練 ・地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 ・自衛消防訓練 ・各事業所間の連絡体制訓練 ・災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 ・その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加</p> <p>2) 実施時期・回数 年1回以上（本社及び各事業所）</p>	<table border="1"> <tr> <th>主催</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>東京ガス</td> <td> <p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。</p> <p>1) 訓練項目 ・地震時の出動訓練 ・地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 ・自衛消防訓練 ・各事業所間の連絡体制訓練 ・災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 ・その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加</p> <p>2) 実施時期・回数 年1回以上（本社及び各事業所）</p> </td> </tr> </table>	主催	内容	東京ガス	<p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。</p> <p>1) 訓練項目 ・地震時の出動訓練 ・地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 ・自衛消防訓練 ・各事業所間の連絡体制訓練 ・災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 ・その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加</p> <p>2) 実施時期・回数 年1回以上（本社及び各事業所）</p>	【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため
主催	内容												
東京ガスグループ	<p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。</p> <p>1) 訓練項目 ・地震時の出動訓練 ・地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 ・自衛消防訓練 ・各事業所間の連絡体制訓練 ・災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 ・その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加</p> <p>2) 実施時期・回数 年1回以上（本社及び各事業所）</p>												
主催	内容												
東京ガス	<p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。</p> <p>1) 訓練項目 ・地震時の出動訓練 ・地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 ・自衛消防訓練 ・各事業所間の連絡体制訓練 ・災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 ・その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加</p> <p>2) 実施時期・回数 年1回以上（本社及び各事業所）</p>												
17	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>(2) 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 <u>区は、区内在住等の外国人に対し、多言語表記による防災ガイドブックや防災マップを作成・配布するほか、杉並区交流協会と連携を強化して、ピクトグラムや「やさしい日本語」を活用し、分かりやすい防災知識の普及を図っていく。併せて、外国人が多く集まる場所等での防災訓練や防災講座の実施、都が作成する防災に関する多言語動画を活用した啓発活動など、平時から地域と在住外国人が交流できる場を創設し、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意して、お互い顔の見える関係性を構築していく。</u></p>	<p>(2) 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 区は、区内在住等の外国人に対し、杉並区交流協会と連携を強化して、ピクトグラムや「やさしい日本語」を活用した、外国人にも分かりやすい防災訓練や防災講座を実施する。併せて、多言語対応の防災ガイドブックや防災マップなどを活用し、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意して防災知識の普及を図る。また、都が作成する防災に関する多言語動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供、外国人との交流、相互理解を図る。</p>	【杉並区交流協会】 文言修正								

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
18	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	3 消防団の活動体制の充実 3-1 現況 区内の消防団は、杉並消防団と荻窪消防団の2団16分団で、定数750名に対し現員は 602名 である（令和5年 12月1日 現在）。常時定数を充足させるために、積極的に消防団員の募集活動を行っている。これらの消防団は、震災時には消防署と連携し消防活動にあたり、平常時は地域住民への訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。 このため、震災時の活動に対応できるよう、震災対策重点地域及び火災危険度の高い地域を優先的に、可搬ポンプ積載車（緊急車）、可搬ポンプ、防災資器材格納庫を整備するとともに、新たに簡易救助器具を配備し、救助能力等活動体制の強化を図っている。 令和5年12月31日 時点における格納庫の整備状況は、杉並消防団37か所、荻窪消防団15か所である。 さらに、地域の指導者としての適切な指導を行うために必要な教育訓練用資機材を整備するほか、区としても消防団の装備等を助成し、その強化を図っている。	3 消防団の活動体制の充実 3-1 現況 区内の消防団は、杉並消防団と荻窪消防団の2団16分団で、定数750名に対し現員は 593名 である（令和5年4月1日現在）。常時定数を充足させるために、積極的に消防団員の募集活動を行っている。これらの消防団は、震災時には消防署と連携し消防活動にあたり、平常時は地域住民への訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。 このため、震災時の活動に対応できるよう、震災対策重点地域及び火災危険度の高い地域を優先的に、可搬ポンプ積載車（緊急車）、可搬ポンプ、防災資器材格納庫を整備するとともに、新たに簡易救助器具を配備し、救助能力等活動体制の強化を図っている。 平成25年3月31日 時点における格納庫の整備状況は、杉並消防団37か所、荻窪消防団15か所である。 さらに、地域の指導者としての適切な指導を行うために必要な教育訓練用資機材を整備するほか、区としても消防団の装備等を助成し、その強化を図っている。	【杉並消防署長】 時点更新
19	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	3-2 取組内容 ・消防署では、女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進し、新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。 ・ 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。 ・大規模災害団員などの制度を活用して更なる防災体制を強化する。 ・教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。 ・各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図るとともに、消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。 ・消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。 ・消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。 ・ 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。 ・消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。 ・区は、分団本部施設（延べ面積80㎡以上）のない消防分団に対して、待機場所取得に向けてバックアップしていくとともに、発災時においては区立施設を臨時待機場所として提供することについて、消防署と検討を進めていく。	3-2 取組内容 ・消防署では、女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進し、新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。 ・大規模災害団員などの制度を活用して更なる防災体制を強化する。 ・教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。 ・各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図るとともに、消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。 ・消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。 ・消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。 ・消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。 ・区は、分団本部施設（延べ面積80㎡以上）のない消防分団に対して、待機場所取得に向けてバックアップしていくとともに、発災時においては区立施設を臨時待機場所として提供することについて、消防署と検討を進めていく。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
20	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	4-3 事業所防災体制の強化 事業所において使用される火気及び危険物などは、一般家庭より規模が大きく、発災の危険あるいは地域に与える影響が大きいと予想される。消防署では、 事業所に対し、事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。	4-3 事業所防災体制の強化 事業所において使用される火気及び危険物などは、一般家庭より規模が大きく、発災の危険あるいは地域に与える影響が大きいと予想される。消防署では、東京都震災対策条例に基づき、 事業所防災計画の作成等による防災体制の整備に努めてきたところであるが、全事業所に対してリーフレット配布及び危険物取扱者等の講習等を通じて、事業所の防災体制の強化に努める。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
21	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>(2) 自衛消防隊の設置</p> <p>消防署は、防火防災管理者をおかなければならない事業所に対して、自衛消防組織の編成を指導する。一定以上の規模の事業所については、火災予防条例に基づき消防資機材を装備した自衛消防隊の設置、隊員講習等の指導、救命講習の受講を促進し、事業所自らの消火・救出・救護活動能力の向上を図っている。</p> <p>・ <u>自衛消防組織の設置義務のある事業所</u> <u>消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。</u> <u>この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。</u></p> <p>・ <u>防災管理者の選任を要する事業所</u> <u>消防法第36条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。</u> <u>この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。</u></p> <p>・ <u>自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所</u> <u>a ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務付けられている。</u> <u>b 震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。</u> <u>c 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急 手当用具の配置を推進する。</u></p>	<p>(2) 自衛消防隊の設置</p> <p>消防署は、防火防災管理者をおかなければならない事業所に対して、自衛消防組織の編成を指導する。一定以上の規模の事業所については、火災予防条例に基づき消防資機材を装備した自衛消防隊の設置、隊員講習等の指導、救命講習の受講を促進し、事業所自らの消火・救出・救護活動能力の向上を図っている。</p>	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
22	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>(2) 東京消防庁災害時支援ボランティア</p> <p>・災害時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、杉並・荻窪消防署は、事前に登録した杉並、荻窪消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、指導育成を図る。</p> <p>・東京消防庁災害時支援ボランティアは、災害時における消防隊の現場活動を支援するため、消防署に事前登録しているボランティアであり、区内では、杉並消防署81名、荻窪消防署29名、合計110名が登録している。 <u>（令和5年12月1日時点）</u></p>	<p>(2) 東京消防庁災害時支援ボランティア</p> <p>・災害時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、杉並・荻窪消防署は、事前に登録した杉並、荻窪消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、指導育成を図る。</p> <p>・東京消防庁災害時支援ボランティアは、災害時における消防隊の現場活動を支援するため、消防署に事前登録しているボランティアであり、区内では、杉並消防署391名、荻窪消防署256名、合計647名が登録している。</p>	【杉並消防署長】 時点更新
23	能登半島地震	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	ウ エレベーター内の一時的な滞在環境の整備 区は、エレベーター内で閉じ込めが発生した場合に備え、 <u>震災時に重要な防災拠点施設となる区有施設に、簡易トイレや飲料水等を備蓄したエレベーターキャビネットの設置を行う。</u>	ウ エレベーター内の一時的な滞在環境の整備 区は、エレベーター内で閉じ込めが発生した場合に備え、簡易トイレや飲料水等を備蓄したエレベーター椅子の設置等を含む対策を検討する。	

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																
24	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	2-5 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備 (1) 対象となる社会公共施設等 区施設、民間が整備する医療機関、学校、老人ホーム等の建築物のうち、社会公共施設等を対象とする。なお、社会公共施設等とは、災害対策本部が設置される庁舎の他、震災救援所に指定している学校施設等、福祉救援所に指定している社会福祉施設等、災害拠点病院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物等を総称している。	2-5 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備 (1) 対象となる社会公共施設等 区施設、民間が整備する医療機関、学校、老人ホーム等の建築物のうち、社会公共施設等を対象とする。なお、社会公共施設等とは、災害対策本部が設置される庁舎の他、震災救援所に指定している学校施設等、福祉救援所に指定している社会福祉施設等、災害拠点病院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物及び応急仮設住宅となりうる区営住宅等を総称している。	【東京都】 法による「応急仮設住宅」には、「公的住宅の活用による一時提供型住宅」は含まれないため																
25	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	3 液状化、長周期地震動への対策の強化 3-1 液状化対策の強化 (1) 対策内容 <table border="1" data-bbox="831 520 1472 596"> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> <tr> <td>特定行政庁である区 指定確認検査機関</td> <td>・液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対する確かな対策を講ずるよう促す。</td> </tr> </table>	機関名	対策内容	特定行政庁である区 指定確認検査機関	・液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対する確かな対策を講ずるよう促す。	3 液状化、長周期地震動への対策の強化 3-1 液状化対策の強化 (1) 対策内容 <table border="1" data-bbox="1537 520 2178 693"> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> <tr> <td>特定行政庁である区 指定確認検査機関</td> <td>・液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対する確かな対策を講ずるよう促す。 →屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の耐震基準への適正な維持・管理適合指導</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>→長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者へ周知</td> </tr> </table>	機関名	対策内容	特定行政庁である区 指定確認検査機関	・液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対する確かな対策を講ずるよう促す。 →屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の耐震基準への適正な維持・管理適合指導	消防署	→長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者へ周知	【杉並消防署長】 記載箇所に誤りがあるため、別の箇所に記載するよう修正						
機関名	対策内容																				
特定行政庁である区 指定確認検査機関	・液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対する確かな対策を講ずるよう促す。																				
機関名	対策内容																				
特定行政庁である区 指定確認検査機関	・液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対する確かな対策を講ずるよう促す。 →屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の耐震基準への適正な維持・管理適合指導																				
消防署	→長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者へ周知																				
26	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	3-2 長周期地震動対策の強化（建物所有者等への対策の推進） 《区》 超高層建築物等について、国の対策の決定後、東京都と連携して、建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒防止対策などを、建物所有者等に対し情報提供する。 《消防署》 ・屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の耐震基準への適正な維持・管理適合指導を行う。 ・長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者へ周知する。	3-2 長周期地震動対策の強化（建物所有者等への対策の推進） 超高層建築物等について、国の対策の決定後、東京都と連携して、建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒防止対策などを、建物所有者等に対し情報提供する。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正																
27	能登半島地震	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	カ 感震ブレーカー設置支援事業の拡充 区は、電気火災を防止するため、感震ブレーカー設置支援事業を行っている。さらなる出火防止対策のため、火災危険度の高い地域に対する感震ブレーカー設置支援事業の拡充などを行い、震災時の電気火災対策を強化する。	カ 感震ブレーカー設置支援事業の周知 区は、感震ブレーカーの設置を支援するため、感震ブレーカー設置支援事業による設置助成制度の一層の周知を図ることで、震災時の通電火災の予防を促進する。																	
28	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	図表：消防車両の内訳 <table border="1" data-bbox="842 1323 1472 1390"> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>救急車</th> <th>その他指揮車等</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>28台</td> <td>13台</td> <td>17台</td> <td>58台</td> </tr> </table>	ポンプ車	救急車	その他指揮車等	合計	28台	13台	17台	58台	図表：消防車両の内訳 <table border="1" data-bbox="1537 1323 2178 1390"> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>救急車</th> <th>その他指揮車等</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>24台</td> <td>13台</td> <td>22台</td> <td>59台</td> </tr> </table>	ポンプ車	救急車	その他指揮車等	合計	24台	13台	22台	59台	【杉並消防署長】 時点更新
ポンプ車	救急車	その他指揮車等	合計																		
28台	13台	17台	58台																		
ポンプ車	救急車	その他指揮車等	合計																		
24台	13台	22台	59台																		

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																																																																								
29	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	ウ 消防水利の整備(令和5年12月1日時点) ・東京消防庁では、震災時の同時多発火災や市街地大火に備え、都、区及び関係機関と連携して、多角的な方策による消防水利の整備促進を図るため、次の項目を推進する。 ○耐震性を有する防火水槽や巨大水利としての深井戸等の整備を推進し、消防水利が不足する地域に対し、都や区と連携した水利整備の推進に努める。 ○経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。 ○木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。 ○防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるように改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。 ○民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合には、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。 ○区が公共施設及び特殊建築物を整備する時には、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、各区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。	ウ 消防水利の整備(令和3年1月末時点) ・東京消防庁では、震災時の同時多発火災に対処するため、消防水利が不足する地域に対し、多角的な方策による消防水利の整備促進を図るため、次の項目を推進する。 ○経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。 ○木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。 ○防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるように改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。 ○民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合には、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。 ○区が公共施設及び特殊建築物を整備する時には、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、各区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正																																																																								
30	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	・区における消防水利の整備状況は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>杉並消防署</th> <th>荻窪消防署</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火水槽</td> <td>549基</td> <td>324基</td> <td>873基</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>44基</td> <td>34基</td> <td>78基</td> </tr> <tr> <td>受水槽</td> <td>10基</td> <td>7基</td> <td>17基</td> </tr> <tr> <td>池水</td> <td>5基</td> <td>6基</td> <td>11基</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>63基</td> <td>32基</td> <td>95基</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>2,962基</td> <td>2,371基</td> <td>5,333基</td> </tr> <tr> <td>井戸</td> <td>3基</td> <td>1基</td> <td>4基</td> </tr> <tr> <td>貯水池</td> <td>1基</td> <td>0基</td> <td>1基</td> </tr> </tbody> </table>	種別	杉並消防署	荻窪消防署	合計	防火水槽	549基	324基	873基	プール	44基	34基	78基	受水槽	10基	7基	17基	池水	5基	6基	11基	河川	63基	32基	95基	消火栓	2,962基	2,371基	5,333基	井戸	3基	1基	4基	貯水池	1基	0基	1基	・区における消防水利の整備状況は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>杉並消防署</th> <th>荻窪消防署</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火水槽</td> <td>548基</td> <td>418基</td> <td>966基</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>43基</td> <td>34基</td> <td>77基</td> </tr> <tr> <td>受水槽</td> <td>13基</td> <td>12基</td> <td>25基</td> </tr> <tr> <td>池水</td> <td>5基</td> <td>6基</td> <td>11基</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>63基</td> <td>32基</td> <td>95基</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>2,945基</td> <td>2,376基</td> <td>5,321基</td> </tr> <tr> <td>井戸</td> <td>3基</td> <td>1基</td> <td>4基</td> </tr> <tr> <td>貯水池</td> <td>1基</td> <td>0基</td> <td>1基</td> </tr> </tbody> </table>	種別	杉並消防署	荻窪消防署	合計	防火水槽	548基	418基	966基	プール	43基	34基	77基	受水槽	13基	12基	25基	池水	5基	6基	11基	河川	63基	32基	95基	消火栓	2,945基	2,376基	5,321基	井戸	3基	1基	4基	貯水池	1基	0基	1基	【杉並消防署長】 時点更新
種別	杉並消防署	荻窪消防署	合計																																																																										
防火水槽	549基	324基	873基																																																																										
プール	44基	34基	78基																																																																										
受水槽	10基	7基	17基																																																																										
池水	5基	6基	11基																																																																										
河川	63基	32基	95基																																																																										
消火栓	2,962基	2,371基	5,333基																																																																										
井戸	3基	1基	4基																																																																										
貯水池	1基	0基	1基																																																																										
種別	杉並消防署	荻窪消防署	合計																																																																										
防火水槽	548基	418基	966基																																																																										
プール	43基	34基	77基																																																																										
受水槽	13基	12基	25基																																																																										
池水	5基	6基	11基																																																																										
河川	63基	32基	95基																																																																										
消火栓	2,945基	2,376基	5,321基																																																																										
井戸	3基	1基	4基																																																																										
貯水池	1基	0基	1基																																																																										
31	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	エ 消防団の体制強化 ・杉並消防団及び荻窪消防団は、震災時には消防署隊と連携し消防活動にあたるとともに、平常時は地域住民への訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。このため、震災時の活動に対応できるよう、震災対策重点地域及び火災危険度の高い地域を優先的に、可搬ポンプ積載車（緊急車）、可搬ポンプ、防災資機材格納庫を整備するとともに、新たに簡易救助器具を配備し、救助能力等活動体制の強化を図っている。令和5年12月1日時点における格納庫	エ 消防団の体制強化 ・杉並消防団及び荻窪消防団は、震災時には消防署隊と連携し消防活動にあたるとともに、平常時は地域住民への訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。このため、震災時の活動に対応できるよう、震災対策重点地域及び火災危険度の高い地域を優先的に、可搬ポンプ積載車（緊急車）、可搬ポンプ、防災資機材格納庫を整備するとともに、新たに簡易救助器具を配備し、救助能力等活動体制の強化を図っている。平成25年3月31日時点における格納庫	【杉並消防署長】 時点更新																																																																								
32	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	オ 毒物・劇物取扱施設の安全化 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都生活文化スポーツ局 都保健医療局 都教育庁 区</td> <td>・毒物・劇物による危害未然防止</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>・事業所防災計画の作成状況の確認、具体的対策等の指導</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都生活文化スポーツ局 都保健医療局 都教育庁 区	・毒物・劇物による危害未然防止	消防署	・事業所防災計画の作成状況の確認、具体的対策等の指導	オ 毒物・劇物取扱施設の安全化 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都生活文化スポーツ局 都福祉保健局 都教育庁 区</td> <td>・毒物・劇物による危害未然防止</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>・事業所防災計画の作成状況の確認、具体的対策等の指導</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都生活文化スポーツ局 都福祉保健局 都教育庁 区	・毒物・劇物による危害未然防止	消防署	・事業所防災計画の作成状況の確認、具体的対策等の指導	【東京都】 組織改正に伴い修正																																																												
機関名	対策内容																																																																												
都生活文化スポーツ局 都保健医療局 都教育庁 区	・毒物・劇物による危害未然防止																																																																												
消防署	・事業所防災計画の作成状況の確認、具体的対策等の指導																																																																												
機関名	対策内容																																																																												
都生活文化スポーツ局 都福祉保健局 都教育庁 区	・毒物・劇物による危害未然防止																																																																												
消防署	・事業所防災計画の作成状況の確認、具体的対策等の指導																																																																												

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																
33	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	キ 放射線等使用施設の安全化 ・放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>・RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。</td> </tr> <tr> <td>都総務局</td> <td>・監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。</td> </tr> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>・関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都保健医療局	・RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。	都総務局	・監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。	都保健医療局	・関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。	キ 放射線等使用施設の安全化 ・放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。</td> </tr> <tr> <td>都総務局</td> <td>・監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。</td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	・RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。	都総務局	・監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。	都福祉保健局	・関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。	【東京都】 組織改正に伴い修正
機関名	対策内容																				
都保健医療局	・RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。																				
都総務局	・監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。																				
都保健医療局	・関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。																				
機関名	対策内容																				
都福祉保健局	・RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。																				
都総務局	・監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。																				
都福祉保健局	・関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。																				
34	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】	オ 毒物・劇物取扱施設の安全化 《区、都保健医療局》 ・都保健医療局及び区は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 ・都保健医療局及び区は、震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。	オ 毒物・劇物取扱施設の安全化 《区、都福祉保健局》 ・都福祉保健局及び区は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 ・都福祉保健局及び区は、震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																
35	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】	キ 放射線等使用施設の安全化 《都保健医療局》 RI使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。 《都総務局》《都保健医療局》《都産業労働局》 ・RIによる、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。 ・必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。	キ 放射線等使用施設の安全化 《都福祉保健局》 RI使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。 《都総務局》《都福祉保健局》《都産業労働局》 ・RIによる、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。 ・必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																
36	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】	(1) 対策内容と役割分担 関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都保健医療局 区</td> <td>・毒物及び劇物取締法に適合するよう指導取締りの実施 ・関係機関との連絡通報体制の確立</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都保健医療局 区	・毒物及び劇物取締法に適合するよう指導取締りの実施 ・関係機関との連絡通報体制の確立	(1) 対策内容と役割分担 関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉保健局 区</td> <td>・毒物及び劇物取締法に適合するよう指導取締りの実施 ・関係機関との連絡通報体制の確立</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都福祉保健局 区	・毒物及び劇物取締法に適合するよう指導取締りの実施 ・関係機関との連絡通報体制の確立	【東京都】 組織改正に伴い修正								
機関名	対策内容																				
都保健医療局 区	・毒物及び劇物取締法に適合するよう指導取締りの実施 ・関係機関との連絡通報体制の確立																				
機関名	対策内容																				
都福祉保健局 区	・毒物及び劇物取締法に適合するよう指導取締りの実施 ・関係機関との連絡通報体制の確立																				
37	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】	《都保健医療局》《区》 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。	《都福祉保健局》《区》 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要								
38	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	2 ライフライン等の確保 都は、ライフラインについては、水道管路の耐震継手化、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策を進めている。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送配電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組が進められている。 ・震災時のトイレ機能を確保するため、震災救護所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化完了（平成25年度末） ・ 重要施設（避難所や主要な駅）への供給ルートの耐震継手化を概成（令和4年度末） ・水道管路の耐震継手率 50%（令和4年度末）	2 ライフライン等の確保 都は、ライフラインについては、水道管路の耐震継手化、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策を進めている。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送配電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組が進められている。 ・震災時のトイレ機能を確保するため、震災救護所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化完了（平成25年度末） ・水道管のダクタイル鋳鉄管への取替えをほぼ完了（平成22年3月） ・水道管路の耐震継手率45%（令和元年度末）	【東京都】 時点更新								
39	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	1-2 道路施設 道路は、都市を支える施設であるとともに、震災時には、避難及び応急対策を実施するうえで重要な役割を担っている。このため、各道路管理者は、道路、橋梁の耐震性の強化や防災施設の整備を図っている。	1-2 道路施設 道路は、都市を支える施設であるとともに、震災時には、避難及び応急対策を実施するうえで重要な役割を担っている。このため、各道路管理者は、道路、橋梁の耐震性の強化や防災施設の整備を図ってきたところであるが、今後、さらに道路施設の安全化を推進する。	【建設局第三建設事務所長】 「道路施設の安全化」が抽象的で分かりにくいため削除								
40	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	(1) 事業計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都建設局 建設事務所</td> <td>1 道路の整備 骨格幹線道路の整備を推進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・救助活動にも有効な地域幹線道路の整備を進めていく。特に延焼遮断帯としての機能をもつ道路を重点に、新設・拡幅を行う。また、避難道路に指定されている道路についても、拡幅等、一層の整備促進を図る。 2 橋梁の整備 被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、架け替えまで包括した「橋梁の管理に関する中期計画」に基づき、より安全・安心で効率的・効果的な橋梁の管理を推進していく。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事業計画	都建設局 建設事務所	1 道路の整備 骨格幹線道路の整備を推進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・救助活動にも有効な地域幹線道路の整備を進めていく。特に延焼遮断帯としての機能をもつ道路を重点に、新設・拡幅を行う。また、避難道路に指定されている道路についても、拡幅等、一層の整備促進を図る。 2 橋梁の整備 被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、架け替えまで包括した「橋梁の管理に関する中期計画」に基づき、より安全・安心で効率的・効果的な橋梁の管理を推進していく。	(1) 事業計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都建設局 建設事務所</td> <td>1 道路の整備 骨格幹線道路の整備を推進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・救助活動にも有効な地域幹線道路の整備を進めていく。特に延焼遮断帯としての機能をもつ道路を重点に、新設・拡幅を行う。また、避難道路に指定されている道路についても、拡幅等、一層の整備促進を図る。 2 橋梁の整備 被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、平成24年3月策定した、架け替えまで包括した「橋梁の管理に関する中期計画」に基づき、より安全・安心で効率的・効果的な橋梁の管理を推進していく。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事業計画	都建設局 建設事務所	1 道路の整備 骨格幹線道路の整備を推進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・救助活動にも有効な地域幹線道路の整備を進めていく。特に延焼遮断帯としての機能をもつ道路を重点に、新設・拡幅を行う。また、避難道路に指定されている道路についても、拡幅等、一層の整備促進を図る。 2 橋梁の整備 被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、平成24年3月策定した、架け替えまで包括した「橋梁の管理に関する中期計画」に基づき、より安全・安心で効率的・効果的な橋梁の管理を推進していく。	【建設局第三建設事務所長】 文意が重複しているため削除
機関名	事業計画												
都建設局 建設事務所	1 道路の整備 骨格幹線道路の整備を推進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・救助活動にも有効な地域幹線道路の整備を進めていく。特に延焼遮断帯としての機能をもつ道路を重点に、新設・拡幅を行う。また、避難道路に指定されている道路についても、拡幅等、一層の整備促進を図る。 2 橋梁の整備 被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、架け替えまで包括した「橋梁の管理に関する中期計画」に基づき、より安全・安心で効率的・効果的な橋梁の管理を推進していく。												
機関名	事業計画												
都建設局 建設事務所	1 道路の整備 骨格幹線道路の整備を推進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・救助活動にも有効な地域幹線道路の整備を進めていく。特に延焼遮断帯としての機能をもつ道路を重点に、新設・拡幅を行う。また、避難道路に指定されている道路についても、拡幅等、一層の整備促進を図る。 2 橋梁の整備 被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、平成24年3月策定した、架け替えまで包括した「橋梁の管理に関する中期計画」に基づき、より安全・安心で効率的・効果的な橋梁の管理を推進していく。												
41	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	首都高速道路 <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を完了している。現在は、被災後に損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を実施している。そのほか、お客さまの安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。 ・災害に備え、道路構造物等について定期点検を行う。 ・兵庫県南部地震規模の大地震を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、長大橋耐震補強を平成8年度以降継続して推進しており、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を平成24年度に完了している。 ・平成28年に発生した熊本地震を踏まえ、ロッキング橋脚等を有する橋梁の耐震補強を推進している。 ・道路構造物、管理施設等の定期点検 ・災害時における情報収集・伝達等に必要通信施設等の定期点検 ・お客様等の安全を確保するため、次の対策を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難・誘導施設の整備 2 お客さまの対処方法についての十分な広報等 	首都高速道路 <ol style="list-style-type: none"> 高架橋の安全性の強化 (1)橋脚の耐震対策（橋脚鋼板巻き立て等の補強は平成10年度をもつて完了） (2)落橋防止構造、支保部（橋桁を支える台座）の一層の強化 (3)地盤の液状化により生じる地盤流動対策の実施 地震が発生した時の情報収集・伝達等のシステム構築 (1)地震計測システムの構築 (2)通信網の整備 (3)電力バックアップの強化 地震発生時の利用者の安全対策 (1)利用者への情報伝達の充実 (2)避難・誘導施設の整備 (3)利用者の対処方法についての十分な広報 首都高速道路の構造物及び道路付属物その他の管理施設等の常時点検 災害時における情報収集・伝達等に必要通信施設等の常時点検 	【首都高速道路(株)】 時点修正に伴い、記載内容を見直し								
42	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	1-3 橋梁の整備 区内の橋梁は、河川に架かるもののほか、立体交差橋、横断歩道橋等を合わせ205橋あるが、これを管理者別にみると、国道橋（国管理）12橋、都道橋（都管理）68、区道橋（区管理）119橋となっている。その他に公園橋等（都・区公園管理橋、都住宅管理橋、都下水道管理橋、区教育委員会管理橋、京王電鉄管理橋等）17橋、高速道路の橋脚として、首都高速道路201基、中日本高速道路95基がある。	1-3 橋梁の整備 区内の橋梁は、河川に架かるもののほか、立体交差橋、横断歩道橋等を合わせ205橋あるが、これを管理者別にみると、国道橋（国管理）12橋、都道橋（都管理）67、区道橋（区管理）119橋となっている。その他に公園橋等（都・区公園管理橋、都住宅管理橋、都下水道管理橋、区教育委員会管理橋、京王電鉄管理橋等）17橋、高速道路の橋脚として、首都高速道路201基、中日本高速道路95基がある。	【建設局第三建設事務所長】 時点修正								

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要								
43	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京王電鉄</td> <td> 1 駅舎 <u>定期的に検査・点検及び巡回を行い、必要に応じ補修を行い、機能の改善維持を図っている。</u> 2 軌道・架線 2週に1回、側線は月1回、分岐器は10日に1回線路巡回を行い、構造物については、2年に1回入念な検査を実施する。 3 高架橋、盛土部分 高架橋については、構造的にも安全な耐震設計であり、原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るよう考慮している。 盛土部分については、法面の流出、崩壊、沈下等特に高い築堤には副堤（押え盛土）を設けている。 4 新規施設等については「鉄道構造物等設計標準耐震設計編」により、既設施設については「既設鉄道構造物等に係る耐震補強について」により対応する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事業計画	京王電鉄	1 駅舎 <u>定期的に検査・点検及び巡回を行い、必要に応じ補修を行い、機能の改善維持を図っている。</u> 2 軌道・架線 2週に1回、側線は月1回、分岐器は10日に1回線路巡回を行い、構造物については、2年に1回入念な検査を実施する。 3 高架橋、盛土部分 高架橋については、構造的にも安全な耐震設計であり、原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るよう考慮している。 盛土部分については、法面の流出、崩壊、沈下等特に高い築堤には副堤（押え盛土）を設けている。 4 新規施設等については「鉄道構造物等設計標準耐震設計編」により、既設施設については「既設鉄道構造物等に係る耐震補強について」により対応する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京王電鉄</td> <td> 1 駅舎 月1回の巡回及び年1回の定期点検を実施している。 2 軌道・架線 2週に1回、側線は月1回、分岐器は10日に1回線路巡回を行い、構造物については、2年に1回入念な検査を実施する。 3 高架橋、盛土部分 高架橋については、構造的にも安全な耐震設計であり、原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るよう考慮している。 盛土部分については、法面の流出、崩壊、沈下等特に高い築堤には副堤（押え盛土）を設けている。 4 新規施設等については「鉄道構造物等設計標準耐震設計編」により、既設施設については「既設鉄道構造物等に係る耐震補強について」により対応する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事業計画	京王電鉄	1 駅舎 月1回の巡回及び年1回の定期点検を実施している。 2 軌道・架線 2週に1回、側線は月1回、分岐器は10日に1回線路巡回を行い、構造物については、2年に1回入念な検査を実施する。 3 高架橋、盛土部分 高架橋については、構造的にも安全な耐震設計であり、原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るよう考慮している。 盛土部分については、法面の流出、崩壊、沈下等特に高い築堤には副堤（押え盛土）を設けている。 4 新規施設等については「鉄道構造物等設計標準耐震設計編」により、既設施設については「既設鉄道構造物等に係る耐震補強について」により対応する。	【京王電鉄(株)】 駅舎については法令で定められている2年に1回の検査点検を実施している他に、定期点検及び巡回を実施しているが、点検・巡回の時期が月1回とは限らないため
機関名	事業計画												
京王電鉄	1 駅舎 <u>定期的に検査・点検及び巡回を行い、必要に応じ補修を行い、機能の改善維持を図っている。</u> 2 軌道・架線 2週に1回、側線は月1回、分岐器は10日に1回線路巡回を行い、構造物については、2年に1回入念な検査を実施する。 3 高架橋、盛土部分 高架橋については、構造的にも安全な耐震設計であり、原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るよう考慮している。 盛土部分については、法面の流出、崩壊、沈下等特に高い築堤には副堤（押え盛土）を設けている。 4 新規施設等については「鉄道構造物等設計標準耐震設計編」により、既設施設については「既設鉄道構造物等に係る耐震補強について」により対応する。												
機関名	事業計画												
京王電鉄	1 駅舎 月1回の巡回及び年1回の定期点検を実施している。 2 軌道・架線 2週に1回、側線は月1回、分岐器は10日に1回線路巡回を行い、構造物については、2年に1回入念な検査を実施する。 3 高架橋、盛土部分 高架橋については、構造的にも安全な耐震設計であり、原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るよう考慮している。 盛土部分については、法面の流出、崩壊、沈下等特に高い築堤には副堤（押え盛土）を設けている。 4 新規施設等については「鉄道構造物等設計標準耐震設計編」により、既設施設については「既設鉄道構造物等に係る耐震補強について」により対応する。												
45	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	ウ バックアップ機能の強化 <u>震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化を進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。</u>	ウ バックアップ機能の強化 震災などで浄水場等の機能が停止しても可能な限り給水できるよう、広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図ることとしている。	【東京都】 東京都地域防災計画の記載に合わせるため								
46	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	6 下水道 (1) 施設の現況 杉並区における下水道施設は令和4年度末で、管延長が826.1km、人孔が24,486か所、公共汚水桝119,201か所である。これら下水道施設の能力は、1時間50mm降雨に対応できるよう整備を推進している。	6 下水道 (1) 施設の現況 杉並区における下水道施設は令和3年度末で、管延長が825.2km、人孔が24,484か所、公共汚水桝118,803か所である。これら下水道施設の能力は、1時間50mm降雨に対応できるよう整備を推進している。	【下水道局西部第一下水道事務所長】 時点更新								
47	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	エ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 停電時などの非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備をさらに整備する。また、太陽光発電設備の導入拡大や老朽化NaS電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進する。	エ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 停電時などの非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備をさらに整備する。また、太陽光発電設備の導入拡大や老朽化NaS電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進する。	【東京都】 脱字修正								
48	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	(2) 設備の予防強化 ・電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。 ・送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。 ・電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。	(2) 設備の予防強化 ア 業務設備 ・要員の確保 ・防火、防水、救命用具の点検整備 ・非常持出品の搬出準備 ・防火扉の開閉点検 ・建物の補強 イ 建物中の設備並びに資材等の補強及び損害防止 ・排水設備の点検整備 イ 変電設備、配電設備 ・工事中又は仮工事中のものは、速やかに本工事を完了するか補強又は応急措置を講ずる。 ・非常災害時の運転、保守、操作の規定による。	【東京電力パワーグリッド(株)】 東京都地域防災計画の記載に合わせるため								
49	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	7-2 ガス施設 (1) 施設の現況 ガスを供給する主要施設は、製造施設であるLNG基地が4か所、ホルダーのある整圧所が12か所と、導管〔総延長 63,189km〕（令和5年3月末現在）からなる。	7-2 ガス施設 (1) 施設の現況 ガスを供給する主要施設は、製造施設であるLNG基地が4か所、ホルダーのある整圧所が12か所と、導管〔総延長 64,545km〕（令和2年3月末現在）からなる。	【東京ガス(株)】 時点更新								

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要												
50	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	(2) 施設の安全化対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供給施設</td> <td>2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。 (1) 導管網ブロック化 地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。 ア 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化) 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約300以上のブロックに分割している。なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備(地区ガバナ)には、構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置している。さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。 イ 中圧導管網の地域ブロック化(Kブロック化) 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を25以上のブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	内容	供給施設	2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。 (1) 導管網ブロック化 地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。 ア 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化) 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約300以上のブロックに分割している。なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備(地区ガバナ)には、構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置している。さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。 イ 中圧導管網の地域ブロック化(Kブロック化) 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を25以上のブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。	(2) 施設の安全化対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供給施設</td> <td>2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。 (1) 導管網ブロック化 地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。 ア 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化) 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約300のブロックに分割している。なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備(地区ガバナ)には、構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置している。さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。 イ 中圧導管網の地域ブロック化(Kブロック化) 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を25ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	内容	供給施設	2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。 (1) 導管網ブロック化 地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。 ア 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化) 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約300のブロックに分割している。なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備(地区ガバナ)には、構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置している。さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。 イ 中圧導管網の地域ブロック化(Kブロック化) 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を25ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。	【東京ガス(株)】 時点更新				
施設名	内容																
供給施設	2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。 (1) 導管網ブロック化 地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。 ア 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化) 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約300以上のブロックに分割している。なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備(地区ガバナ)には、構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置している。さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。 イ 中圧導管網の地域ブロック化(Kブロック化) 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を25以上のブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。																
施設名	内容																
供給施設	2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。 (1) 導管網ブロック化 地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。 ア 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化) 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約300のブロックに分割している。なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備(地区ガバナ)には、構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置している。さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。 イ 中圧導管網の地域ブロック化(Kブロック化) 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を25ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。																
51	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	8 エネルギーの確保 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京ガスグループ ガス事業者</td> <td>・ガス設備の耐震化と供給継続性の向上 ・移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ・災害時におけるLPガスの活用を促進</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	東京ガスグループ ガス事業者	・ガス設備の耐震化と供給継続性の向上 ・移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ・災害時におけるLPガスの活用を促進	8 エネルギーの確保 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京ガス(株) ガス事業者</td> <td>・ガス設備の耐震化と供給継続性の向上 ・移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ・災害時におけるLPガスの活用を促進</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	東京ガス(株) ガス事業者	・ガス設備の耐震化と供給継続性の向上 ・移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ・災害時におけるLPガスの活用を促進	【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため				
機関名	対策内容																
東京ガスグループ ガス事業者	・ガス設備の耐震化と供給継続性の向上 ・移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ・災害時におけるLPガスの活用を促進																
機関名	対策内容																
東京ガス(株) ガス事業者	・ガス設備の耐震化と供給継続性の向上 ・移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ・災害時におけるLPガスの活用を促進																
52	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	《都住宅政策本部》 ・停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源確保(ハード対策)や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組(ソフト対策)によって、災害時でも生活継続しやすいマンション(東京とどまるマンション)の普及を促進する。具体的には、「東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度」により、都のホームページ上で登録住宅の情報について公表し、東京とどまるマンションを周知するとともに、登録を促進する。	《都都市整備局》 ・停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源確保(ハード対策)や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組(ソフト対策)によって、災害時でも生活継続しやすいマンション(東京とどまるマンション)の普及を促進する。具体的には、「東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度」により、都のホームページ上で登録住宅の情報について公表し、東京とどまるマンションを周知するとともに、登録を促進する。	【東京都】 組織改正に伴い修正												
53	能登半島地震	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	《区》 ア 防災拠点における多様な電力の確保 ・震災救援所である小中学校等39施設に太陽光発電機器と蓄電池を設置し、災害に伴う系統電力停電時においても必要最低限の電力を確保した。なお、太陽光発電機器を設置していない震災救援所については、電力の確保のためポータブル蓄電池の配備を行う。また、今後も、区立施設の大規模改修等に合わせ、自立・分散型電源(太陽光発電機器、蓄電池等)を設置するとともに、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めていく。	《区》 ア 防災拠点における多様な電力の確保 ・震災救援所である小中学校等39施設に太陽光発電機器と蓄電池を設置し、災害に伴う系統電力停電時においても必要最低限の電力を確保した。今後も、区立施設の大規模改修等に合わせ、自立・分散型電源(太陽光発電機器、蓄電池等)を設置するとともに、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めていく。													
54	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 第5節 具体的な取組【予防対策】	3 消火・救助・救急活動体制の整備 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>・災害時に必要な装備・資機材等の充実強化 ・防災関係機関との救助・救急体制の整備</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>・消防団、自衛消防隊等への訓練の推進 ・外国人への救急対応の充実強化</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	・災害時に必要な装備・資機材等の充実強化 ・防災関係機関との救助・救急体制の整備	消防署	・消防団、自衛消防隊等への訓練の推進 ・外国人への救急対応の充実強化	3 消火・救助・救急活動体制の整備 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>・災害時に必要な装備・資機材等の充実強化 ・防災関係機関との救助・救急体制の整備</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>・特別区、消防団、自衛消防隊等への訓練の推進 ・外国人への救急対応の充実強化</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	・災害時に必要な装備・資機材等の充実強化 ・防災関係機関との救助・救急体制の整備	消防署	・特別区、消防団、自衛消防隊等への訓練の推進 ・外国人への救急対応の充実強化	【杉並消防署長】 記載内容に誤りがあるため修正
機関名	対策内容																
区	・災害時に必要な装備・資機材等の充実強化 ・防災関係機関との救助・救急体制の整備																
消防署	・消防団、自衛消防隊等への訓練の推進 ・外国人への救急対応の充実強化																
機関名	対策内容																
区	・災害時に必要な装備・資機材等の充実強化 ・防災関係機関との救助・救急体制の整備																
消防署	・特別区、消防団、自衛消防隊等への訓練の推進 ・外国人への救急対応の充実強化																

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
55	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>「消防署」</p> <p>・消防署は平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。</p> <p>・消防署は、応急手当普及員の要請など、教育訓練の充実を図る。</p> <p>・消防署は、災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。</p> <p>・消防署は、事業所の実態に応じた、組織、資機材を有効に活用した活動を行うため、自衛消防隊、その他の従業員等の活動技術の向上を目的とした訓練の実施を推進する。</p> <p>・消防署は、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の強化を図る。</p>	<p>「消防署」</p> <p>・消防署は、応急手当普及員の要請など、教育訓練の充実を図る。</p> <p>・消防署は、災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。</p> <p>・消防署は、事業所の実態に応じた、組織、資機材を有効に活用した活動を行うため、自衛消防隊、その他の従業員等の活動技術の向上を目的とした訓練の実施を推進する。</p> <p>・消防署は、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の強化を図る。</p>	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
56	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>(2) 取組内容</p> <p>ア 他自治体との相互援助協定の締結、受援体制の構築</p> <p>(ア) 相互援助協定の締結</p> <p>他自治体との間で、災害時に応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等が不足した場合、相互に援助を実施する「相互援助協定」を締結している。【別冊・資料●●～●●】</p> <p>災害時相互援助協定を締結している自治体と自治体スクラム支援会議を開催し、平成25年度には北塩原宣言を採択し、今後も水平型支援の仕組みを継続し、いざという時に助け合い、支え合うことを宣言した。また、令和3年度に「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」、令和4年度に「自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定」を締結し、災害が発生した際の相互援助の協力体制をより強固なものとした。</p>	<p>(2) 取組内容</p> <p>ア 他自治体との相互援助協定の締結、受援体制の構築</p> <p>(ア) 相互援助協定の締結</p> <p>他自治体との間で、災害時に応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等が不足した場合、相互に援助を実施する「相互援助協定」を締結している。【別冊・資料●●～●●】</p> <p>災害時相互援助協定を締結している自治体と自治体スクラム支援会議を開催し、平成25年度には北塩原宣言を採択し、今後も水平型支援の仕組みを継続し、いざという時に助け合い、支え合うことを宣言した。また、令和4年度には「自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定」を締結し、災害が発生した際の相互援助の協力体制をより強固なものとした。</p>	【東京都】 協定締結に伴い文言を修正
57	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第6章 情報通信の確保 第1節 現在の到達状況	<p>2 住民等への情報伝達</p> <p>防災行政無線（無線放送塔127基、電光表示局3基）、区公式ホームページ、各種SNS、電話応答サービス、電話通報サービス、公開型GIS「すぎナビ」、LINEヤフー株式会社が運用する「Yahoo!防災速報」「Yahoo! JAPAN」アプリを活用した情報発信、携帯電話会社の4社（NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル）が運用する「緊急速報メール（エリアメール）」等を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整えている。また、公開型GIS「すぎナビ」を活用して、防災マップ、水害ハザードマップ、河川カメラ、土のうストッカー等の情報を、インターネットを通じて区民にわかりやすく公開・提供している。</p>	<p>2 住民等への情報伝達</p> <p>防災行政無線（無線放送塔127基、電光表示局3基）、区公式ホームページ、各種SNS、電話応答サービス、電話通報サービス、公開型GIS「すぎナビ」、LINEヤフー株式会社が運用する「防災情報アプリ」を活用した情報発信、携帯電話会社の4社（NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル）が運用する「緊急速報メール（エリアメール）」等を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整えている。また、公開型GIS「すぎナビ」を活用して、防災マップ、水害ハザードマップ、河川カメラ、土のうストッカー等の情報を、インターネットを通じて区民にわかりやすく公開・提供している。</p>	【LINEヤフー株式会社】 現在は、2アプリで発信されており、また正式なサービス名の表現とするため
58	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第6章 情報通信の確保 第1節 現在の到達状況	<p>2 住民等への情報伝達</p> <p>区公式ホームページへのアクセスが集中することにより、閲覧に時間を要する等の問題が生じるおそれがある。区公式ホームページへのアクセス負荷の軽減を図るため、「LINEヤフー株式会社」と協定を締結し、区公式ホームページのキャッシュサイトを掲載することで、閲覧できるよう整えている。【別冊・資料●●】また、「Yahoo!防災速報」「Yahoo! JAPAN」アプリを活用して、区の避難所開設情報や避難指示等の防災に関する情報を発信し、区民等への情報提供体制を整備している。</p>	<p>2 住民等への情報伝達</p> <p>区公式ホームページへのアクセスが集中することにより、閲覧に時間を要する等の問題が生じるおそれがある。区公式ホームページへのアクセス負荷の軽減を図るため、「LINEヤフー株式会社」と協定を締結し、区公式ホームページのキャッシュサイトを掲載することで、閲覧できるよう整えている。【別冊・資料●●】また、「ヤフー防災情報アプリ」を活用して、区の避難所開設情報や避難指示等の防災に関する情報を発信し、区民等への情報提供体制を整備している。</p>	【LINEヤフー株式会社】 現在は、2アプリで発信されており、また正式なサービス名の表現とするため

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要												
59	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第6章 情報通信の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 (1) 対策内容と役割分担 8 総務省消防庁が運用する 全国瞬時警報システム（J-ALERT）は気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動させるシステム。消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体においては、情報番号に対応するあらかじめ録音された放送内容を自動的に放送する。	1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 (1) 対策内容と役割分担 8 全国瞬時警報システム（J-ALERT）は気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動させるシステム。消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体においては、情報番号に対応するあらかじめ録音された放送内容を自動的に放送する。	【気象庁東京管区气象台】 気象庁が運用しているとの誤解が生じかねないことから、冒頭に運用主体を記載												
60	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第6章 情報通信の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	オ 全国瞬時警報システム、緊急情報ネットワークシステムの活用ができる体制の整備 区は、全国瞬時警報システムからの緊急情報（地震・武力攻撃など）が発信されると、区の防災行政無線放送塔から自動的に放送される設備を整えている。 ■国民保護に関する情報 ・弾道ミサイル情報 ・航空攻撃情報 ・大規模テロ情報 ・ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 ・その他、国民保護に関する情報 ■緊急地震速報（震度5弱以上 または長周期地震動階級3以上を予測 ） ■気象等の特別警報など また、緊急情報ネットワークシステムから送信された緊急事態に係る情報を利用できる体制を整備している。	オ 全国瞬時警報システム、緊急情報ネットワークシステムの活用ができる体制の整備 区は、全国瞬時警報システムからの緊急情報（地震・武力攻撃など）が発信されると、区の防災行政無線放送塔から自動的に放送される設備を整えている。 ■国民保護に関する情報 ・弾道ミサイル情報 ・航空攻撃情報 ・大規模テロ情報 ・ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 ・その他、国民保護に関する情報 ■緊急地震情報（震度5弱以上） ■気象等の特別警報など また、緊急情報ネットワークシステムから送信された緊急事態に係る情報を利用できる体制を整備している。	【気象庁東京管区气象台】 緊急地震情報ではなく、緊急地震速報が正しいです。2023年2月に緊急地震速報（警報）の基準に長周期地震動階級の予測値を追加												
61	防災会議委員 関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第6章 情報通信の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	2 住民等への情報伝達体制の整備 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1" data-bbox="825 968 1472 1205"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガスグループ NTT東日本</td> <td>・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>・火災の進展予測、要避難地域等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関と連携して情報共有の体制を整える。 ・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。 ・地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガスグループ NTT東日本	・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立	消防署	・ 火災の進展予測、要避難地域等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関と連携して情報共有の体制を整える。 ・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。 ・地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。	2 住民等への情報伝達体制の整備 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1" data-bbox="1537 968 2184 1142"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガス株式会社 NTT東日本</td> <td>・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。 ・地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガス株式会社 NTT東日本	・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立	消防署	・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。 ・地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正 【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため
機関名	対策内容																
東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガスグループ NTT東日本	・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立																
消防署	・ 火災の進展予測、要避難地域等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関と連携して情報共有の体制を整える。 ・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。 ・地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。																
機関名	対策内容																
東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガス株式会社 NTT東日本	・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立																
消防署	・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。 ・地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。																
62	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第7章 医療救護・保健等対策 第3節 対策の方向性	(4) 災害時要配慮者等に対する医療救護体制の検討 医療依存度の高い災害時要配慮者等（人工呼吸器使用患者、人工透析患者、在宅酸素療法患者、 妊産婦 等）に対する医療救護体制を構築する必要がある。	(4) 災害時要配慮者等に対する医療救護体制の検討 医療依存度の高い災害時要配慮者等（人工呼吸器使用患者、人工透析患者、在宅酸素療法患者等）に対する医療救護体制を構築する必要がある。	【杉並区医師会理事】 妊産婦の数的規模及び産科医療の特殊性を考慮し、明記したほうがよいと考えるため												
63	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第7章 医療救護・保健等対策 第5節 具体的な取組【予防対策】	1-3 負傷者等の搬送体制の確保 <table border="1" data-bbox="825 1402 1472 1640"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガスグループ NTT東日本</td> <td>・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>・火災の進展予測、要避難地域等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関と連携して情報共有の体制を整える。 ・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。 ・地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガスグループ NTT東日本	・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立	消防署	・ 火災の進展予測、要避難地域等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関と連携して情報共有の体制を整える。 ・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。 ・地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。	1-3 負傷者等の搬送体制の確保 <table border="1" data-bbox="1537 1402 2184 1577"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガス株式会社 NTT東日本</td> <td>・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。 ・地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガス株式会社 NTT東日本	・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立	消防署	・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。 ・地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。	【東京都】 組織改正に伴い修正
機関名	対策内容																
東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガスグループ NTT東日本	・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立																
消防署	・ 火災の進展予測、要避難地域等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関と連携して情報共有の体制を整える。 ・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。 ・地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。																
機関名	対策内容																
東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガス株式会社 NTT東日本	・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立																
消防署	・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。 ・地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。																
64	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第7章 医療救護・保健等対策 第5節 具体的な取組【予防対策】	1-6 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実 区は、在宅で人工呼吸器や酸素使用患者等に対し、発電機器・酸素ボンベ等の貸出を支援するとともに、その他の医療が必要な患者に対しても支援体制の整備に向けて、関係機関と検討する。	1-6 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実 区は、人工透析患者、在宅人工呼吸器使用患者、酸素療法患者等に対し、酸素ボンベの貸出等の支援をするとともに、必要な支援体制の整備に向けて、関係機関と検討する。	【杉並区医師会理事】 ①人工透析患者は酸素ボンベが必要とは限らない ②「在宅人工呼吸器使用患者、酸素療法患者等に対し～」ではわかりにくい ③酸素ボンベも重要だが電源確保のための自家発電装置も重要と考える												

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要														
65	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第7章 医療救護・保健等対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】	3 遺体の取扱 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>○区が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○都医師会等と連携した検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ○遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 ○火葬場や近隣県等との連絡訓練等による連携体制の強化</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都保健医療局	○区が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○都医師会等と連携した検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ○遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 ○火葬場や近隣県等との連絡訓練等による連携体制の強化	3 遺体の取扱 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>○区が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○都医師会等と連携した検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ○遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 ○火葬場や近隣県等との連絡訓練等による連携体制の強化</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	○区が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○都医師会等と連携した検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ○遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 ○火葬場や近隣県等との連絡訓練等による連携体制の強化	【東京都】 組織改正に伴い修正						
機関名	対策内容																		
都保健医療局	○区が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○都医師会等と連携した検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ○遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 ○火葬場や近隣県等との連絡訓練等による連携体制の強化																		
機関名	対策内容																		
都福祉保健局	○区が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○都医師会等と連携した検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ○遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 ○火葬場や近隣県等との連絡訓練等による連携体制の強化																		
66	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】	1 避難体制の整備（災害時要配慮者対策を含む） (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉局</td> <td>・区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援 ・災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ・緊急通報システムの活用を促進</td> </tr> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等に係る区市町村への情報提供</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都福祉局	・区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援 ・災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ・緊急通報システムの活用を促進	都保健医療局	・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等に係る区市町村への情報提供	1 避難体制の整備（災害時要配慮者対策を含む） (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援 ・災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ・緊急通報システムの活用を促進 ・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等に係る区市町村への情報提供</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	・区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援 ・災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ・緊急通報システムの活用を促進 ・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等に係る区市町村への情報提供	【東京都】 組織改正に伴い修正				
機関名	対策内容																		
都福祉局	・区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援 ・災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ・緊急通報システムの活用を促進																		
都保健医療局	・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等に係る区市町村への情報提供																		
機関名	対策内容																		
都福祉保健局	・区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援 ・災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ・緊急通報システムの活用を促進 ・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等に係る区市町村への情報提供																		
67	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	(イ) 避難場所の指定の考え方 ・収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間として、1人あたり1m ² を確保できること。 ・震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。 ・避難場所ごとの地区割当計画の作成にあたっては、町丁目、町会、自治会区域を考慮する。	(イ) 避難場所の指定の考え方 ・収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間として、1人あたり1m ² を確保できること。 ・震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。 ・避難場所ごとの地区割当計画の作成にあたっては、町丁目、町会、自治会区域を考慮する。 ・避難計画人口は、各避難場所の割当地区ごとに、昼間人口と夜間人口を比較して多いケースをとって算定する。 ・震災による火災時でも、主要な橋梁は人の通行も可能とする。 ・割当てにあたっては、避難場所所在区内の地区を優先する。 ・消防署により、指定されている避難場所の防火管理状況及び消防用設備等の維持状況について確認し、必要により行政指導を行う。 ・被害想定等により必要に応じて、近隣区市と協議して避難場所を近隣区市に設ける。	【東京都】 非公開事項のため削除														
68	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】	(イ) 避難道路の選定の考え方 ・避難道路は原則として幅員15m以上とする。	(イ) 避難道路の選定の考え方 ・避難道路は原則として幅員15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は7.5m以上とする。 ・避難道路は現に使用可能な道路とする。 ・避難は一方通行を原則とし、避難の交差を避け、また異なる避難道路はできるだけ接近しないものとする。 ・同じ避難場所への避難道路は最小限とし、最遠地点からの道路は可能な限り1本にする。	【東京都】 非公開事項のため削除														
69	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】	(イ) 消防水利の整備 東京消防庁では、 <u>避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等を整備する。</u>	(イ) 消防水利の整備 東京消防庁では、 <u>避難場所において避難者を飛火等から防護するために必要な水量を算出し、巨大水利の確保及び防火水槽等の整備を推進している。また、避難道路については、100㎡防火水槽を中心に推進している。</u>	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正														
70	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】	3 震災救援所の指定・管理運営体制の整備等 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都総務局</td> <td>・女性・要配慮者等の視点を踏まえた避難所管理運営指針の改訂</td> </tr> <tr> <td>都福祉局</td> <td>・や区の震災救援所運営体制整備の支援</td> </tr> <tr> <td>都福祉局</td> <td>・福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保</td> </tr> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>・震災救援所の衛生管理対策の推進 ・飼養動物の同行避難等に関する区の受入体制等の整備支援 ・区、関係団体と協力した動物救護体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都総務局	・女性・要配慮者等の視点を踏まえた避難所管理運営指針の改訂	都福祉局	・や区の震災救援所運営体制整備の支援	都福祉局	・福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保	都保健医療局	・震災救援所の衛生管理対策の推進 ・飼養動物の同行避難等に関する区の受入体制等の整備支援 ・区、関係団体と協力した動物救護体制の整備	3 震災救援所の指定・管理運営体制の整備等 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・女性・要配慮者等の視点を踏まえた避難所管理運営指針の改訂や 区の震災救援所運営体制整備の支援 ・震災救援所の衛生管理対策の推進 ・飼養動物の同行避難等に関する区の受入体制等の整備支援 ・区、関係団体と協力した動物救護体制の整備 ・福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	・女性・要配慮者等の視点を踏まえた避難所管理運営指針の改訂や 区の震災救援所運営体制整備の支援 ・震災救援所の衛生管理対策の推進 ・飼養動物の同行避難等に関する区の受入体制等の整備支援 ・区、関係団体と協力した動物救護体制の整備 ・福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保	【東京都】 組織改正に伴い修正
機関名	対策内容																		
都総務局	・女性・要配慮者等の視点を踏まえた避難所管理運営指針の改訂																		
都福祉局	・や区の震災救援所運営体制整備の支援																		
都福祉局	・福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保																		
都保健医療局	・震災救援所の衛生管理対策の推進 ・飼養動物の同行避難等に関する区の受入体制等の整備支援 ・区、関係団体と協力した動物救護体制の整備																		
機関名	対策内容																		
都福祉保健局	・女性・要配慮者等の視点を踏まえた避難所管理運営指針の改訂や 区の震災救援所運営体制整備の支援 ・震災救援所の衛生管理対策の推進 ・飼養動物の同行避難等に関する区の受入体制等の整備支援 ・区、関係団体と協力した動物救護体制の整備 ・福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保																		

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																								
73	東京都 防災会議委員 パブリックコメント 能登半島地震	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>(ウ) 震災救援所等の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料及び資機材の備蓄 <p>区は、乳幼児、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、粉ミルク、液体ミルク、おかゆ等の備蓄を行っている。また、高齢者、障害者等に配慮し、災害時要配慮者への救助用資機材を備蓄している。</p> <p>避難所で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品・防災品など）を使用するなど、適切な防火防災対策に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー空間の確保 <p>区は、震災時における避難者のプライバシー空間の確保のため、簡易間仕切りセットの備蓄を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ対策 <p>区では各震災救援所に、簡易トイレ、ペール缶トイレ、洋式便器セット、マンホールトイレ、収便袋を備蓄している。なお、マンホールトイレについては、車いす対応として洋式オプションを備蓄しているほか、当該施設に設置されている障害者用トイレを有効利用することとしている。また、断水などのライフライン被害の長期化に備え、各種トイレに活用するための、収便袋の備蓄を進めるほか、区立小中学校の改築に合わせて、学校敷地内に設置可能なマンホールトイレの整備や、要配慮者の利用を想定したバリアフリー化を推進していく。</p>	<p>(ウ) 震災救援所等の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料及び資機材の備蓄 <p>区は、乳幼児、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、粉ミルク、液体ミルク、おかゆ等の備蓄を行っている。また、高齢者、障害者等に配慮し、災害時要配慮者への救助用資機材（万能担架、おんぶひもなど）を備蓄している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ対策 <p>区では各震災救援所に、簡易トイレ、ペール缶トイレ、洋式便器セット、マンホールトイレを備蓄している。なお、マンホールトイレについては、車いす対応として洋式オプションを備蓄しているほか、当該施設に設置されている障害者用トイレを有効利用することとしている。また、区立小中学校の改築に合わせて、学校敷地内に設置可能なマンホールトイレを整備していく。</p>	<p>【東京都】 東京都地域防災計画に合せ、避難所の災害時における要配慮者の避難を想定した、施設・設備のバリアフリー化を計画的に進めるよう文言修正</p> <p>【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正</p> <p>パブリックコメント【No.1】 避難者の受入基準が3.3㎡あたり2人としているが、どのような空間を確保する予定かわからない。また、今回の能登半島地震の避難の様子を見て、プライベート空間を作ることが必要だと思うため、段ボールベッド、仕切り、テントなどを設置して、避難生活におけるプライベート空間の確保をしてほしい。</p> <p>パブリックコメント【No.2】 段ボールの仕切り、テントなどを用いて、家庭ごとに避難所でのプライバシーを確保することが必須であると考えます。</p> <p>パブリックコメント【No.4】 何人分、何日分の水、食料、簡易トイレの備蓄があるのか。防災倉庫を見学した際に十分な量とは思えなかったため、早急に増やしてほしい。 また、体育館以外の避難場所や、発電機、段ボールベッド等、その他必要なものを確保してほしい。</p> <p>パブリックコメント【No.5】 避難所に計画備蓄また公園や区の施設等にも備蓄とあるが、平均的トイレ使用回数1日5回の想定は少ない。また、入浴についての備えも必要である。</p>																								
74	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>5 車中泊 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>・車中泊者発生抑制に向けた都の普及啓発への協力</td> </tr> <tr> <td>都総務局 都福祉局 都保健医療局</td> <td>・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	・車中泊者発生抑制に向けた都の普及啓発への協力	都総務局 都福祉局 都保健医療局	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発	警察署	・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発	<p>5 車中泊 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>・車中泊者発生抑制に向けた都の普及啓発への協力</td> </tr> <tr> <td>都総務局 都福祉保健局</td> <td>・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	・車中泊者発生抑制に向けた都の普及啓発への協力	都総務局 都福祉保健局	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発	警察署	・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発	【東京都】 組織改正に伴い修正								
機関名	対策内容																												
区	・車中泊者発生抑制に向けた都の普及啓発への協力																												
都総務局 都福祉局 都保健医療局	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発																												
警察署	・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発																												
機関名	対策内容																												
区	・車中泊者発生抑制に向けた都の普及啓発への協力																												
都総務局 都福祉保健局	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発																												
警察署	・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発																												
75	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄 ・支援物資調達に係る災害時協定についての見直しの検討 ・食料・生活必需品の受援体制の構築 ・災害時要配慮者及び女性等様々な避難者のニーズへの留意 ・家庭・地域等における備蓄促進のための広報 </td> </tr> <tr> <td>都総務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。 ・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。 </td> </tr> <tr> <td>都都市整備局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・区民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進する。 </td> </tr> <tr> <td>都総務局 都福祉局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な見地から区の備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進する。 </td> </tr> <tr> <td>都生活文化 スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄 ・支援物資調達に係る災害時協定についての見直しの検討 ・食料・生活必需品の受援体制の構築 ・災害時要配慮者及び女性等様々な避難者のニーズへの留意 ・家庭・地域等における備蓄促進のための広報 	都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。 ・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。 	都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・区民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進する。 	都総務局 都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な見地から区の備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進する。 	都生活文化 スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄 ・支援物資調達に係る災害時協定についての見直しの検討 ・食料・生活必需品の受援体制の構築 ・災害時要配慮者及び女性等様々な避難者のニーズへの留意 ・家庭・地域等における備蓄促進のための広報 </td> </tr> <tr> <td>都総務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。 ・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。 </td> </tr> <tr> <td>都都市整備局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・区民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進する。 </td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な見地から区の備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進する。 </td> </tr> <tr> <td>都生活文化 スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄 ・支援物資調達に係る災害時協定についての見直しの検討 ・食料・生活必需品の受援体制の構築 ・災害時要配慮者及び女性等様々な避難者のニーズへの留意 ・家庭・地域等における備蓄促進のための広報 	都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。 ・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。 	都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・区民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進する。 	都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な見地から区の備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進する。 	都生活文化 スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。 	【東京都】 組織改正に伴い修正
機関名	対策内容																												
区	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄 ・支援物資調達に係る災害時協定についての見直しの検討 ・食料・生活必需品の受援体制の構築 ・災害時要配慮者及び女性等様々な避難者のニーズへの留意 ・家庭・地域等における備蓄促進のための広報 																												
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。 ・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。 																												
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・区民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進する。 																												
都総務局 都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な見地から区の備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進する。 																												
都生活文化 スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。 																												
機関名	対策内容																												
区	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄 ・支援物資調達に係る災害時協定についての見直しの検討 ・食料・生活必需品の受援体制の構築 ・災害時要配慮者及び女性等様々な避難者のニーズへの留意 ・家庭・地域等における備蓄促進のための広報 																												
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。 ・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。 																												
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・区民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進する。 																												
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な見地から区の備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進する。 																												
都生活文化 スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。 																												

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																								
76	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第5節 具体的な取組【予防対策】	3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1" data-bbox="813 239 1460 373"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉局</td> <td>・迅速かつ的確に支援物資を輸送するため、直営倉庫を配置する。 ・都の備蓄物資を管理する。 ・直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都福祉局	・迅速かつ的確に支援物資を輸送するため、直営倉庫を配置する。 ・都の備蓄物資を管理する。 ・直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築する。	3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1" data-bbox="1534 233 2181 367"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・迅速かつ的確に支援物資を輸送するため、直営倉庫を配置する。 ・都の備蓄物資を管理する。 ・直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	・迅速かつ的確に支援物資を輸送するため、直営倉庫を配置する。 ・都の備蓄物資を管理する。 ・直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																
機関名	対策内容																												
都福祉局	・迅速かつ的確に支援物資を輸送するため、直営倉庫を配置する。 ・都の備蓄物資を管理する。 ・直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築する。																												
機関名	対策内容																												
都福祉保健局	・迅速かつ的確に支援物資を輸送するため、直営倉庫を配置する。 ・都の備蓄物資を管理する。 ・直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築する。																												
77	能登半島地震	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第5節 具体的な取組【予防対策】	オ 輸送拠点の整備 (ア) 支援物資等受入拠点の選定 災害時には、道路閉塞や交通混雑のため、陸上輸送が困難となることが想定される。このため、ヘリコプターによる支援物資や人員の緊急輸送が有効と考えられる場合には、支援物資等受入拠点となりうる次のヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の中から、災害時には区が、安全性等を確認して使用を決定する。なお、使用決定後、区は必要な支援物資等を都、他府県、自治体スクラム支援会議参加自治体等に要請する。都はヘリコプター運用機関（警視庁・東京消防庁・自衛隊）に対して出動要請を行う。また、区内に安全な支援物資等受入拠点を確保できない場合は、都が他の区市町村と調整して、他の自治体内にある候補地の使用を決定する。さらに、受け入れた支援物資は、原則地域内輸送拠点を經由して震災救援所等に輸送される。	オ 輸送拠点の整備 (ア) 支援物資等受入拠点の選定 災害時には、道路閉塞や交通混雑のため、陸上輸送が困難となることが想定される。このため、ヘリコプターによる支援物資や人員の緊急輸送を考慮して、支援物資等受入拠点となりうる次のヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の中から、災害時には区が、安全性等を確認して使用を決定する。なお、使用決定後、区は必要な支援物資等を都、他府県、自治体スクラム支援会議参加自治体等に要請する。都はヘリコプター運用機関（警視庁・東京消防庁・自衛隊）に対して出動要請を行う。また、区内に安全な支援物資等受入拠点を確保できない場合は、都が他の区市町村と調整して、他の自治体内にある候補地の使用を決定する。さらに、受け入れた支援物資は、原則地域内輸送拠点を經由して震災救援所等に輸送される。	地域防災計画における航空機等の輸送に係る記載の見直し（通知）による修正																								
78	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第5節 具体的な取組【予防対策】	(イ) 地域内輸送拠点の指定 <table border="1" data-bbox="813 890 1460 1033"> <thead> <tr> <th>地域内輸送拠点</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>杉並区永福体育館</td> <td>杉並区永福 1-7-6</td> </tr> <tr> <td>杉並区上井草スポーツセンター（体育館）</td> <td>杉並区上井草 3-34-1</td> </tr> <tr> <td>杉並区高円寺体育館</td> <td>杉並区高円寺南 2-36-31</td> </tr> <tr> <td>井草防災拠点 ※井草森公園を含む</td> <td>杉並区井草 4-15-18</td> </tr> <tr> <td>杉並区大宮前体育館</td> <td>杉並区南荻窪 2-1-1</td> </tr> </tbody> </table> ※あらかじめ指定した地域内輸送拠点を都総務局に報告する。	地域内輸送拠点	住所	杉並区永福体育館	杉並区永福 1-7-6	杉並区上井草スポーツセンター（体育館）	杉並区上井草 3-34-1	杉並区高円寺体育館	杉並区高円寺南 2-36-31	井草防災拠点 ※井草森公園を含む	杉並区井草 4-15-18	杉並区大宮前体育館	杉並区南荻窪 2-1-1	(イ) 地域内輸送拠点の指定 <table border="1" data-bbox="1534 890 2181 1033"> <thead> <tr> <th>地域内輸送拠点</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>杉並区永福体育館</td> <td>杉並区永福 1-7-6</td> </tr> <tr> <td>杉並区上井草スポーツセンター（体育館）</td> <td>杉並区上井草 3-34-1</td> </tr> <tr> <td>杉並区高円寺体育館</td> <td>杉並区高円寺南 2-36-31</td> </tr> <tr> <td>井草防災拠点 ※井草森公園を含む</td> <td>杉並区井草 4-15-18</td> </tr> <tr> <td>杉並区大宮前体育館</td> <td>杉並区南荻窪 2-1-1</td> </tr> </tbody> </table> ※あらかじめ指定した地域内輸送拠点を都福祉保健局に報告する。	地域内輸送拠点	住所	杉並区永福体育館	杉並区永福 1-7-6	杉並区上井草スポーツセンター（体育館）	杉並区上井草 3-34-1	杉並区高円寺体育館	杉並区高円寺南 2-36-31	井草防災拠点 ※井草森公園を含む	杉並区井草 4-15-18	杉並区大宮前体育館	杉並区南荻窪 2-1-1	【東京都】 組織改正に伴い修正
地域内輸送拠点	住所																												
杉並区永福体育館	杉並区永福 1-7-6																												
杉並区上井草スポーツセンター（体育館）	杉並区上井草 3-34-1																												
杉並区高円寺体育館	杉並区高円寺南 2-36-31																												
井草防災拠点 ※井草森公園を含む	杉並区井草 4-15-18																												
杉並区大宮前体育館	杉並区南荻窪 2-1-1																												
地域内輸送拠点	住所																												
杉並区永福体育館	杉並区永福 1-7-6																												
杉並区上井草スポーツセンター（体育館）	杉並区上井草 3-34-1																												
杉並区高円寺体育館	杉並区高円寺南 2-36-31																												
井草防災拠点 ※井草森公園を含む	杉並区井草 4-15-18																												
杉並区大宮前体育館	杉並区南荻窪 2-1-1																												

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																
79	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第5節 具体的な取組【予防対策】	<p>5 支援物資の輸送</p>	<p>5 支援物資の輸送</p>	【東京都】 組織改正に伴い修正																
80	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第5節 具体的な取組【予防対策】	<p>イ) 国、都、他府県からの支援物資は、原則、都福祉局が地域内輸送拠点まで輸送する。地域内輸送拠点にて支援物資を受け入れる際には、受取りや配分作業に係る要員の確保が必要となる。そのため、区災害対策本部救援部は、必要に応じて人員の確保を行う。</p>	<p>イ) 国、都、他府県からの支援物資は、原則、都福祉保健局が地域内輸送拠点まで輸送する。地域内輸送拠点にて支援物資を受け入れる際には、受取りや配分作業に係る要員の確保が必要となる。そのため、区災害対策本部救援部は、必要に応じて人員の確保を行う。</p>	【東京都】 組織改正に伴い修正																
81	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第11章 放射性物質対策 第5節 具体的な取組【予防対策】	<p>3 放射線等使用施設の安全化 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。</td> </tr> <tr> <td>都総務局</td> <td>監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。</td> </tr> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都保健医療局	RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。	都総務局	監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。	都保健医療局	関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。	<p>3 放射線等使用施設の安全化 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。</td> </tr> <tr> <td>都総務局</td> <td>監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。</td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。	都総務局	監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。	都福祉保健局	関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。	【東京都】 組織改正に伴い修正
機関名	対策内容																				
都保健医療局	RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。																				
都総務局	監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。																				
都保健医療局	関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。																				
機関名	対策内容																				
都福祉保健局	RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。																				
都総務局	監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。																				
都福祉保健局	関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。																				
82	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第12章 住民の生活の早期再建	<p>7 トイレの確保及びし尿処理 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>・トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都保健医療局	・トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。	<p>7 トイレの確保及びし尿処理 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	・トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。	【東京都】 組織改正に伴い修正								
機関名	対策内容																				
都保健医療局	・トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。																				
機関名	対策内容																				
都福祉保健局	・トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。																				

意見に対する杉並区地域防災計画（令和6年修正）の修正箇所一覧 震災編【応急・復旧対策】

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
1	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第1章 区民と地域の防災力向上 第1節 具体的な取組【応急対策】	4 消防団による応急対策の実施 ・所轄消防署（所）の消火活動等の 応援 をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。 ・ 避難のための指示 が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連携し、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。	4 消防団による応急対策の実施 ・所轄消防署（所）の消火活動等の 支援 をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。 ・ 高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」という。） が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連携し、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
2	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第1章 区民と地域の防災力向上 第1節 具体的な取組【応急対策】	5 事業所による応急対策の実施 事業者は発災後、以下の応急対策を順に実施する。 ①来訪者や従業員等の安全を確保し、救出活動、救護活動を行う。 ②出火防止措置を実施する。 ③正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。 ④施設の安全を確認したうえで、従業員の一時帰宅を抑制する。 ⑤事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、 救護活動 を実施する。 ⑥火災が発生した場合には安全確保したうえで初期消火を実施する。 ⑦応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。	5 事業所による応急対策の実施 事業者は発災後、以下の応急対策を順に実施する。 ①来訪者や従業員等の安全を確保し、救出活動、救護活動を行う。 ②出火防止措置を実施する。 ③正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。 ④施設の安全を確認したうえで、従業員の一時帰宅を抑制する。 ⑤事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出活動を実施する。 ⑥火災が発生した場合には安全確保したうえで初期消火を実施する。 ⑦応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
3	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第2章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組【応急対策】	ウ 消防団、事業所の救出・救護活動能力の向上 《消防署》 ・消防団の応急救護資機材の整備を行うとともに、応急手当普及員の要請等、教育訓練の充実を図る。 ・災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。 ・事業所の実態に応じた、組織、資機材を有効に活用した活動を行うため、自衛消防隊、その他の従業員等の活動技術の向上を目的とした訓練の実施を推進する。	ウ 消防団、事業所の救出・救護活動能力の向上 《消防署》 ・特別区消防団の応急救護資機材の整備を行うとともに、応急手当普及員の要請等、教育訓練の充実を図る。 ・災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。 ・事業所の実態に応じた、組織、資機材を有効に活用した活動を行うため、自衛消防隊、その他の従業員等の活動技術の向上を目的とした訓練の実施を推進する。	【杉並消防署長】 記載内容に誤りがあるため修正
4	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第2章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組【応急対策】	(2) 取組内容 ア 社会公共施設等の応急危険度判定 (ア) 都立及び区立の公共建築物が被災した場合 《都》《区》 その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 その判定が困難な場合、都本部に判定実施の支援を要請する。	(2) 取組内容 ア 社会公共施設等の応急危険度判定 (ア) 都立及び区立の公共建築物が被災した場合 《都》《区》 その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。	【東京都】 東京都地域防災計画と整合を合わせるため
5	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第2章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組【応急対策】	(4) 石油類等危険物保管施設の応急措置 消防署は、関係事業所の管理者、 危険物保安監督者及び危険物取扱者 に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これら施設に対する災害応急対策は、「第4章1節 具体的な取組【応急対策】2 消火・救助・救急活動」により対処する。	(4) 石油類等危険物保管施設の応急措置 消防署は、関係事業所の管理者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これら施設に対する災害応急対策は、「第4章1節 具体的な取組【応急対策】2 消火・救助・救急活動」により対処する。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
6	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第2章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組【応急対策】	(7) 毒物、劇物取扱施設の応急措置 《都保健医療局》 毒物、劇物輸入・製造業者等に対し、次の各項の実施について指導するとともに緊急の指示を発する。 ・毒・劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ・危険区域の指示を行うとともに、毒・劇物取扱事業者に対し中和剤等による除毒作業を指示し、周辺住民に対する安全措置を講ずる。 ・防災関係機関との連絡を密にし、毒・劇物にかかる被災情報の収集・伝達に努める。	(7) 毒物、劇物取扱施設の応急措置 《都福祉保健局》 毒物、劇物輸入・製造業者等に対し、次の各項の実施について指導するとともに緊急の指示を発する。 ・毒・劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ・危険区域の指示を行うとともに、毒・劇物取扱事業者に対し中和剤等による除毒作業を指示し、周辺住民に対する安全措置を講ずる。 ・防災関係機関との連絡を密にし、毒・劇物にかかる被災情報の収集・伝達に努める。	【東京都】 組織改正に伴い修正
7	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組【応急対策】	《首都高速道路》《中日本高速道路》 (1) 災害時における体制 地震による災害が発生したときは、災害の種類及びその程度に応じて、 警戒体制 、緊急体制又は非常体制をとり、役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。	《首都高速道路》《中日本高速道路》 (1) 災害時における体制 地震による災害が発生したときは、災害の種類及びその程度に応じて、緊急体制又は非常体制をとり、役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。	【首都高速道路(株)】 「警戒体制」を追加

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																
8	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>《東京国道事務所》 国道20号の道路・橋梁については、東京国道事務所の災害応急対策業務協定業者等と連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、緊急輸送路における路上障害物の除去や必要に応じて、通行規制の措置、う回道路の選定等を実施し、通行者の安全対策を実施に努める。</p>	<p>《東京国道事務所》 国道20号の道路・橋梁については、東京国道事務所の災害応急対策業務協定業者等と連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定等、通行者の安全対策を実施する。</p>	【関東地方整備局東京国道事務所】 内容精査による修正																
9	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>《国土交通省（関東地方整備局）、都》 国土交通大臣は、都道、区道に関して、道路管理者（都、区等）に対し、上記（1）の措置について指示することができる。また、都知事は、区道に関して、道路管理者（区）に対し、上記（1）の措置について指示することができる。</p>	<p>《国土交通省（関東地方整備局）、都》 国土交通大臣は、国道、都道、区道に関して、道路管理者（地方整備局、都、区等）に対し、上記（1）の措置について指示することができる。また、都知事は、区道に関して、道路管理者（区）に対し、上記（1）の措置について指示することができる。</p>	【関東地方整備局東京国道事務所】 内容精査による修正																
10	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>1-12 緊急通行車両等の事前届出 災害応急対策等を実施する計画がある指定行政機関等の車両について、指定行政機関からの申請に基づき、事前に標章及び緊急通行（輸送）車両確認証明書を交付する。 （1）申請先 対象となる車両の使用の本拠地を管轄する警察署 （2）災害発生後の手続等 ア 緊急通行（輸送）車両確認申出済みの車両 標章を車両に掲示し、緊急交通路を通行する。 イ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両 届出済証を提示のうえ、「緊急通行（輸送）車両確認申出書」を記載させ、緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書を交付する。 ウ 緊急通行（輸送）車両確認申出等の交付を受けていない車両 緊急通行（輸送）車両の確認申出を行い、審査結果に基づき、緊急通行（輸送）車両の標章・確認証明書を交付する。</p>	<p>1-12 緊急通行車両等の事前届出 事前届出制度は、災害発生時に災害応急対策等を実施するため運転する計画がある車両について、事前に届出を行い、緊急通行車両等であることの審査を済ませておくことにより、災害発生時における確認事務の省力化、効率化を図ろうとするものである。 （1）申請先 対象となる車両の使用の本拠地を管轄する警察署 （2）届出済証の交付 申請された事前届出書は、要件に該当した場合には届出済証として申請者に交付される。届出済証は色分けにより2種類に分けられている。 桃色：災害発生直後の災害応急活動期から確認を行う。（災害発生直後の救命・救助又は緊急道路障害物除去活動等に従事する車両に限定して交付） 白色：災害応急活動期経過後に確認を行う。（食料等の生活関連物資の輸送車両等に交付） （3）確認手続等 ア 届出済証の交付を受けている車両の確認 届出済証の提示により、確認に係る審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び確認証明書を交付する。 イ 届出済証の交付を受けていない車両の確認 確認申請書を提出させ、緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行う。審査結果に基づき標章等を交付する。</p>	【東京都】 令和5年政令第180号により、事前届出済み証の新規受付が停止、発災前から標章等が交付されることから、警察の新規要領に則り修正する必要があるため																
11	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>（1）災害時の活動態勢 災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときには、本社本部の指示により非常態勢を発令し、非常災害対策本部を設置する。ただし第一線機関の長は、本社本部の指示にかかわらず、必要に応じて非常態勢を発令することができる。なお、震度6弱以上の地震が発生した時は、発令を待たずに自動的に第3非常態勢に入る。 （ア）非常態勢の発令</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>非常態勢の情勢</th> <th>非常態勢の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害の発生が予想される場合 災害が発生した場合 電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合 </td> <td>第1非常態勢</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害の発生が予想される場合 大規模な災害が発生した場合 電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 東海地震注意情報が発せられた場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 </td> <td>第2非常態勢</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 警戒宣言が発せられた場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 </td> <td>第3非常態勢</td> </tr> </tbody> </table>	非常態勢の情勢	非常態勢の区分	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生が予想される場合 災害が発生した場合 電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合 	第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害の発生が予想される場合 大規模な災害が発生した場合 電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 東海地震注意情報が発せられた場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 	第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 警戒宣言が発せられた場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 	第3非常態勢	<p>（1）災害時の活動態勢 災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときには、本社本部の指示により非常態勢を発令し、非常災害対策本部を設置する。ただし支社長は、本社本部の指示にかかわらず、必要に応じて非常態勢を発令することができる。なお、震度6弱以上の地震が発生した時は、発令を待たずに自動的に第3非常態勢に入る。 （ア）非常態勢の発令</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>非常態勢の情勢</th> <th>非常態勢の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害の発生が予想される場合 災害が発生した場合 </td> <td>第1非常態勢</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害の発生が予想される場合 大規模な災害が発生した場合 </td> <td>第2非常態勢</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内の何れかの地域で震度6弱以上の地震が発生した場合 </td> <td>第3非常態勢</td> </tr> </tbody> </table>	非常態勢の情勢	非常態勢の区分	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生が予想される場合 災害が発生した場合 	第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害の発生が予想される場合 大規模な災害が発生した場合 	第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内の何れかの地域で震度6弱以上の地震が発生した場合 	第3非常態勢	【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため
非常態勢の情勢	非常態勢の区分																				
<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生が予想される場合 災害が発生した場合 電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合 	第1非常態勢																				
<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害の発生が予想される場合 大規模な災害が発生した場合 電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 東海地震注意情報が発せられた場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 	第2非常態勢																				
<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 警戒宣言が発せられた場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 	第3非常態勢																				
非常態勢の情勢	非常態勢の区分																				
<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生が予想される場合 災害が発生した場合 	第1非常態勢																				
<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害の発生が予想される場合 大規模な災害が発生した場合 	第2非常態勢																				
<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内の何れかの地域で震度6弱以上の地震が発生した場合 	第3非常態勢																				

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
12	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組【応急対策】	（2）応急措置 イ 資材・輸送等 ・工具は、手持ち分の整備並びに社内各機関との融通等により確保する。 ・資材は、在庫品を常に把握し、資材等の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両により行うが、輸送力が不足する場合には、他の業者等からの調達も対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。	（2）応急措置 イ 資材・輸送等 ・工具は、手持ち分の整備並びに社内各機関との融通等により確保する。 ・資材は、在庫品を常に把握し、必要な場合には請負業者から調達するため、業者の在庫状況も把握しておく。 →資材等の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両により行うが、輸送力が不足する場合には、他の業者等からの調達も対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。	【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため
13	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組【応急対策】	イ 復旧順位 各設備の復旧準備は、原則として以下によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。 (ア) 送電設備 ・ 全回線送電不能の主要線路 ・ 全回線送電不能のその他の線路 ・ 一部回線送電不能の主要線路 ・ 一部回線送電不能のその他の線路 (イ) 変電設備 ・主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ・重要施設に配電する 中間 配電用変電所 (ウ) 配電設備 ・病院、交通、通信、情報機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 ・その他の回線 (エ) 通信設備 ・ 給電指令回線（制御・監視および保護回線） ・ 災害復旧に使用する保安回線 ・ その他保安回線	イ 復旧順位 各設備の復旧準備は、原則として以下によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。 (ア) 変電設備 ・主要幹線の復旧に関する送電用変電所 →都心部に配電する送電系統の 中間 変電所 ・重要施設に配電する配電用変電所 (イ) 配電設備 ・病院、交通、通信、情報機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 ・その他の回線	【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため
14	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組【応急対策】	（4）災害時における広報 ア 広報活動 (ア) 電気事故防止PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、 一般公衆 に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 ・無断昇柱、無断工事をしないこと。 ・電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力の事業所に通報すること。 ・断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。 ・浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 ・ 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。 ・ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。 ・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 ・電気器具を 再使用 する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 ・その他事故防止のため留意すべき事項。 (イ) PRの方法 電気事故防止PRについては、平日頃からテレビ、ラジオ、新聞、 ウェブ、SNS 等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。 (ウ) 停電関連 自治体や行政機関等を通じて、病院等重要施設ならびに人工透析等の医療機器を使用しているお客様に、災害による長時間の停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置や訓練を要請する。 イ 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞、 ウェブ、SNSおよびインターネット 等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。	（4）災害時における広報 ア 広報活動 (ア) 電気事故防止PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、 住民 に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 ・無断昇柱、無断工事をしない。 ・電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力の事業所に通報すること。 ・断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。 ・浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 ・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 ・電気器具を 使用 する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 ・その他事故防止のため留意すべき事項。 (イ) PRの方法 電気事故防止PRについては、平日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。 (ウ) 停電関連 病院等重要施設については、災害による長時間の停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。 イ 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。	【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																								
15	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組【 応急対策 】	6-4 東京ガスグループ (1) 災害時の活動体制 イ 震災時の非常体制 <table border="1"> <tr> <th>体制区分</th> <th>災害の具体的な状況・被災の程度</th> <th>本部長</th> </tr> <tr> <td>第0次非常体制</td> <td>・震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合 ・震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 ・地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合。 ・当社の事業運営に大きい影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合・震度6弱以上の地震が発生した場合</td> <td>防災・供給部長 東京ガスネットワーク社長</td> </tr> <tr> <td>第一次非常体制</td> <td>・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・震度6弱・震度6強以上の地震が発生し、（中圧又は低圧）ブロックを供給停止した場合 ・地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予想される場合</td> <td> 東京ガス社長</td> </tr> </table>	体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長	第0次非常体制	・震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合 ・震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 ・ 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・ 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・ 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合。 ・ 当社の事業運営に大きい影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合・震度6弱以上の地震が発生した場合	防災・供給部長 東京ガスネットワーク社長	第一次非常体制	・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・震度6弱・震度6強以上の地震が発生し、（中圧又は低圧）ブロックを供給停止した場合 ・ 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・ 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・ 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予想される場合	 東京ガス社長	6-4 東京ガス (1) 災害時の活動体制 イ 震災時の非常体制 <table border="1"> <tr> <th>体制区分</th> <th>災害の具体的な状況・被災の程度</th> <th>本部長</th> </tr> <tr> <td>第0次非常体制</td> <td>・震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</td> <td>防災・供給部長</td> </tr> <tr> <td>第一次非常体制</td> <td>・震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合</td> <td>運営ネットワークカンパニー長</td> </tr> <tr> <td>第二次非常体制</td> <td>・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、（中圧又は低圧）ブロックを供給停止した場合</td> <td>社長</td> </tr> </table>	体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長	第0次非常体制	・震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合	防災・供給部長	第一次非常体制	・震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合	運営ネットワークカンパニー長	第二次非常体制	・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、（中圧又は低圧）ブロックを供給停止した場合	社長	【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため 組織体制を令和5年4月改定 10月1日付組織変更に伴い本部長名変更			
体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長																											
第0次非常体制	・震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合 ・震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 ・ 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・ 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・ 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合。 ・ 当社の事業運営に大きい影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合・震度6弱以上の地震が発生した場合	防災・供給部長 東京ガスネットワーク社長																											
第一次非常体制	・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・震度6弱・震度6強以上の地震が発生し、（中圧又は低圧）ブロックを供給停止した場合 ・ 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・ 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ・ 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予想される場合	 東京ガス社長																											
体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長																											
第0次非常体制	・震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合	防災・供給部長																											
第一次非常体制	・震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合	運営ネットワークカンパニー長																											
第二次非常体制	・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、（中圧又は低圧）ブロックを供給停止した場合	社長																											
16	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組【 応急対策 】	7 エネルギーの確保 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> <tr> <td>都各局</td> <td>・非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用 ・重要な施設への燃料油の優先供給</td> </tr> <tr> <td>東京ガスグループ ガス事業者</td> <td>・移動式ガス発生設備による臨時供給 ・避難所等へのLPガス供給（再掲）</td> </tr> </table> 《東京ガスグループ》《ガス事業者》 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。	機関名	対策内容	都各局	・非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用 ・重要な施設への燃料油の優先供給	東京ガスグループ ガス事業者	・移動式ガス発生設備による臨時供給 ・避難所等へのLPガス供給（再掲）	7 エネルギーの確保 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> <tr> <td>都各局</td> <td>・非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用 ・重要な施設への燃料油の優先供給</td> </tr> <tr> <td>東京ガス ガス事業者</td> <td>・移動式ガス発生設備による臨時供給 ・避難所等へのLPガス供給（再掲）</td> </tr> </table> 《東京ガス》《ガス事業者》 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。	機関名	対策内容	都各局	・非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用 ・重要な施設への燃料油の優先供給	東京ガス ガス事業者	・移動式ガス発生設備による臨時供給 ・避難所等へのLPガス供給（再掲）	【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため												
機関名	対策内容																												
都各局	・非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用 ・重要な施設への燃料油の優先供給																												
東京ガスグループ ガス事業者	・移動式ガス発生設備による臨時供給 ・避難所等へのLPガス供給（再掲）																												
機関名	対策内容																												
都各局	・非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用 ・重要な施設への燃料油の優先供給																												
東京ガス ガス事業者	・移動式ガス発生設備による臨時供給 ・避難所等へのLPガス供給（再掲）																												
17	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 具体的な取組【 復旧対策 】	1 道路・橋梁 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> <tr> <td>都建設局</td> <td>・道路の被災個所で、被害がある箇所の復旧 ・都道上の障害物除去作業の実施</td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局</td> <td>・国道上の障害物の除去及び被災箇所の応急復旧等を行い、緊急輸送路としての機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td>区</td> <td>・区道上の障害物除去及び応急復旧の実施</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路 中日本高速道路</td> <td>・速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路</td> <td>・現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る。</td> </tr> </table>	機関名	対策内容	都建設局	・道路の被災個所で、被害がある箇所の復旧 ・都道上の障害物除去作業の実施	関東地方整備局	・ 国道上の障害物の除去及び被災箇所の応急復旧等を行い、緊急輸送路としての機能を確保する。	区	・区道上の障害物除去及び応急復旧の実施	東日本高速道路 中日本高速道路	・速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施	首都高速道路	・ 現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る。	1 道路・橋梁 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> <tr> <td>都建設局</td> <td>・道路の被災個所で、被害がある箇所の復旧 ・都道上の障害物除去作業の実施</td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局</td> <td>・応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保</td> </tr> <tr> <td>区</td> <td>・区道上の障害物除去及び応急復旧の実施</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路 中日本高速道路</td> <td>・速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路</td> <td>・災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る。</td> </tr> </table>	機関名	対策内容	都建設局	・道路の被災個所で、被害がある箇所の復旧 ・都道上の障害物除去作業の実施	関東地方整備局	・ 応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保	区	・区道上の障害物除去及び応急復旧の実施	東日本高速道路 中日本高速道路	・速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施	首都高速道路	・災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る。	【関東地方整備局東京国道事務所】 内容精査による修正のため 【首都高速道路(株)】 同ページの「(2) 取組内容」の記載に合うよう修正
機関名	対策内容																												
都建設局	・道路の被災個所で、被害がある箇所の復旧 ・都道上の障害物除去作業の実施																												
関東地方整備局	・ 国道上の障害物の除去及び被災箇所の応急復旧等を行い、緊急輸送路としての機能を確保する。																												
区	・区道上の障害物除去及び応急復旧の実施																												
東日本高速道路 中日本高速道路	・速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施																												
首都高速道路	・ 現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る。																												
機関名	対策内容																												
都建設局	・道路の被災個所で、被害がある箇所の復旧 ・都道上の障害物除去作業の実施																												
関東地方整備局	・ 応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保																												
区	・区道上の障害物除去及び応急復旧の実施																												
東日本高速道路 中日本高速道路	・速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施																												
首都高速道路	・災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る。																												
18	東京都 防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 具体的な取組【 復旧対策 】	4 水道 (2) 取組内容 《都水道局》	4 水道 (2) 取組内容 《都水道局》 ・都水道局では、必要に応じて区へ技術支援を実施する。	【東京都】 都の地域防災計画P256で「都水道局では、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。」とあるが、区への技術支援については、記載はないため																								
19	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 具体的な取組【 復旧対策 】	6 電気・ガス・通信等 6-1 東京電力 6-2 東京ガスグループ	6 電気・ガス・通信等 6-1 東京電力 ・島しょ地域における復旧活動は、大島・八丈島を拠点に実施する。また、復旧規模に応じて、都区内等からの応援を動員し、応急復旧にあたる。 ・島しょ地域の復旧要員、復旧資機材及び燃料の輸送は船艇のほか、ヘリコプター等の機動力を活用し対応にあたる。 6-2 東京ガス	【東京電力パワーグリッド(株)】 島しょ地域は杉並区への関連性がないため削除 【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため																								

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																											
20	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化 第1節 具体的な取組【 応急対策 】	<p>(2) 取組内容 ア 非常配備態勢の実施 (ア) 非常配備態勢の種別 非常配備態勢の種別については、次のとおりとする。なお、この態勢は、平日・休日・夜間を問わず、同態勢とする。また、中央防災会議幹事会が定める「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、東京都23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、被害の全容把握を待つことなく、非常配備態勢下において災害対策本部業務を開始する。 ※杉並区業務継続計画及び杉並区災害時受援・支援計画の発動基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>非常配備態勢の種別</th> <th>時期</th> <th>態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 情報収集態勢</td> <td>① 東京23区（杉並区を除く）及び多摩東部で震度5弱以上の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき</td> <td>被害情報の収集を主とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 災害即応態勢</td> <td>① 杉並区で震度5弱の地震が発生したとき ② その他の災害（地震以外の大火災、爆発事故、鉄道事故など）に対処する必要があると区長が認められたとき</td> <td>被害状況の把握及び災害対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>(3) 非常配備態勢</td> <td>① 杉並区で震度5強以上の地震が発生したとき ② 災害即応態勢では対応できない災害が発生したとき ③ 被害拡大等により災害即応態勢では対応できない状況になったとき</td> <td>震災救援所の開設を始め、必要に応じて救護・救援活動又はその準備を行う。</td> </tr> <tr> <td>(4) 情報監視態勢</td> <td>① 非常配備態勢の応急対策業務が終了したとき</td> <td>事態の収束及び二次災害等への警戒のための情報監視を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	非常配備態勢の種別	時期	態勢	(1) 情報収集態勢	① 東京23区（杉並区を除く）及び多摩東部で震度5弱以上の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	被害情報の収集を主とする。	(2) 災害即応態勢	① 杉並区で震度5弱の地震が発生したとき ② その他の災害（地震以外の大火災、爆発事故、鉄道事故など）に対処する必要があると区長が認められたとき	被害状況の把握及び災害対応を行う。	(3) 非常配備態勢	① 杉並区で震度5強以上の地震が発生したとき ② 災害即応態勢では対応できない災害が発生したとき ③ 被害拡大等により災害即応態勢では対応できない状況になったとき	震災救援所の開設を始め、必要に応じて救護・救援活動又はその準備を行う。	(4) 情報監視態勢	① 非常配備態勢の応急対策業務が終了したとき	事態の収束及び二次災害等への警戒のための情報監視を行う。	<p>(2) 取組内容 ア 非常配備態勢の実施 (ア) 非常配備態勢の種別 非常配備態勢の種別については、次のとおりとする。なお、この態勢は、平日・休日・夜間を問わず、同態勢とする。また、東京都23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、被害の全容把握を待つことなく、首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づいて、非常配備態勢下において災害対策本部業務を開始する。 ※杉並区業務継続計画及び杉並区災害時受援・支援計画の発動基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>非常配備態勢の種別</th> <th>時期</th> <th>態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 情報収集態勢</td> <td>① 東京23区（杉並区を除く）及び多摩東部で震度5弱以上の地震が発生したとき</td> <td>被害情報の収集を主とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 災害即応態勢</td> <td>① 杉並区で震度5弱の地震が発生したとき ② その他の災害（地震以外の大火災、爆発事故、鉄道事故など）に対処する必要があると区長が認められたとき</td> <td>被害状況の把握及び災害対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>(3) 非常配備態勢</td> <td>① 杉並区で震度5強以上の地震が発生したとき ② 災害即応態勢では対応できない災害が発生したとき ③ 被害拡大等により災害即応態勢では対応できない状況になったとき</td> <td>震災救援所の開設を始め、必要に応じて救護・救援活動又はその準備を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	非常配備態勢の種別	時期	態勢	(1) 情報収集態勢	① 東京23区（杉並区を除く）及び多摩東部で震度5弱以上の地震が発生したとき	被害情報の収集を主とする。	(2) 災害即応態勢	① 杉並区で震度5弱の地震が発生したとき ② その他の災害（地震以外の大火災、爆発事故、鉄道事故など）に対処する必要があると区長が認められたとき	被害状況の把握及び災害対応を行う。	(3) 非常配備態勢	① 杉並区で震度5強以上の地震が発生したとき ② 災害即応態勢では対応できない災害が発生したとき ③ 被害拡大等により災害即応態勢では対応できない状況になったとき	震災救援所の開設を始め、必要に応じて救護・救援活動又はその準備を行う。	【 気象庁東京管区气象台 】 非常配備態勢の表の時期欄に南海トラフ地震臨時情報発表を明記する必要があるため
非常配備態勢の種別	時期	態勢																														
(1) 情報収集態勢	① 東京23区（杉並区を除く）及び多摩東部で震度5弱以上の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	被害情報の収集を主とする。																														
(2) 災害即応態勢	① 杉並区で震度5弱の地震が発生したとき ② その他の災害（地震以外の大火災、爆発事故、鉄道事故など）に対処する必要があると区長が認められたとき	被害状況の把握及び災害対応を行う。																														
(3) 非常配備態勢	① 杉並区で震度5強以上の地震が発生したとき ② 災害即応態勢では対応できない災害が発生したとき ③ 被害拡大等により災害即応態勢では対応できない状況になったとき	震災救援所の開設を始め、必要に応じて救護・救援活動又はその準備を行う。																														
(4) 情報監視態勢	① 非常配備態勢の応急対策業務が終了したとき	事態の収束及び二次災害等への警戒のための情報監視を行う。																														
非常配備態勢の種別	時期	態勢																														
(1) 情報収集態勢	① 東京23区（杉並区を除く）及び多摩東部で震度5弱以上の地震が発生したとき	被害情報の収集を主とする。																														
(2) 災害即応態勢	① 杉並区で震度5弱の地震が発生したとき ② その他の災害（地震以外の大火災、爆発事故、鉄道事故など）に対処する必要があると区長が認められたとき	被害状況の把握及び災害対応を行う。																														
(3) 非常配備態勢	① 杉並区で震度5強以上の地震が発生したとき ② 災害即応態勢では対応できない災害が発生したとき ③ 被害拡大等により災害即応態勢では対応できない状況になったとき	震災救援所の開設を始め、必要に応じて救護・救援活動又はその準備を行う。																														
21	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化 第1節 具体的な取組【 応急対策 】	<p>(エ) 防災センターの整備 災害から住民の生命・財産を守るためには、災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するための防災活動の中核指令拠点となる杉並区災害対策本部の機能を強化する必要がある。そのため、区庁舎内に防災センターを設置し、中核指令機能を支援するAV（音響・映像等）機器、地震計等を整備し活用を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>AV（音響・映像等）機器</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震計</td> <td>大型プロジェクタースクリーン等、各種情報の収集・処理のための機器を設置している。 地震発生時の杉並区内の震度に関する情報は、気象庁が区庁舎敷地内（杉並区阿佐谷南1-15-1）に設置した地震計（中棟北東角地上部）及び、東京消防庁が設置している東京消防庁狹窪消防署（杉並区桃井3-4-1）、同杉並消防署高井戸出張所（杉並区高井戸東3-32-2）の3か所の地震計で観測した震度のうち最も強い震度を区が対応すべき地震震度の基準として活用する。</td> </tr> </tbody> </table>	AV（音響・映像等）機器	整備内容	地震計	大型プロジェクタースクリーン等、各種情報の収集・処理のための機器を設置している。 地震発生時の杉並区内の震度に関する情報は、気象庁が区庁舎敷地内（杉並区阿佐谷南1-15-1）に設置した 地震計 （中棟北東角地上部）及び、東京消防庁が設置している東京消防庁狹窪消防署（杉並区桃井3-4-1）、同杉並消防署高井戸出張所（杉並区高井戸東3-32-2）の3か所の地震計で観測した震度のうち最も強い震度を区が対応すべき地震震度の基準として活用する。	<p>(エ) 防災センターの整備 災害から住民の生命・財産を守るためには、災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するための防災活動の中核指令拠点となる杉並区災害対策本部の機能を強化する必要がある。そのため、区庁舎内に防災センターを設置し、中核指令機能を支援するAV（音響・映像等）機器、地震計等を整備し活用を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>AV（音響・映像等）機器</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震計</td> <td>大型プロジェクタースクリーン等、各種情報の収集・処理のための機器を設置している。 地震発生時の杉並区内の震度に関する情報は、気象庁が区庁舎敷地内（杉並区阿佐谷南1-15-1）に設置した地震計（中棟北東角地上部）を設置及び、東京消防庁が設置している東京消防庁狹窪消防署（杉並区桃井3-4-1）、同杉並消防署高井戸出張所（杉並区高井戸東3-32-2）の3か所の地震計で観測した震度のうち最も強い震度を区が対応すべき地震震度の基準として活用する。</td> </tr> </tbody> </table>	AV（音響・映像等）機器	整備内容	地震計	大型プロジェクタースクリーン等、各種情報の収集・処理のための機器を設置している。 地震発生時の杉並区内の震度に関する情報は、気象庁が区庁舎敷地内（杉並区阿佐谷南1-15-1）に設置した 地震計 （中棟北東角地上部）を設置及び、東京消防庁が設置している東京消防庁狹窪消防署（杉並区桃井3-4-1）、同杉並消防署高井戸出張所（杉並区高井戸東3-32-2）の3か所の地震計で観測した震度のうち最も強い震度を区が対応すべき地震震度の基準として活用する。	【 気象庁東京管区气象台 】 適切な表現に変更																			
AV（音響・映像等）機器	整備内容																															
地震計	大型プロジェクタースクリーン等、各種情報の収集・処理のための機器を設置している。 地震発生時の杉並区内の震度に関する情報は、気象庁が区庁舎敷地内（杉並区阿佐谷南1-15-1）に設置した 地震計 （中棟北東角地上部）及び、東京消防庁が設置している東京消防庁狹窪消防署（杉並区桃井3-4-1）、同杉並消防署高井戸出張所（杉並区高井戸東3-32-2）の3か所の地震計で観測した震度のうち最も強い震度を区が対応すべき地震震度の基準として活用する。																															
AV（音響・映像等）機器	整備内容																															
地震計	大型プロジェクタースクリーン等、各種情報の収集・処理のための機器を設置している。 地震発生時の杉並区内の震度に関する情報は、気象庁が区庁舎敷地内（杉並区阿佐谷南1-15-1）に設置した 地震計 （中棟北東角地上部）を設置及び、東京消防庁が設置している東京消防庁狹窪消防署（杉並区桃井3-4-1）、同杉並消防署高井戸出張所（杉並区高井戸東3-32-2）の3か所の地震計で観測した震度のうち最も強い震度を区が対応すべき地震震度の基準として活用する。																															
22	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化 第1節 具体的な取組【 応急対策 】	<p>ア 署隊本部の機能強化 消防署は、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時災害に対応できる体制を確保している。地震発生時には、これらの機能を強化し、震災消防活動体制を確立する。 イ 配備動員態勢 (ウ) 非常招集 震災第一非常配備態勢を発令したときは招集計画に基づき、所要の職員は、直ちに所定の場所に参集する。震災第二非常配備態勢を発令したときは全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。 ウ 消防活動 (イ) 情報収集 ・署隊本部、方面本部、警防本部等は所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ・震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ・防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。</p>	<p>ア 震災署隊本部の設置 消防署は、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時災害に対応できる体制を確保している。地震発生時には、これらの機能を強化し、震災消防活動態勢を確立する。 イ 配備動員態勢 (ウ) 非常招集 震災第一非常配備態勢を発令したときは発令時に勤務している職員及び所要の職員、震災第二非常配備態勢を発令したときは全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。 ウ 消防活動 (イ) 情報収集 ・署隊本部、方面本部、警防本部等は所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ・防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。</p>	【 杉並消防署長 】 東京都地域防災計画に準じた修正及び記載内容に誤りがあるため修正																											

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																												
23	東京都 防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化 第1節 具体的な取組【 応急対策 】	<p>(ウ) 消防団の活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出火防止</td> <td>発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>消火活動</td> <td>同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物の消火活動及び避難道路防護を、消防団独自に、又は所轄消防署(所)及び防災市民組織等と協力して行う。</td> </tr> <tr> <td>消防署隊への応援</td> <td>所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害物の排除等の活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>情報収集活動</td> <td>災害の初期対応を行うとともに、消防活動に必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。</td> </tr> <tr> <td>救出・救護</td> <td>救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うと同時に、負傷者に対する応急措置や安全な場所への搬送を行う。</td> </tr> <tr> <td>避難場所の防護等</td> <td>避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 東京消防庁災害時支援ボランティアの活動 東京消防庁災害時支援ボランティアの具体的な活動内容は、杉並消防署及び荻窪消防署が行う応急活動・復旧活動の範囲内で次のとおり。 ・応急救護活動 ・後方支援活動 ・消防用設備等の機能確保支援 ・危険物施設等の安全確保支援 ・火災調査支援</p>	活動種別	内容	出火防止	発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。	消火活動	同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物の消火活動及び避難道路防護を、消防団独自に、又は所轄消防署(所)及び防災市民組織等と協力して行う。	消防署隊への応援	所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害物の排除等の活動を行う。	情報収集活動	災害の初期対応を行うとともに、消防活動に必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。	救出・救護	救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うと 同時に、負傷者に対する応急措置や安全な場所への搬送を行う。	避難場所の防護等	避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に関係機関と連絡をとりながら、 地域住民の避難誘導、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。	<p>(ウ) 消防団の活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出火防止</td> <td>発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>消火活動</td> <td>分団受持区域内に発生した火災の消火活動あるいは避難道路確保のための消火活動を、所轄消防署(所)及び防災市民組織等と協力して行う。</td> </tr> <tr> <td>消防署隊への応援</td> <td>所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害物の排除等の活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>情報収集活動</td> <td>災害の初期対応を行うとともに、消防活動に必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。</td> </tr> <tr> <td>救出・救護</td> <td>救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置や安全な場所への搬送を行う。</td> </tr> <tr> <td>避難場所の防護等</td> <td>避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 東京消防庁災害時支援ボランティアの活動 東京消防庁災害時支援ボランティア(杉並消防ボランティア・荻窪消防ボランティア)の具体的な活動内容は、杉並消防署及び荻窪消防署が行う応急活動・復旧活動の範囲内で次のとおり。 ・応急救護活動 ・災害情報提供活動 ・消火活動の支援 ・救助・救出活動の支援 ・消防用設備等の機能確保支援 ・危険物施設等の安全確保支援 ・火災調査支援</p>	活動種別	内容	出火防止	発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。	消火活動	分団受持区域内に発生した火災の消火活動あるいは避難道路確保のための消火活動を、所轄消防署(所)及び防災市民組織等と協力して行う。	消防署隊への応援	所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害物の排除等の活動を行う。	情報収集活動	災害の初期対応を行うとともに、消防活動に必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。	救出・救護	救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うと ともに、負傷者に対する応急措置や安全な場所への搬送を行う。	避難場所の防護等	避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正、災害時支援ボランティアの活動内容の変更に伴う修正
活動種別	内容																																
出火防止	発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。																																
消火活動	同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物の消火活動及び避難道路防護を、消防団独自に、又は所轄消防署(所)及び防災市民組織等と協力して行う。																																
消防署隊への応援	所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害物の排除等の活動を行う。																																
情報収集活動	災害の初期対応を行うとともに、消防活動に必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。																																
救出・救護	救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うと 同時に、負傷者に対する応急措置や安全な場所への搬送を行う。																																
避難場所の防護等	避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に関係機関と連絡をとりながら、 地域住民の避難誘導、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。																																
活動種別	内容																																
出火防止	発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。																																
消火活動	分団受持区域内に発生した火災の消火活動あるいは避難道路確保のための消火活動を、所轄消防署(所)及び防災市民組織等と協力して行う。																																
消防署隊への応援	所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害物の排除等の活動を行う。																																
情報収集活動	災害の初期対応を行うとともに、消防活動に必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。																																
救出・救護	救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うと ともに、負傷者に対する応急措置や安全な場所への搬送を行う。																																
避難場所の防護等	避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。																																
24	東京都 防災会議委員 関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第5章 情報通信の確保 第1節 具体的な取組【 応急対策 】	<p>(1) 取組内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td>1 広報活動 災害時において災害に関する情報を収集し関係機関と協力して次の事項を重点として、適時活発な広報活動をする。 (1) 出火の防止、初期消火、救出救護及び災害時要配慮者への支援の呼びかけ (2) 火災及び水災に関する情報 (3) 避難指示等に関する情報 (4) その他都民が必要としている情報 2 広報手段 (1) 消防車両等の拡声装置等 (2) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 (3) ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 (4) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</td> </tr> <tr> <td>都水道局</td> <td>1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 水道局施設の稼働状況 イ 浄水場、給水所等における飲料水確保状況 ウ 応急対策の基本方針 エ その他住民等への協力要請 (2) 応急対策活動開始時の広報 ア 水道局施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の開始状況及び復旧の作業方針 ウ 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況 エ その他住民等への協力要請 (3) 応急対策の進捗に伴う広報 ア 水道局施設の被害詳細及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 当日の復旧活動の概要 エ 水質についての注意 オ その他住民等への協力要請 2 広報手段 (1) 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施するほか、ホームページ・SNSを活用して行う。 (2) 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声付き自動車による路上広報を実施する。区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	消防署	1 広報活動 災害時において災害に関する情報を収集し関係機関と協力して次の事項を重点として、適時活発な広報活動をする。 (1) 出火の防止、初期消火、救出救護及び災害時要配慮者への支援の呼びかけ (2) 火災及び水災に関する情報 (3) 避難指示等に関する情報 (4) その他都民が必要としている情報 2 広報手段 (1) 消防車両等の拡声装置等 (2) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 (3) ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 (4) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供	都水道局	1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 水道局施設の稼働状況 イ 浄水場、給水所等における飲料水確保状況 ウ 応急対策の基本方針 エ その他住民等への協力要請 (2) 応急対策活動開始時の広報 ア 水道局施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の開始状況及び復旧の作業方針 ウ 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況 エ その他住民等への協力要請 (3) 応急対策の進捗に伴う広報 ア 水道局施設の被害詳細及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 当日 の復旧活動の概要 エ 水質についての注意 オ その他住民等への協力要請 2 広報手段 (1) 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施するほか、ホームページ・SNSを活用して行う。 (2) 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声付き自動車による路上広報を実施する。区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。	<p>(1) 取組内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td>1 広報活動 災害時において災害に関する情報を収集し関係機関と協力して次の事項を重点として、適時活発な広報活動をする。 (1) 出火の防止、初期消火、救出救護及び災害時要配慮者への支援の呼びかけ (2) 火災等に関する情報 (3) 避難指示等に関する情報 (4) 都民の安心を図るための情報 2 広報手段 (1) 広報車、車載拡声器、メガホンあるいは口頭、掲示等により時宜に応じた広報活動 (2) 消防団及び町会の掲示板等への掲示 (3) ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供</td> </tr> <tr> <td>都水道局</td> <td>1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 水道局施設の稼働状況 イ 浄水場、給水所等における飲料水確保状況 ウ 応急対策の基本方針 エ 水道局活動状況の現況 オ SNSによる住民等への情報提供依頼 カ その他住民等への協力要請 (2) 応急対策活動開始時の広報 ア 水道局施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の開始状況及び復旧の作業方針 ウ 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況 エ その他住民等への協力要請 (3) 応急対策の進捗に伴う広報（応急対策会議終了ごとに実施） ア 水道局施設の被害詳細及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 本日の復旧活動の概要 エ 水質悪化等による飲料水不可の地域 オ 水質についての注意 カ その他住民等への協力要請 キ 復旧作業の実施方針 ク 応急給水の実施方針及び給水拠点の周知 ケ 給水拠点の混雑状況、変更等の紹介 2 広報手段 (1) 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施するほか、ホームページ・SNSを活用して行う。 (2) 水道局総務班広報担当（サービス推進部広報サービス課）との調整に基づき、所管区域にかかわる情報を主体とした広報を、庁舎の玄関等における掲出、区への情報提供等の方法で行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	消防署	1 広報活動 災害時において災害に関する情報を収集し関係機関と協力して次の事項を重点として、適時活発な広報活動をする。 (1) 出火の防止、初期消火、救出救護及び災害時要配慮者への支援の呼びかけ (2) 火災等に関する情報 (3) 避難指示等に関する情報 (4) 都民の安心を図るための情報 2 広報手段 (1) 広報車、車載拡声器、メガホンあるいは口頭、掲示等により時宜に 応じた広報活動 (2) 消防団及び町会の掲示板等への掲示 (3) ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供	都水道局	1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 水道局施設の稼働状況 イ 浄水場、給水所等における飲料水確保状況 ウ 応急対策の基本方針 エ 水道局活動状況の現況 オ SNSによる住民等への情報提供依頼 カ その他住民等への協力要請 (2) 応急対策活動開始時の広報 ア 水道局施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の開始状況及び復旧の作業方針 ウ 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況 エ その他住民等への協力要請 (3) 応急対策の進捗に伴う広報（応急対策会議終了ごとに実施） ア 水道局施設の被害詳細及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 本日の復旧活動の概要 エ 水質悪化等による飲料水不可の地域 オ 水質についての注意 カ その他住民等への協力要請 キ 復旧作業の実施方針 ク 応急給水の実施方針及び給水拠点の周知 ケ 給水拠点の混雑状況、変更等の紹介 2 広報手段 (1) 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施するほか、ホームページ・SNSを活用して行う。 (2) 水道局総務班広報担当（サービス推進部広報サービス課）との調整に基づき、所管区域にかかわる情報を主体とした広報を、庁舎の玄関等における掲出、区への情報提供等の方法で行う。	【東京都】 文言修正 【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正 【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため 【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため 【首都高速道路(株)】 記載内容を見直し																
区分	内容																																
消防署	1 広報活動 災害時において災害に関する情報を収集し関係機関と協力して次の事項を重点として、適時活発な広報活動をする。 (1) 出火の防止、初期消火、救出救護及び災害時要配慮者への支援の呼びかけ (2) 火災及び水災に関する情報 (3) 避難指示等に関する情報 (4) その他都民が必要としている情報 2 広報手段 (1) 消防車両等の拡声装置等 (2) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 (3) ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 (4) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供																																
都水道局	1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 水道局施設の稼働状況 イ 浄水場、給水所等における飲料水確保状況 ウ 応急対策の基本方針 エ その他住民等への協力要請 (2) 応急対策活動開始時の広報 ア 水道局施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の開始状況及び復旧の作業方針 ウ 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況 エ その他住民等への協力要請 (3) 応急対策の進捗に伴う広報 ア 水道局施設の被害詳細及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 当日 の復旧活動の概要 エ 水質についての注意 オ その他住民等への協力要請 2 広報手段 (1) 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施するほか、ホームページ・SNSを活用して行う。 (2) 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声付き自動車による路上広報を実施する。区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。																																
区分	内容																																
消防署	1 広報活動 災害時において災害に関する情報を収集し関係機関と協力して次の事項を重点として、適時活発な広報活動をする。 (1) 出火の防止、初期消火、救出救護及び災害時要配慮者への支援の呼びかけ (2) 火災等に関する情報 (3) 避難指示等に関する情報 (4) 都民の安心を図るための情報 2 広報手段 (1) 広報車、車載拡声器、メガホンあるいは口頭、掲示等により時宜に 応じた広報活動 (2) 消防団及び町会の掲示板等への掲示 (3) ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供																																
都水道局	1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 水道局施設の稼働状況 イ 浄水場、給水所等における飲料水確保状況 ウ 応急対策の基本方針 エ 水道局活動状況の現況 オ SNSによる住民等への情報提供依頼 カ その他住民等への協力要請 (2) 応急対策活動開始時の広報 ア 水道局施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の開始状況及び復旧の作業方針 ウ 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況 エ その他住民等への協力要請 (3) 応急対策の進捗に伴う広報（応急対策会議終了ごとに実施） ア 水道局施設の被害詳細及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 本日の復旧活動の概要 エ 水質悪化等による飲料水不可の地域 オ 水質についての注意 カ その他住民等への協力要請 キ 復旧作業の実施方針 ク 応急給水の実施方針及び給水拠点の周知 ケ 給水拠点の混雑状況、変更等の紹介 2 広報手段 (1) 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施するほか、ホームページ・SNSを活用して行う。 (2) 水道局総務班広報担当（サービス推進部広報サービス課）との調整に基づき、所管区域にかかわる情報を主体とした広報を、庁舎の玄関等における掲出、区への情報提供等の方法で行う。																																

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																
24	東京都 防災会議委員 関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第5章 情報通信の確保 第1節 具体的な取組【応急対策】	<p>(1) 取組内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド</td> <td> <p>お客様に対する広報</p> <p>1 電気事故防止に関する事項 非常災害の発生が予想されるとき、又は非常災害が発生したときは、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を、広報車等により直接当該地域に行う。また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な地震の発生に備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。 具体的内容は次による。 (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力の事業所に通報すること。 (3) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。 (6) 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事等で点検してから使用することを推奨する。 (7) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 (8) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (9) その他事故防止のために留意すべき事項</p> <p>2 停電に備えた自衛手段に関する事項 万一来電、懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し点検しておくこと。</p> </td> </tr> <tr> <td>東京ガスグループ</td> <td> <p>1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、マイコンメーター復帰方法、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧状況や見通し</p> <p>2 広報手段 ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体</p> <p>3 広報活動 NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる様に、手順をご案内する。</p> </td> </tr> <tr> <td>首都高速道路</td> <td> <p>1 広報活動 (1) 被害の状況、応急対策の措置状況等災害に関する正確な情報 (2) 道路の通行危険箇所、交通規制状況あるいは迂回路などの道路交通情報</p> <p>2 広報手段 2 広報手段 (1) 各種道路情報提供設備（標識、情報板、料金看板等） (2) 首都高ホームページ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	東京電力パワーグリッド	<p>お客様に対する広報</p> <p>1 電気事故防止に関する事項 非常災害の発生が予想されるとき、又は非常災害が発生したときは、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を、広報車等により直接当該地域に行う。また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な地震の発生に備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。 具体的内容は次による。 (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力の事業所に通報すること。 (3) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。 (6) 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事等で点検してから使用することを推奨する。 (7) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 (8) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (9) その他事故防止のために留意すべき事項</p> <p>2 停電に備えた自衛手段に関する事項 万一来電、懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し点検しておくこと。</p>	東京ガスグループ	<p>1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、マイコンメーター復帰方法、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧状況や見通し</p> <p>2 広報手段 ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体</p> <p>3 広報活動 NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる様に、手順をご案内する。</p>	首都高速道路	<p>1 広報活動 (1) 被害の状況、応急対策の措置状況等災害に関する正確な情報 (2) 道路の通行危険箇所、交通規制状況あるいは迂回路などの道路交通情報</p> <p>2 広報手段 2 広報手段 (1) 各種道路情報提供設備（標識、情報板、料金看板等） (2) 首都高ホームページ</p>	<p>(1) 取組内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力パワーグリッド</td> <td> <p>お客さまに対する広報</p> <p>1 電気事故防止に関する事項 非常災害の発生が予想されるとき、又は非常災害が発生したときは、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を、広報車等により直接当該地域に行う。また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な地震の発生に備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。 具体的内容は次による。 (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力の事業所に通報すること。 (3) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 (6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (7) その他事故防止のために留意すべき事項</p> <p>2 停電に備えた自衛手段に関する事項 万一来電、懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し点検しておくこと。</p> </td> </tr> <tr> <td>東京ガス</td> <td> <p>1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、マイコンメーター復帰方法、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧状況や見通し</p> <p>2 広報手段 ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体</p> <p>3 広報活動 NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる様に、手順をご案内する。</p> </td> </tr> <tr> <td>首都高速道路</td> <td> <p>1 広報活動 (1) 応急対策の措置状況 (2) 交通規制状況 (3) 避難方法</p> <p>2 広報手段 (1) 各種道路情報提供設備（標識、情報板、料金看板等） (2) 首都高ホームページ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	東京電力パワーグリッド	<p>お客さまに対する広報</p> <p>1 電気事故防止に関する事項 非常災害の発生が予想されるとき、又は非常災害が発生したときは、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を、広報車等により直接当該地域に行う。また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な地震の発生に備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。 具体的内容は次による。 (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力の事業所に通報すること。 (3) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 (6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (7) その他事故防止のために留意すべき事項</p> <p>2 停電に備えた自衛手段に関する事項 万一来電、懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し点検しておくこと。</p>	東京ガス	<p>1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、マイコンメーター復帰方法、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧状況や見通し</p> <p>2 広報手段 ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体</p> <p>3 広報活動 NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる様に、手順をご案内する。</p>	首都高速道路	<p>1 広報活動 (1) 応急対策の措置状況 (2) 交通規制状況 (3) 避難方法</p> <p>2 広報手段 (1) 各種道路情報提供設備（標識、情報板、料金看板等） (2) 首都高ホームページ</p>	<p>【東京都】 文言修正</p> <p>【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正</p> <p>【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため</p> <p>【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため</p> <p>【首都高速道路(株)】 記載内容を見直し</p>
区分	内容																				
東京電力パワーグリッド	<p>お客様に対する広報</p> <p>1 電気事故防止に関する事項 非常災害の発生が予想されるとき、又は非常災害が発生したときは、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を、広報車等により直接当該地域に行う。また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な地震の発生に備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。 具体的内容は次による。 (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力の事業所に通報すること。 (3) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。 (6) 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事等で点検してから使用することを推奨する。 (7) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 (8) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (9) その他事故防止のために留意すべき事項</p> <p>2 停電に備えた自衛手段に関する事項 万一来電、懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し点検しておくこと。</p>																				
東京ガスグループ	<p>1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、マイコンメーター復帰方法、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧状況や見通し</p> <p>2 広報手段 ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体</p> <p>3 広報活動 NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる様に、手順をご案内する。</p>																				
首都高速道路	<p>1 広報活動 (1) 被害の状況、応急対策の措置状況等災害に関する正確な情報 (2) 道路の通行危険箇所、交通規制状況あるいは迂回路などの道路交通情報</p> <p>2 広報手段 2 広報手段 (1) 各種道路情報提供設備（標識、情報板、料金看板等） (2) 首都高ホームページ</p>																				
区分	内容																				
東京電力パワーグリッド	<p>お客さまに対する広報</p> <p>1 電気事故防止に関する事項 非常災害の発生が予想されるとき、又は非常災害が発生したときは、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を、広報車等により直接当該地域に行う。また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な地震の発生に備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。 具体的内容は次による。 (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力の事業所に通報すること。 (3) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 (6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (7) その他事故防止のために留意すべき事項</p> <p>2 停電に備えた自衛手段に関する事項 万一来電、懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し点検しておくこと。</p>																				
東京ガス	<p>1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、マイコンメーター復帰方法、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧状況や見通し</p> <p>2 広報手段 ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体</p> <p>3 広報活動 NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる様に、手順をご案内する。</p>																				
首都高速道路	<p>1 広報活動 (1) 応急対策の措置状況 (2) 交通規制状況 (3) 避難方法</p> <p>2 広報手段 (1) 各種道路情報提供設備（標識、情報板、料金看板等） (2) 首都高ホームページ</p>																				
25	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第5章 情報通信の確保 第1節 具体的な取組【応急対策】	<p>(2) 取組内容</p> <p>《消防署》 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。</p>	<p>(2) 取組内容</p> <p>《消防署》 災害鎮圧後、消防署と消防出張所等のうち、災害の規模に応じて必要な場所で各種相談等に応じる。</p>	<p>【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正</p>																
26	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第6章 医療救護・保健等対策 第1節 具体的な取組【応急対策】	<p>1-4 搬送体制</p> <p>(1) 搬送体制 原則として、被災現場から緊急医療救護所等までは区で対応し、医療機関又は緊急医療救護所等から災害拠点病院等の医療機関までは区が東京消防庁等の関係機関と連携して対応する。 医療機関や医療救護所等に対応できない重症者は、日本DMAT等の医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、区が都保健医療局と連携して調達する。</p>	<p>1-4 搬送体制</p> <p>(1) 搬送体制 原則として、被災現場から緊急医療救護所等までは区で対応し、医療機関又は緊急医療救護所等から災害拠点病院等の医療機関までは区が東京消防庁等の関係機関と連携して対応する。 医療機関や医療救護所等に対応できない重症者は、日本DMAT等の医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、区が都福祉保健局と連携して調達する。</p>	<p>【東京都】 組織改正に伴い修正</p>																
27	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第6章 医療救護・保健等対策 第1節 具体的な取組【応急対策】	<p>(3) 取組内容</p> <p>ア 保健活動 ・都保健医療局と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他道府県市等に保健活動班の派遣を要請する。</p>	<p>(3) 取組内容</p> <p>ア 保健活動 ・都福祉保健局と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他道府県市等に保健活動班の派遣を要請する。</p>	<p>【東京都】 組織改正に伴い修正</p>																

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																								
28	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第6章 医療救護・保健等対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	2 医薬品・医療資器材の供給 （2）医薬品・医療資器材の供給 また、発災後の医薬品等の円滑な調達を図るため、区災害薬事センターを設置するとともに、医薬品等が不足する場合には、区との協定に基づき医薬品卸売販売会社7社に医薬品等の供給を要請する。 【別冊・資料●●～●●】 区で医薬品等の調達が困難な場合、 都保健医療局 に医薬品等の調達を要請する。 （3）輸血用血液製剤の供給 医療機関から輸血用血液製剤が必要との要請を受けた場合、区は 都保健医療局 に供給を要請する。 都は、供給要請に基づき、日赤東京都支部及び各血液センターに供給要請を行う。都の供給要請があった場合、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。	2 医薬品・医療資器材の供給 （2）医薬品・医療資器材の供給 また、発災後の医薬品等の円滑な調達を図るため、区災害薬事センターを設置するとともに、医薬品等が不足する場合には、区との協定に基づき医薬品卸売販売会社7社に医薬品等の供給を要請する。 【別冊・資料●●～●●】 区で医薬品等の調達が困難な場合、 都福祉保健局 に医薬品等の調達を要請する。 （3）輸血用血液製剤の供給 医療機関から輸血用血液製剤が必要との要請を受けた場合、区は 都福祉保健局 に供給を要請する。 都は、供給要請に基づき、日赤東京都支部及び各血液センターに供給要請を行う。都の供給要請があった場合、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。	【東京都】 組織改正に伴い修正																								
29	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第6章 医療救護・保健等対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	【対策内容と役割分担】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>各機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</td> </tr> <tr> <td>都総務局</td> <td>都は、災害の規模等により、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請</td> </tr> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</td> </tr> <tr> <td>東京都立病院機構</td> <td>都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化</td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td>陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動</td> </tr> </tbody> </table>	各機関	内容	区	医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請	都総務局	都は、災害の規模等により、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請	都保健医療局	医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請	東京都立病院機構	都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化	自衛隊	陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動	【対策内容と役割分担】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>各機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</td> </tr> <tr> <td>都総務局</td> <td>都は、災害の規模等により、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請</td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</td> </tr> <tr> <td>東京都立病院機構</td> <td>都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化</td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td>陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動</td> </tr> </tbody> </table>	各機関	内容	区	医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請	都総務局	都は、災害の規模等により、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請	都福祉保健局	医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請	東京都立病院機構	都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化	自衛隊	陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動	【東京都】 組織改正に伴い修正
各機関	内容																												
区	医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請																												
都総務局	都は、災害の規模等により、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請																												
都保健医療局	医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請																												
東京都立病院機構	都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化																												
自衛隊	陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動																												
各機関	内容																												
区	医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請																												
都総務局	都は、災害の規模等により、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請																												
都福祉保健局	医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請																												
東京都立病院機構	都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化																												
自衛隊	陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動																												
30	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第6章 医療救護・保健等対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	4-5 検視・検案 （1）対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>・知事が監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を実施 ・検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を実施 ・検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動内容	都保健医療局	・知事が監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を実施 ・検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を実施 ・検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請	4-5 検視・検案 （1）対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・知事が監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を実施 ・検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を実施 ・検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動内容	都福祉保健局	・知事が監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を実施 ・検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を実施 ・検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請	【東京都】 組織改正に伴い修正																
機関名	活動内容																												
都保健医療局	・知事が監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を実施 ・検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を実施 ・検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請																												
機関名	活動内容																												
都福祉保健局	・知事が監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を実施 ・検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を実施 ・検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請																												
31	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第6章 医療救護・保健等対策 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	2 防疫体制の確立 （1）対策内容と役割分担 ・被災戸数及び防疫活動の実施について、 都保健医療局 に対し、迅速に連絡する。 ・防疫活動の実施にあたって、対応能力が十分でないとする場合は、 都保健医療局 又は地区医師会に協力を要請する。	2 防疫体制の確立 （1）対策内容と役割分担 ・被災戸数及び防疫活動の実施について、 都福祉保健局 に対し、迅速に連絡する。 ・防疫活動の実施にあたって、対応能力が十分でないとする場合は、 都福祉保健局 又は地区医師会に協力を要請する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																								
32	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第6章 医療救護・保健等対策 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	イ 感染症対策 ・一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症が発生した場合や、勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合など、 都保健医療局 と都保健所、杉並保健所は連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。 ・ 都保健医療局 及び杉並保健所は、被災地や震災救援所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。 ・ 都保健医療局 は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。	イ 感染症対策 ・一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症が発生した場合や、勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合など、 都福祉保健局 と都保健所、杉並保健所は連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。 ・ 都福祉保健局 及び杉並保健所は、被災地や震災救援所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。 ・ 都福祉保健局 は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。	【東京都】 組織改正に伴い修正																								

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																												
33	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第6章 医療救護・保健等対策 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	3 火葬 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都保健医療局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証したうえで、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について関係機関等へ協力要請 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動内容	都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証したうえで、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について関係機関等へ協力要請 	3 火葬 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証したうえで、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について関係機関等へ協力要請 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動内容	都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証したうえで、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について関係機関等へ協力要請 	【東京都】 組織改正に伴い修正																				
機関名	活動内容																																
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証したうえで、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について関係機関等へ協力要請 																																
機関名	活動内容																																
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証したうえで、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について関係機関等へ協力要請 																																
34	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	1 避難誘導 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の発令 関係機関と連携した避難誘導 要配慮者に関する情報収集、安否確認 警戒区域の設定 </td> </tr> <tr> <td>都本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区の代行「避難指示、応急措置」） 区からの要請に関する都関係各局との連絡調整 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言 </td> </tr> <tr> <td>都福祉局</td> <td>要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>都関係各局</td> <td>区からの要請対応</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報 避難指示等の伝達 </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した避難誘導 （区が避難指示できない場合）警察官による避難指示 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の発令 関係機関と連携した避難誘導 要配慮者に関する情報収集、安否確認 警戒区域の設定 	都本部	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区の代行「避難指示、応急措置」） 区からの要請に関する都関係各局との連絡調整 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言 	都福祉局	要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整	都関係各局	区からの要請対応	消防署	<ul style="list-style-type: none"> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報 避難指示等の伝達 	警察署	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した避難誘導 （区が避難指示できない場合）警察官による避難指示 	1 避難誘導 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の発令 関係機関と連携した避難誘導 要配慮者に関する情報収集、安否確認 警戒区域の設定 </td> </tr> <tr> <td>都本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区の代行「避難指示、応急措置」） 区からの要請に関する都関係各局との連絡調整 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言 </td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>都関係各局</td> <td>区からの要請対応</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報 避難指示等の伝達 </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した避難誘導 （区が避難指示できない場合）警察官による避難指示 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の発令 関係機関と連携した避難誘導 要配慮者に関する情報収集、安否確認 警戒区域の設定 	都本部	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区の代行「避難指示、応急措置」） 区からの要請に関する都関係各局との連絡調整 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言 	都福祉保健局	要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整	都関係各局	区からの要請対応	消防署	<ul style="list-style-type: none"> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報 避難指示等の伝達 	警察署	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した避難誘導 （区が避難指示できない場合）警察官による避難指示 	【東京都】 組織改正に伴い修正
機関名	対策内容																																
区	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の発令 関係機関と連携した避難誘導 要配慮者に関する情報収集、安否確認 警戒区域の設定 																																
都本部	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区の代行「避難指示、応急措置」） 区からの要請に関する都関係各局との連絡調整 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言 																																
都福祉局	要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整																																
都関係各局	区からの要請対応																																
消防署	<ul style="list-style-type: none"> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報 避難指示等の伝達 																																
警察署	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した避難誘導 （区が避難指示できない場合）警察官による避難指示 																																
機関名	対策内容																																
区	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の発令 関係機関と連携した避難誘導 要配慮者に関する情報収集、安否確認 警戒区域の設定 																																
都本部	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区の代行「避難指示、応急措置」） 区からの要請に関する都関係各局との連絡調整 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言 																																
都福祉保健局	要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整																																
都関係各局	区からの要請対応																																
消防署	<ul style="list-style-type: none"> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報 避難指示等の伝達 																																
警察署	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した避難誘導 （区が避難指示できない場合）警察官による避難指示 																																
35	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	(イ) 避難指示等の発令 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に対して退去、出入禁止又は出入制限を行うとともに、直ちに区長に通報する。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	消防署	<ul style="list-style-type: none"> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に対して退去、出入禁止又は出入制限を行うとともに、直ちに区長に通報する。 	(イ) 避難指示等の発令 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に対して退去、出入禁止又は出入制限を行うとともに、直ちに区長に通報する。 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示等の伝達を行う。 避難指示等が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	消防署	<ul style="list-style-type: none"> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に対して退去、出入禁止又は出入制限を行うとともに、直ちに区長に通報する。 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示等の伝達を行う。 避難指示等が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。 	【杉並消防署長】 避難誘導記載事項と重複のため削除																				
機関名	内容																																
消防署	<ul style="list-style-type: none"> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に対して退去、出入禁止又は出入制限を行うとともに、直ちに区長に通報する。 																																
機関名	内容																																
消防署	<ul style="list-style-type: none"> 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に対して退去、出入禁止又は出入制限を行うとともに、直ちに区長に通報する。 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示等の伝達を行う。 避難指示等が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。 																																
36	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	(ア) 震災時の避難誘導 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消防署は、避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を区長、警察署等関係機関に通報する。 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示等の伝達を行う。 避難が開始された場合は、消防団員の活動により避難誘導にあたる。 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は避難場所、避難道路の安全確保に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	消防署	<ul style="list-style-type: none"> 消防署は、避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を区長、警察署等関係機関に通報する。 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示等の伝達を行う。 避難が開始された場合は、消防団員の活動により避難誘導にあたる。 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は避難場所、避難道路の安全確保に努める。 	(ア) 震災時の避難誘導 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消防署は、避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を区長、警察署等関係機関に通報する。 避難が開始された場合は、消防団員の活動により避難誘導にあたる。 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は避難場所、避難道路の安全確保に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	消防署	<ul style="list-style-type: none"> 消防署は、避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を区長、警察署等関係機関に通報する。 避難が開始された場合は、消防団員の活動により避難誘導にあたる。 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は避難場所、避難道路の安全確保に努める。 	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正																				
機関名	内容																																
消防署	<ul style="list-style-type: none"> 消防署は、避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を区長、警察署等関係機関に通報する。 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示等の伝達を行う。 避難が開始された場合は、消防団員の活動により避難誘導にあたる。 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は避難場所、避難道路の安全確保に努める。 																																
機関名	内容																																
消防署	<ul style="list-style-type: none"> 消防署は、避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を区長、警察署等関係機関に通報する。 避難が開始された場合は、消防団員の活動により避難誘導にあたる。 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は避難場所、避難道路の安全確保に努める。 																																

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																				
37	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	2 女性等に配慮した震災救援所等の開設・管理運営 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉局</td> <td>・震災救援所、第二次救援所、福祉避難所の開設状況の把握 ・震災救援所等管理運営に関する支援 ・避難所、福祉避難所、社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ・野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ・生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>・区の避難住民に対する健康相談支援 ・「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ・「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ・避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ・区の衛生管理対策支援</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都福祉局	・震災救援所、第二次救援所、福祉避難所の開設状況の把握 ・震災救援所等管理運営に関する支援 ・避難所、福祉避難所、社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ・野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ・生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。	都保健医療局	・区の避難住民に対する健康相談支援 ・「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ・「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ・避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ・区の衛生管理対策支援	2 女性等に配慮した震災救援所等の開設・管理運営 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・震災救援所、第二次救援所、福祉避難所の開設状況の把握 ・震災救援所等管理運営に関する支援 ・避難所、福祉避難所、社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ・野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ・保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整 ・区の避難住民に対する健康相談支援 ・「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ・「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ・避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ・区の衛生管理対策支援 ・生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉保健局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	・震災救援所、第二次救援所、福祉避難所の開設状況の把握 ・震災救援所等管理運営に関する支援 ・避難所、福祉避難所、社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ・野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ・保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整 ・区の避難住民に対する健康相談支援 ・「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ・「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ・避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ・区の衛生管理対策支援 ・生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉保健局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。	【東京都】 組織改正に伴い修正										
機関名	対策内容																								
都福祉局	・震災救援所、第二次救援所、福祉避難所の開設状況の把握 ・震災救援所等管理運営に関する支援 ・避難所、福祉避難所、社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ・野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ・生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。																								
都保健医療局	・区の避難住民に対する健康相談支援 ・「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ・「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ・避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ・区の衛生管理対策支援																								
機関名	対策内容																								
都福祉保健局	・震災救援所、第二次救援所、福祉避難所の開設状況の把握 ・震災救援所等管理運営に関する支援 ・避難所、福祉避難所、社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ・野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ・保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整 ・区の避難住民に対する健康相談支援 ・「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ・「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ・避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ・区の衛生管理対策支援 ・生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉保健局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。																								
38	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	(2) 取組内容 ア 震災救援所の開設 (ア) 開設 ・震災救援所の開設場所は上記によるが、場合によっては都財務局が調達する資材により一時的に被災者を受け入れる施設を野外に設置する。この場合、野外受入施設の設置期間は、震災救援所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅等が供与されるまでの間とする。	(2) 取組内容 ア 震災救援所の開設 (ア) 開設 ・震災救援所の開設場所は上記によるが、場合によっては都財務局が調達する資材により一時的に被災者を受け入れる施設を野外に設置する。この場合、野外受入施設の設置期間は、震災救援所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が開設されるまでの間とする。	【東京都】 最新の災害救助法に合わせるため																				
39	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	(ウ) 開設時期及び期間 ・震災救援所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。	(ウ) 開設時期及び期間 ・震災救援所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																				
40	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	イ 第二次救援所の開設及び運営 原則として、被災した区民の救援・救護は震災救援所で行うものとするが、高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、震災救援所での生活が極めて困難な者について、区が第二次救援所を開設して救援・救護を行うものとする。 区長は第二次救援所を開設したときは、開設状況を速やかに各震災救援所のほか、都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。	イ 第二次救援所の開設及び運営 原則として、被災した区民の救援・救護は震災救援所で行うものとするが、高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、震災救援所での生活が極めて困難な者について、区が第二次救援所を開設して救援・救護を行うものとする。 区長は第二次救援所を開設したときは、開設状況を速やかに各震災救援所のほか、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																				
41	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	3 車中泊や臨時的に発生した避難所の対応 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発への協力 ・車中泊者等の状況把握及び都福祉局への報告 ・避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）</td> </tr> <tr> <td>都本部</td> <td>・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ・必要な避難所確保のための区市町村支援（再掲）</td> </tr> <tr> <td>都福祉局</td> <td>・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等の情報収集（区市町村） ・避難所管理運営に関する支援（再掲）</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発への協力 ・車中泊者等の状況把握及び都福祉局への報告 ・避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）	都本部	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ・必要な避難所確保のための区市町村支援（再掲）	都福祉局	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等の情報収集（区市町村） ・避難所管理運営に関する支援（再掲）	警察署	・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発	3 車中泊や臨時的に発生した避難所の対応 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発への協力 ・車中泊者等の状況把握及び都福祉保健局への報告 ・避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）</td> </tr> <tr> <td>都本部</td> <td>・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ・必要な避難所確保のための区市町村支援（再掲）</td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等の情報収集（区市町村） ・避難所管理運営に関する支援（再掲）</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発への協力 ・車中泊者等の状況把握及び都福祉保健局への報告 ・避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）	都本部	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ・必要な避難所確保のための区市町村支援（再掲）	都福祉保健局	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等の情報収集（区市町村） ・避難所管理運営に関する支援（再掲）	警察署	・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発	【東京都】 組織改正に伴い修正
機関名	対策内容																								
区	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発への協力 ・車中泊者等の状況把握及び都福祉局への報告 ・避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）																								
都本部	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ・必要な避難所確保のための区市町村支援（再掲）																								
都福祉局	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等の情報収集（区市町村） ・避難所管理運営に関する支援（再掲）																								
警察署	・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発																								
機関名	対策内容																								
区	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発への協力 ・車中泊者等の状況把握及び都福祉保健局への報告 ・避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）																								
都本部	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ・必要な避難所確保のための区市町村支援（再掲）																								
都福祉保健局	・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等の情報収集（区市町村） ・避難所管理運営に関する支援（再掲）																								
警察署	・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発																								
42	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	(イ) 車中泊者等の状況把握及び都福祉局への報告 区は、駐車スペースのある公園等を巡回し、車中泊等避難所に滞在することができないと判断した避難者に係る情報の早期把握に努め、都福祉局に報告する。また、車中泊の避難者を確認した場合、対象の避難者の情報を災害対策本部に伝達する。	(イ) 車中泊者等の状況把握及び都福祉保健局への報告 区は、駐車スペースのある公園等を巡回し、車中泊等避難所に滞在することができないと判断した避難者に係る情報の早期把握に努め、都福祉保健局に報告する。また、車中泊の避難者を確認した場合、対象の避難者の情報を災害対策本部に伝達する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																				

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																
43	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	5 動物救護 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>・同行避難動物の飼養場所等の確保 ・震災救援所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等</td> </tr> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>・被災動物の保護 ・関係団体等との連絡調整 ・関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	・同行避難動物の飼養場所等の確保 ・震災救援所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等	都保健医療局	・被災動物の保護 ・関係団体等との連絡調整 ・関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等	5 動物救護 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>・同行避難動物の飼養場所等の確保 ・震災救援所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等</td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・被災動物の保護 ・関係団体等との連絡調整 ・関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	・同行避難動物の飼養場所等の確保 ・震災救援所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等	都福祉保健局	・被災動物の保護 ・関係団体等との連絡調整 ・関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等	【東京都】 組織改正に伴い修正				
機関名	対策内容																				
区	・同行避難動物の飼養場所等の確保 ・震災救援所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等																				
都保健医療局	・被災動物の保護 ・関係団体等との連絡調整 ・関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等																				
機関名	対策内容																				
区	・同行避難動物の飼養場所等の確保 ・震災救援所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等																				
都福祉保健局	・被災動物の保護 ・関係団体等との連絡調整 ・関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等																				
44	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	6 被災者の他地区への移送 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>(被災地側) ・他区市町村への避難についての調整 ・移送について知事(都福祉局)に要請 ・移送先における震災救援所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・移送後の震災救援所運営へ積極的な協力(受入側) ・受入態勢を整備 ・移送後の震災救援所運営の協力</td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・被災者の移送先の決定 ・移送先の区市町村との調整 ・被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ・区市町村による災害時要配慮者等の移送支援</td> </tr> <tr> <td>都本部</td> <td>・都県境を越える避難についての調整</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	(被災地側) ・他区市町村への避難についての調整 ・移送について知事(都福祉局)に要請 ・移送先における震災救援所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・移送後の震災救援所運営へ積極的な協力(受入側) ・受入態勢を整備 ・移送後の震災救援所運営の協力	都福祉保健局	・被災者の移送先の決定 ・移送先の区市町村との調整 ・被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ・区市町村による災害時要配慮者等の移送支援	都本部	・都県境を越える避難についての調整	6 被災者の他地区への移送 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>(被災地側) ・他区市町村への避難についての調整 ・移送について知事(都福祉保健局)に要請 ・移送先における震災救援所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・移送後の震災救援所運営へ積極的な協力(受入側) ・受入態勢を整備 ・移送後の震災救援所運営の協力</td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・被災者の移送先の決定 ・移送先の区市町村との調整 ・被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ・区市町村による災害時要配慮者等の移送支援</td> </tr> <tr> <td>都本部</td> <td>・都県境を越える避難についての調整</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	(被災地側) ・他区市町村への避難についての調整 ・移送について知事(都福祉保健局)に要請 ・移送先における震災救援所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・移送後の震災救援所運営へ積極的な協力(受入側) ・受入態勢を整備 ・移送後の震災救援所運営の協力	都福祉保健局	・被災者の移送先の決定 ・移送先の区市町村との調整 ・被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ・区市町村による災害時要配慮者等の移送支援	都本部	・都県境を越える避難についての調整	【東京都】 組織改正に伴い修正
機関名	対策内容																				
区	(被災地側) ・他区市町村への避難についての調整 ・移送について知事(都福祉局)に要請 ・移送先における震災救援所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・移送後の震災救援所運営へ積極的な協力(受入側) ・受入態勢を整備 ・移送後の震災救援所運営の協力																				
都福祉保健局	・被災者の移送先の決定 ・移送先の区市町村との調整 ・被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ・区市町村による災害時要配慮者等の移送支援																				
都本部	・都県境を越える避難についての調整																				
機関名	対策内容																				
区	(被災地側) ・他区市町村への避難についての調整 ・移送について知事(都福祉保健局)に要請 ・移送先における震災救援所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・移送後の震災救援所運営へ積極的な協力(受入側) ・受入態勢を整備 ・移送後の震災救援所運営の協力																				
都福祉保健局	・被災者の移送先の決定 ・移送先の区市町村との調整 ・被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ・区市町村による災害時要配慮者等の移送支援																				
都本部	・都県境を越える避難についての調整																				
45	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	(3) 取組内容 ・区長は、震災救援所に被災者を受け入れることができないときは、被災者の他地区（非被災地もしくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉局）及び災害時協定締結区市町村等へ要請する。なお、災害時協定締結区市町村等と受入れについての協議した場合、その旨を都知事に報告する。 ・被災者の移送方法については、都福祉局が当該区市町村の輸送能力等を勘案して定め、都本部が調達するバス等を中心に、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するが、区としても車両の確保について協力するものとする。	(3) 取組内容 ・区長は、震災救援所に被災者を受け入れることができないときは、被災者の他地区（非被災地もしくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）及び災害時協定締結区市町村等へ要請する。なお、災害時協定締結区市町村等と受入れについての協議した場合、その旨を都知事に報告する。 ・被災者の移送方法については、都福祉保健局が当該区市町村の輸送能力等を勘案して定め、都本部が調達するバス等を中心に、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するが、区としても車両の確保について協力するものとする。	【東京都】 組織改正に伴い修正																
46	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 具体的な取組 【応急対策】	1 備蓄物資の供給 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>・備蓄物資を被災者へ配布、貸与</td> </tr> <tr> <td>都福祉局</td> <td>・都備蓄物資を区市町村へ放出</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	・備蓄物資を被災者へ配布、貸与	都福祉局	・都備蓄物資を区市町村へ放出	1 備蓄物資の供給 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>・備蓄物資を被災者へ配布、貸与</td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・都備蓄物資を区市町村へ放出</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	・備蓄物資を被災者へ配布、貸与	都福祉保健局	・都備蓄物資を区市町村へ放出	【東京都】 組織改正に伴い修正				
機関名	対策内容																				
区	・備蓄物資を被災者へ配布、貸与																				
都福祉局	・都備蓄物資を区市町村へ放出																				
機関名	対策内容																				
区	・備蓄物資を被災者へ配布、貸与																				
都福祉保健局	・都備蓄物資を区市町村へ放出																				
47	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 具体的な取組 【応急対策】	(3) 取組内容 ア 備蓄食料の配布 ・都が区に事前措置している備蓄物資は、都福祉局長の承認を受けてから給・貸与する。 ・必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請する。	(3) 取組内容 ア 備蓄食料の配布 ・都が区に事前措置している備蓄物資は、都福祉保健局長の承認を受けてから給・貸与する。 ・必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																
48	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 具体的な取組 【応急対策】	イ 生活必需品の配布 生活必需品等の被災者への配布は、食料配布の例により震災救援所において実施するが、次の点に留意して配布するものとする。 ・都が区に事前措置している備蓄物資は、都福祉局長の承認を受けてから給・貸与する。 ・必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請する。	イ 生活必需品の配布 生活必需品等の被災者への配布は、食料配布の例により震災救援所において実施するが、次の点に留意して配布するものとする。 ・都が区に事前措置している備蓄物資は、都福祉保健局長の承認を受けてから給・貸与する。 ・必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																												
49	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>(イ) 都の給水体制 建物や水道施設の被害状況等を踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> <tr> <td rowspan="2">支所</td> <td>庶務・調達担当</td> <td>1 応急給水用資器材の確保 2 応急給水に関する広報</td> </tr> <tr> <td>応急給水担当</td> <td>1 本部応急給水班との連絡調整 2 営業所との連絡調整 3 応急給水の記録 4 仮設給水栓等の設置依頼 5 区との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>給水装置復旧担当</td> <td></td> <td>1 仮設給水栓の設置</td> </tr> </table>	項目		支所	庶務・調達担当	1 応急給水用資器材の確保 2 応急給水に関する広報	応急給水担当	1 本部応急給水班との連絡調整 2 営業所との連絡調整 3 応急給水の記録 4 仮設給水栓等の設置依頼 5 区との連絡調整	給水装置復旧担当		1 仮設給水栓の設置	<p>(イ) 都の給水体制 建物や水道施設の被害状況等を踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> <tr> <td rowspan="2">支所</td> <td>庶務・調達担当</td> <td>1 応急給水用資器材の確保 2 応急給水に関する広報</td> </tr> <tr> <td>応急給水担当</td> <td>1 応急給水の記録 2 仮設給水栓等の設置依頼 3 本部応急給水班との連絡調整 4 営業所との連絡調整 5 区との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>給水装置復旧担当</td> <td></td> <td>1 仮設給水栓の設置</td> </tr> </table>	項目		支所	庶務・調達担当	1 応急給水用資器材の確保 2 応急給水に関する広報	応急給水担当	1 応急給水の記録 2 仮設給水栓等の設置依頼 3 本部応急給水班との連絡調整 4 営業所との連絡調整 5 区との連絡調整	給水装置復旧担当		1 仮設給水栓の設置	【東京都】 番号順序の修正								
項目																																	
支所	庶務・調達担当	1 応急給水用資器材の確保 2 応急給水に関する広報																															
	応急給水担当	1 本部応急給水班との連絡調整 2 営業所との連絡調整 3 応急給水の記録 4 仮設給水栓等の設置依頼 5 区との連絡調整																															
給水装置復旧担当		1 仮設給水栓の設置																															
項目																																	
支所	庶務・調達担当	1 応急給水用資器材の確保 2 応急給水に関する広報																															
	応急給水担当	1 応急給水の記録 2 仮設給水栓等の設置依頼 3 本部応急給水班との連絡調整 4 営業所との連絡調整 5 区との連絡調整																															
給水装置復旧担当		1 仮設給水栓の設置																															
50	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>4 支援物資の調達要請 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> <tr> <td>区</td> <td>・必要な支援物資の調達計画を策定 ・支援物資の調達を都（福祉局）、スクラム加自治体に要請 ・協定締結先への調達依頼等現地調達が適当な場合は、現地調達する。</td> </tr> <tr> <td>都本部</td> <td>・国・他道府県等との連絡調整 ・あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に支援物資の調達を要請</td> </tr> <tr> <td>都生活文化スポーツ局</td> <td>・東京都生活協同組合連合会から支援物資を調達</td> </tr> <tr> <td>都福祉局</td> <td>・関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請</td> </tr> <tr> <td>都産業労働局</td> <td>・米穀、副食品及び調味料を調達</td> </tr> <tr> <td>都中央卸売市場</td> <td>・生鮮食料品を調達</td> </tr> </table>	機関名	対策内容	区	・必要な支援物資の調達計画を策定 ・支援物資の調達を都（福祉局）、スクラム加自治体に要請 ・協定締結先への調達依頼等現地調達が適当な場合は、現地調達する。	都本部	・国・他道府県等との連絡調整 ・あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に支援物資の調達を要請	都生活文化スポーツ局	・東京都生活協同組合連合会から支援物資を調達	都福祉局	・関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請	都産業労働局	・米穀、副食品及び調味料を調達	都中央卸売市場	・生鮮食料品を調達	<p>4 支援物資の調達要請 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> <tr> <td>区</td> <td>・必要な支援物資の調達計画を策定 ・支援物資の調達を都（福祉保健局）、スクラム加自治体に要請 ・協定締結先への調達依頼等現地調達が適当な場合は、現地調達する。</td> </tr> <tr> <td>都本部</td> <td>・国・他道府県等との連絡調整 ・あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に支援物資の調達を要請</td> </tr> <tr> <td>都生活文化スポーツ局</td> <td>・東京都生活協同組合連合会から支援物資を調達</td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請</td> </tr> <tr> <td>都産業労働局</td> <td>・米穀、副食品及び調味料を調達</td> </tr> <tr> <td>都中央卸売市場</td> <td>・生鮮食料品を調達</td> </tr> </table>	機関名	対策内容	区	・必要な支援物資の調達計画を策定 ・支援物資の調達を都（福祉保健局）、スクラム加自治体に要請 ・協定締結先への調達依頼等現地調達が適当な場合は、現地調達する。	都本部	・国・他道府県等との連絡調整 ・あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に支援物資の調達を要請	都生活文化スポーツ局	・東京都生活協同組合連合会から支援物資を調達	都福祉保健局	・関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請	都産業労働局	・米穀、副食品及び調味料を調達	都中央卸売市場	・生鮮食料品を調達	【東京都】 組織改正に伴い修正
機関名	対策内容																																
区	・必要な支援物資の調達計画を策定 ・支援物資の調達を都（福祉局）、スクラム加自治体に要請 ・協定締結先への調達依頼等現地調達が適当な場合は、現地調達する。																																
都本部	・国・他道府県等との連絡調整 ・あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に支援物資の調達を要請																																
都生活文化スポーツ局	・東京都生活協同組合連合会から支援物資を調達																																
都福祉局	・関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請																																
都産業労働局	・米穀、副食品及び調味料を調達																																
都中央卸売市場	・生鮮食料品を調達																																
機関名	対策内容																																
区	・必要な支援物資の調達計画を策定 ・支援物資の調達を都（福祉保健局）、スクラム加自治体に要請 ・協定締結先への調達依頼等現地調達が適当な場合は、現地調達する。																																
都本部	・国・他道府県等との連絡調整 ・あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に支援物資の調達を要請																																
都生活文化スポーツ局	・東京都生活協同組合連合会から支援物資を調達																																
都福祉保健局	・関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請																																
都産業労働局	・米穀、副食品及び調味料を調達																																
都中央卸売市場	・生鮮食料品を調達																																
51	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>(イ) 支援物資の調達要請先の決定 災害救助法適用後、食料、生活必需品等の給・貸与の必要が生じたときは、状況により、支援物資の調達を都福祉局に物資調達・輸送調整等支援システムにより要請する。また、必要に応じて、スクラム自治体へ支援物資の調達を要請する。さらに、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、協定締結先等へ依頼し、現地調達する。 区は、杉並区商店会連合会、杉並区商店街振興組合連合会、スーパーマーケット等と支援物資の優先供給等の協力に関する協定を締結している。【別冊・資料●●～●●】</p>	<p>(イ) 支援物資の調達要請先の決定 災害救助法適用後、食料、生活必需品等の給・貸与の必要が生じたときは、状況により、支援物資の調達を都福祉保健局に物資調達・輸送調整等支援システムにより要請する。また、必要に応じて、スクラム自治体へ支援物資の調達を要請する。さらに、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、協定締結先等へ依頼し、現地調達する。 区は、杉並区商店会連合会、杉並区商店街振興組合連合会、スーパーマーケット等と支援物資の優先供給等の協力に関する協定を締結している。【別冊・資料●●～●●】</p>	【東京都】 組織改正に伴い修正																												
52	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	<p>2 炊き出し</p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> <tr> <td>都福祉局</td> <td>・区市町村長から炊き出しの要請に対応する。</td> </tr> <tr> <td>区</td> <td>・震災後およそ4日目を降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。</td> </tr> </table> <p>【炊き出しの実施又は要請】</p>	機関名	対策内容	都福祉局	・区市町村長から炊き出しの要請に対応する。	区	・震災後およそ4日目を降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。	<p>2 炊き出し</p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>・区市町村長から炊き出しの要請に対応する。</td> </tr> <tr> <td>区</td> <td>・震災後およそ4日目を降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。</td> </tr> </table> <p>【炊き出しの実施又は要請】</p>	機関名	対策内容	都福祉保健局	・区市町村長から炊き出しの要請に対応する。	区	・震災後およそ4日目を降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																
機関名	対策内容																																
都福祉局	・区市町村長から炊き出しの要請に対応する。																																
区	・震災後およそ4日目を降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。																																
機関名	対策内容																																
都福祉保健局	・区市町村長から炊き出しの要請に対応する。																																
区	・震災後およそ4日目を降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。																																
53	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	<p>3-1 防疫活動 (3) 感染症の発生 ・感染症が発生したときは、直ちに医療救護部及び区本部に通報する。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づく措置を講ずる。 ・医療機関への搬送体制を整えとともに、都保健医療局に通報する。 (4) 協力要請 防疫活動の実施にあたり、区だけでは対応できないと認めるときは、東京都保健医療局又は杉並区医師会等に協力を要請するものとする。</p>	<p>3-1 防疫活動 (3) 感染症の発生 ・感染症が発生したときは、直ちに医療救護部及び区本部に通報する。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づく措置を講ずる。 ・医療機関への搬送体制を整えとともに、都福祉保健局に通報する。 (4) 協力要請 防疫活動の実施にあたり、区だけでは対応できないと認めるときは、東京都福祉保健局又は杉並区医師会等に協力を要請するものとする。</p>	【東京都】 組織改正に伴い修正																												

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																				
54	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	3-2 防疫用機材等 初期防疫活動に使用するため、区は防疫用機材（エンジンスプレー及び手押式肩掛けスプレー）を備蓄する。また、防疫（消毒）用機材等で不足する場合には、杉並区薬剤師会に協力を求めて調達し、さらに不足する場合には、 都保健医療局 に要請する。	3-2 防疫用機材等 初期防疫活動に使用するため、区は防疫用機材（エンジンスプレー及び手押式肩掛けスプレー）を備蓄する。また、防疫（消毒）用機材等で不足する場合には、杉並区薬剤師会に協力を求めて調達し、さらに不足する場合には、 都福祉保健局 に要請する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																				
55	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	5 支援物資の輸送 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1" data-bbox="825 430 1460 739"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 支援物資の輸送 支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点における支援物資の荷受け・荷捌き、在庫管理・出荷調整・需給ニーズ調整や防災倉庫での備蓄物資管理 物資の管理・受領・仕分け・配分 都災害対策本部、他府県、スクラム自治体との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td>都福祉局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 </td> </tr> <tr> <td>都生活文化スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送 </td> </tr> <tr> <td>都本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 国・他道府県等からの支援物資で滞留の可能性のある物資の一時保管をする。 </td> </tr> </tbody> </table> (2) 取組内容 救援部物資班は、地域内輸送拠点を指定し、 都福祉局 に報告する。また、道路等の被害状況の情報を災対総務部と共有しながら、支援物資の輸送調整を行う。輸送経路図は次ページのとおり。 支援物資の仕分け、受入れ等は、区災害対策本部救援部物資班及び救援隊本隊が中心となり行うが、災害規模の拡大等により人員の不足が生じる場合には、受援班の指示に基づき、他の災対各部の応援要請、他自治体からの応援及び防災市民組織、ボランティア等の協力によって対応する。	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> 支援物資の輸送 支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点における支援物資の荷受け・荷捌き、在庫管理・出荷調整・需給ニーズ調整や防災倉庫での備蓄物資管理 物資の管理・受領・仕分け・配分 都災害対策本部、他府県、スクラム自治体との連絡調整 	都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 	都生活文化スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> 調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送 	都本部	<ul style="list-style-type: none"> 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 国・他道府県等からの支援物資で滞留の可能性のある物資の一時保管をする。 	5 支援物資の輸送 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1" data-bbox="1537 430 2172 739"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 支援物資の輸送 支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点における支援物資の荷受け・荷捌き、在庫管理・出荷調整・需給ニーズ調整や防災倉庫での備蓄物資管理 物資の管理・受領・仕分け・配分 都災害対策本部、他府県、スクラム自治体との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 </td> </tr> <tr> <td>都生活文化スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送 </td> </tr> <tr> <td>都本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 国・他道府県等からの支援物資で滞留の可能性のある物資の一時保管をする。 </td> </tr> </tbody> </table> (2) 取組内容 救援部物資班は、地域内輸送拠点を指定し、 都福祉保健局 に報告する。また、道路等の被害状況の情報を災対総務部と共有しながら、支援物資の輸送調整を行う。輸送経路図は次ページのとおり。 支援物資の仕分け、受入れ等は、区災害対策本部救援部物資班及び救援隊本隊が中心となり行うが、災害規模の拡大等により人員の不足が生じる場合には、受援班の指示に基づき、他の災対各部の応援要請、他自治体からの応援及び防災市民組織、ボランティア等の協力によって対応する。	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> 支援物資の輸送 支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点における支援物資の荷受け・荷捌き、在庫管理・出荷調整・需給ニーズ調整や防災倉庫での備蓄物資管理 物資の管理・受領・仕分け・配分 都災害対策本部、他府県、スクラム自治体との連絡調整 	都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 	都生活文化スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> 調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送 	都本部	<ul style="list-style-type: none"> 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 国・他道府県等からの支援物資で滞留の可能性のある物資の一時保管をする。 	【東京都】 組織改正に伴い修正
機関名	対策内容																								
区	<ul style="list-style-type: none"> 支援物資の輸送 支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点における支援物資の荷受け・荷捌き、在庫管理・出荷調整・需給ニーズ調整や防災倉庫での備蓄物資管理 物資の管理・受領・仕分け・配分 都災害対策本部、他府県、スクラム自治体との連絡調整 																								
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 																								
都生活文化スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> 調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送 																								
都本部	<ul style="list-style-type: none"> 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 国・他道府県等からの支援物資で滞留の可能性のある物資の一時保管をする。 																								
機関名	対策内容																								
区	<ul style="list-style-type: none"> 支援物資の輸送 支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点における支援物資の荷受け・荷捌き、在庫管理・出荷調整・需給ニーズ調整や防災倉庫での備蓄物資管理 物資の管理・受領・仕分け・配分 都災害対策本部、他府県、スクラム自治体との連絡調整 																								
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 																								
都生活文化スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> 調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送 																								
都本部	<ul style="list-style-type: none"> 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 国・他道府県等からの支援物資で滞留の可能性のある物資の一時保管をする。 																								

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																																				
56	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第2節 具体的な取組【復旧対策】	<p>5 支援物資の輸送 (2) 取組内容</p> <p>イ) 国、都、他府県からの支援物資は、原則、都福祉局が地域内輸送拠点まで輸送する。地域内輸送拠点にて支援物資を受け入れる際には、受取りや配分作業に係る要員の確保が必要となる。そのため、区災害対策本部救援部は、必要に応じて人員の確保を行う。</p>	<p>5 支援物資の輸送 (2) 取組内容</p> <p>イ) 国、都、他府県からの支援物資は、原則、都福祉保健局が地域内輸送拠点まで輸送する。地域内輸送拠点にて支援物資を受け入れる際には、受取りや配分作業に係る要員の確保が必要となる。そのため、区災害対策本部救援部は、必要に応じて人員の確保を行う。</p>	【東京都】 組織改正に伴い修正																																				
57	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第10章 放射性物質対策 第1節 具体的な取組【応急対策】	<p>2 区民への情報提供等 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>空間放射線量率や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表</td> </tr> <tr> <td>都総務局 政策企画局</td> <td>正確な情報提供・広報</td> </tr> <tr> <td>都環境局</td> <td>大気環境測定局で得られた気象データの提供 都内区市町村等と連携し、焼却施設等の放射能濃度等の測定データを収集</td> </tr> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 保健所において被ばく線量等の測定 空間放射線率や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表</td> </tr> <tr> <td>都産業労働局</td> <td>都内産農林水産物等の放射性物質検査</td> </tr> <tr> <td>都中央卸売市場</td> <td>出荷が制限・自粛された食品の流通を防止</td> </tr> <tr> <td>都水道局</td> <td>浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供</td> </tr> <tr> <td>都下水道局</td> <td>下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能濃度の測定、情報提供</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	空間放射線量率や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表	都総務局 政策企画局	正確な情報提供・広報	都環境局	大気環境測定局で得られた気象データの提供 都内区市町村等と連携し、焼却施設等の放射能濃度等の測定データを収集	都保健医療局	被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 保健所において被ばく線量等の測定 空間放射線率や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表	都産業労働局	都内産農林水産物等の放射性物質検査	都中央卸売市場	出荷が制限・自粛された食品の流通を防止	都水道局	浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供	都下水道局	下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能濃度の測定、情報提供	<p>2 区民への情報提供等 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>空間放射線量率や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表</td> </tr> <tr> <td>都総務局 政策企画局</td> <td>正確な情報提供・広報</td> </tr> <tr> <td>都環境局</td> <td>大気環境測定局で得られた気象データの提供 都内区市町村等と連携し、焼却施設等の放射能濃度等の測定データを収集</td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 保健所において被ばく線量等の測定 空間放射線率や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表</td> </tr> <tr> <td>都産業労働局</td> <td>都内産農林水産物等の放射性物質検査</td> </tr> <tr> <td>都中央卸売市場</td> <td>出荷が制限・自粛された食品の流通を防止</td> </tr> <tr> <td>都水道局</td> <td>浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供</td> </tr> <tr> <td>都下水道局</td> <td>下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能濃度の測定、情報提供</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	空間放射線量率や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表	都総務局 政策企画局	正確な情報提供・広報	都環境局	大気環境測定局で得られた気象データの提供 都内区市町村等と連携し、焼却施設等の放射能濃度等の測定データを収集	都福祉保健局	被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 保健所において被ばく線量等の測定 空間放射線率や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表	都産業労働局	都内産農林水産物等の放射性物質検査	都中央卸売市場	出荷が制限・自粛された食品の流通を防止	都水道局	浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供	都下水道局	下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能濃度の測定、情報提供	【東京都】 組織改正に伴い修正
機関名	対策内容																																								
区	空間放射線量率や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表																																								
都総務局 政策企画局	正確な情報提供・広報																																								
都環境局	大気環境測定局で得られた気象データの提供 都内区市町村等と連携し、焼却施設等の放射能濃度等の測定データを収集																																								
都保健医療局	被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 保健所において被ばく線量等の測定 空間放射線率や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表																																								
都産業労働局	都内産農林水産物等の放射性物質検査																																								
都中央卸売市場	出荷が制限・自粛された食品の流通を防止																																								
都水道局	浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供																																								
都下水道局	下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能濃度の測定、情報提供																																								
機関名	対策内容																																								
区	空間放射線量率や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表																																								
都総務局 政策企画局	正確な情報提供・広報																																								
都環境局	大気環境測定局で得られた気象データの提供 都内区市町村等と連携し、焼却施設等の放射能濃度等の測定データを収集																																								
都福祉保健局	被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 保健所において被ばく線量等の測定 空間放射線率や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表																																								
都産業労働局	都内産農林水産物等の放射性物質検査																																								
都中央卸売市場	出荷が制限・自粛された食品の流通を防止																																								
都水道局	浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供																																								
都下水道局	下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能濃度の測定、情報提供																																								
58	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第10章 放射性物質対策 第1節 具体的な取組【応急対策】	<p>3 放射線等使用施設の応急措置 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 事故の状況に応じ、必要な措置を実施</td> </tr> <tr> <td>都保健医療局</td> <td>RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施	消防署	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 事故の状況に応じ、必要な措置を実施	都保健医療局	RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施	<p>3 放射線等使用施設の応急措置 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 事故の状況に応じ、必要な措置を実施</td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局</td> <td>RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施	消防署	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 事故の状況に応じ、必要な措置を実施	都福祉保健局	RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施	【東京都】 組織改正に伴い修正																				
機関名	対策内容																																								
区	関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施																																								
消防署	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 事故の状況に応じ、必要な措置を実施																																								
都保健医療局	RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施																																								
機関名	対策内容																																								
区	関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施																																								
消防署	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 事故の状況に応じ、必要な措置を実施																																								
都福祉保健局	RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施																																								

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																
59	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第10章 放射性物質対策 第1節 具体的な取組【応急対策】	（2）取組内容 《都保健医療局》 都保健医療局は、RI使用病院での被害が発生した場合、当該施設から応援要請があった場合、RI管理測定班を編成して、警戒区域外における放射線の測定、当該医療機関における、入院患者等の安全性の確保並びに当該患者等の放射線不安への対応を行う。	（2）取組内容 《都福祉保健局及び都病院経営本部》 都福祉保健局及び都病院経営本部は、RI使用病院での被害が発生した場合、当該施設から応援要請があった場合、RI管理測定班を編成して、警戒区域外における放射線の測定、当該医療機関における、入院患者等の安全性の確保並びに当該患者等の放射線不安への対応を行う。	【東京都】 組織改正に伴い修正																
60	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第10章 放射性物質対策 第2節 具体的な取組【復旧対策】	1 保健医療活動 （1）対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>健康相談に関する窓口の設置 外部被ばく線量等の測定</td> </tr> <tr> <td>都保健医療局 東京都立病院機構</td> <td>健康相談に関する窓口の設置等 要請に基づき、要請に基づき、保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	健康相談に関する窓口の設置 外部被ばく線量等の測定	都保健医療局 東京都立病院機構	健康相談に関する窓口の設置等 要請に基づき、要請に基づき、保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定	1 保健医療活動 （1）対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>健康相談に関する窓口の設置 外部被ばく線量等の測定</td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局 東京都立病院機構</td> <td>健康相談に関する窓口の設置等 要請に基づき、要請に基づき、保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	健康相談に関する窓口の設置 外部被ばく線量等の測定	都福祉保健局 東京都立病院機構	健康相談に関する窓口の設置等 要請に基づき、要請に基づき、保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定	【東京都】 組織改正に伴い修正				
機関名	対策内容																				
区	健康相談に関する窓口の設置 外部被ばく線量等の測定																				
都保健医療局 東京都立病院機構	健康相談に関する窓口の設置等 要請に基づき、要請に基づき、保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定																				
機関名	対策内容																				
区	健康相談に関する窓口の設置 外部被ばく線量等の測定																				
都福祉保健局 東京都立病院機構	健康相談に関する窓口の設置等 要請に基づき、要請に基づき、保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定																				
61	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第11章 住民の生活の早期再建 第1節 具体的な取組【応急対策】	4 義援金の募集検討及び決定 （1）対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>・義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ・義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。</td> </tr> <tr> <td>都総務局 都福祉局</td> <td>・区の義援金の募集・受付状況等を把握 ・義援金の募集・受付に関して、区、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>・募集を行うか否かを都、区、関係機関と検討し決定する。 ・受付に関して情報を共有する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	・義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ・義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。	都総務局 都福祉局	・区の義援金の募集・受付状況等を把握 ・義援金の募集・受付に関して、区、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。	日本赤十字社	・募集を行うか否かを都、区、関係機関と検討し決定する。 ・受付に関して情報を共有する。	4 義援金の募集検討及び決定 （1）対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>・義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ・義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。</td> </tr> <tr> <td>都総務局 都福祉保健局</td> <td>・区の義援金の募集・受付状況等を把握 ・義援金の募集・受付に関して、区、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>・募集を行うか否かを都、区、関係機関と検討し決定する。 ・受付に関して情報を共有する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	・義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ・義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。	都総務局 都福祉保健局	・区の義援金の募集・受付状況等を把握 ・義援金の募集・受付に関して、区、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。	日本赤十字社	・募集を行うか否かを都、区、関係機関と検討し決定する。 ・受付に関して情報を共有する。	【東京都】 組織改正に伴い修正
機関名	対策内容																				
区	・義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ・義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。																				
都総務局 都福祉局	・区の義援金の募集・受付状況等を把握 ・義援金の募集・受付に関して、区、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。																				
日本赤十字社	・募集を行うか否かを都、区、関係機関と検討し決定する。 ・受付に関して情報を共有する。																				
機関名	対策内容																				
区	・義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ・義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。																				
都総務局 都福祉保健局	・区の義援金の募集・受付状況等を把握 ・義援金の募集・受付に関して、区、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。																				
日本赤十字社	・募集を行うか否かを都、区、関係機関と検討し決定する。 ・受付に関して情報を共有する。																				
62	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第11章 住民の生活の早期再建 第1節 具体的な取組【応急対策】	イ 義援金の募集等に関する情報共有 区は、都総務局、都福祉局、日赤東京都支部等と義援金の募集や受付状況の情報を共有する。	イ 義援金の募集等に関する情報共有 区は、都総務局、都福祉保健局、日赤東京都支部等と義援金の募集や受付状況の情報を共有する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																
63	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組【復旧対策】	1 被災住宅の応急修理 （2）取組内容 ア 応急修理の対象者 <u>（ア）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。</u> <u>（イ）日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、ある程度に住家が半壊した者とする。</u> ウ 修理の方法 <u>（ア）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>災害救助法適用の場合、都が応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成する。区は、リストより業者を指定し、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて修理を行う。</u> <u>（イ）日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>災害救助法適用の場合、都が応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成する。区は、リストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行う。</u> なお、（ア）（イ）に関する事項に同法が適用されない場合は、区が区内業者の協力により実施する。被災住宅の応急修理の方法は同法適用の場合に準ずるものとし、建設事業団体等との協定に基づき、被災住宅の応急修理に対する支援を行う。【別冊・資料●●】	1 被災住宅の応急修理 （2）取組内容 ア 応急修理の対象者 <u>災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、ある程度に住家が半壊した者とする。</u> ウ 修理の方法 災害救助法適用の場合、都が応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成する。区は、リストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 なお、同法が適用されない場合は、区が区内業者の協力により実施する。被災住宅の応急修理の方法は同法適用の場合に準ずるものとし、建設事業団体等との協定に基づき、被災住宅の応急修理に対する支援を行う。【別冊・資料●●】 オ 工事の期間 災害救助法適用による応急修理は、原則として、災害発生の日から3か月以内に完了しなければならない。（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）	【東京都】 最新の災害救助法に、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」について追加されているため																

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
64	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	オ 工事の期間 <u>(ア) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>災害救助法適用による住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、原則として、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</u> <u>(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>災害救助法適用による日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、原則として、災害発生の日から3か月以内に完了しなければならない。</u> （国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）	オ 工事の期間 災害救助法適用による応急修理は、原則として、災害発生の日から3か月以内に完了しなければならない。（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）	【東京都】 最新の災害救助法に、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」について追加されているため
65	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	2 応急仮設住宅等の供与 (2) 取組内容 ア 応急仮設住宅等の提供 (イ) 賃貸型応急住宅の供給・ <u>建設型</u> 応急仮設住宅の供給可能量の限界を考慮し、空室のある民間賃貸住宅への入居を促進するための支援方法を整理する。なお、都は関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供し、区はこれに協力する。 <u>(ウ) 建設型応急住宅の建設・管理</u> <u>a 設置主体</u> <u>建設型応急住宅の設置は、災害救助法が適用される場合は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されないとき、又は区長が特に必要と認めるときは、区において設置する。</u> <u>b 設置</u> <u>・都が関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。</u> <u>・区は、都から委任を受けた場合、建設型応急住宅の建設に伴う工事の監督を実施する。</u> <u>c 設置基準・構造</u> <u>・規模及び費用</u> <u>1戸当たりの面積は災害救助法の定める面積を基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。【別冊・資料●●】</u> <u>1戸当たりの設置費用についても、災害救助法の定める基準による。</u> <u>・型式</u> <u>原則として平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、災害の状況に応じて、その他構造を選定する。必要に応じて、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。また、入居後のケアについては、保健福祉部が対処する。</u>	2 応急仮設住宅等の供与 (2) 取組内容 ア 応急仮設住宅等の提供 (イ) 賃貸型応急住宅の供給 ・応急仮設住宅の供給可能量の限界を考慮し、空室のある民間賃貸住宅への入居を促進するための支援方法を整理する。なお、都は関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供し、区はこれに協力する。 - (ウ) 入居資格等 → 入居資格 原則として、応急仮設住宅の入居資格に準じて行う。 → 入居者の募集・選定 原則として、応急仮設住宅の入居者の募集、選定に準じて行う。 - (エ) 帳票の整備 応急仮設住宅の供給に伴い、区は入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。 イ 建設型応急住宅の建設・管理 (ア) 設置主体 建設型応急住宅の設置は、災害救助法が適用される場合は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されないとき、又は区長が特に必要と認めるときは、区において設置する。 - (イ) 設置 ・都が関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。 ・区は、都から委任を受けた場合、建設型応急住宅の建設に伴う工事の監督を実施する。 (ウ) 設置基準・構造 ・規模及び費用 1戸当たりの面積は災害救助法の定める面積を基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。【別冊・資料●●】 1戸当たりの設置費用についても、災害救助法の定める基準による。 ・型式 原則として平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、災害の状況に応じて、その他構造を選定する。必要に応じて、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。また、入居後のケアについては、保健福祉部が対処する。	【東京都】 「応急仮設住宅」と記載されている箇所について「建設型応急住宅」を指している場合は、「建設型応急住宅」に修正 「公的住宅の活用による一時提供型住宅」を含む場合は、「応急仮設住宅等」に修正

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																								
66	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	<p>d 管理</p> <p>・災害救助法が適用され、都が設置する応急仮設住宅の管理については、原則として、都が行い、区はこれに協力する。また、都が借り上げにより確保する民間賃貸住宅及び、区営住宅等の公的住宅の管理は、それぞれの供給主体が行う。</p> <p>・同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。入居者管理等は、区が行う。</p> <p>・災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。なお、同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。</p> <p>e その他</p> <p>区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。</p> <p>イ 入居者の選定 （ア）入居資格 対象者は次に掲げる各号のすべてに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一か所限りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊、全焼又は流失した者 ・居住する住家がない者 ・自らの資力では住家を確保することができない者 <p>ウ 帳票の整備 応急仮設住宅等の供給に伴い、区は入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。</p>	<p>(エ) 管理</p> <p>・災害救助法が適用され、都が設置する応急仮設住宅の管理については、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行い、区はこれに協力する。また、都が借り上げにより確保する民間賃貸住宅及び、区営住宅等の公的住宅の管理は、それぞれの供給主体が行う。</p> <p>・同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。入居者管理等は、区が行う。</p> <p>・災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。なお、同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。</p> <p>(オ) その他</p> <p>区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。</p> <p>ウ 入居者の選定 （ア）入居資格 対象者は次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一か所限りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊、全焼又は流失した者 ・居住する住家がない者 ・自らの資力では住家を確保することができない者 <p>都知事が必要と認める者</p> <p>(イ) 入居者の募集・選定</p> <p>・都の依頼を受け、区が入居者の選定を実施する。入居者の選定は、都が策定する基準に基づくものとする。なお、区は高齢者、障害者、ひとり親家庭等の優先を原則とし、生活条件等を考慮するものとする。入居者募集計画は被災状況に応じ都が策定し、区に住宅を割り当てる。</p> <p>・割り当てに際しては、原則として各区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。</p>	<p>【東京都】</p> <p>「応急仮設住宅」と記載されている箇所について「建設型応急住宅」を指している場合は、「建設型応急住宅」に修正</p> <p>「公的住宅の活用による一時提供型住宅」を含む場合は、「応急仮設住宅等」に修正</p>																								
67	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	<p>3 被災者の生活相談等の支援 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施 ・被災者のための相談窓口を設置 ・被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供 ・支援状況等を被災者台帳に記録 </td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>・災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に関する情報の提供を実施 ・被災者臨時相談窓口を設置 ・被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ・男女平等参画の観点からの相談支援等の実施 </td> </tr> <tr> <td>都福祉局 都都市整備局 都住宅政策本部</td> <td>・区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施 ・被災者のための相談窓口を設置 ・被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供 ・支援状況等を被災者台帳に記録 	消防署	・災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応	警察署	・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設	都	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に関する情報の提供を実施 ・被災者臨時相談窓口を設置 ・被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ・男女平等参画の観点からの相談支援等の実施 	都福祉局 都都市整備局 都住宅政策本部	・区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施	<p>3 被災者の生活相談等の支援 (1) 対策内容と役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施 ・被災者のための相談窓口を設置 ・被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供 ・支援状況等を被災者台帳に記録 </td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>・災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に関する情報の提供を実施 ・被災者臨時相談窓口を設置 ・被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ・男女平等参画の観点からの相談支援等の実施 </td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局 都都市整備局 都住宅政策本部</td> <td>・区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施 ・被災者のための相談窓口を設置 ・被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供 ・支援状況等を被災者台帳に記録 	消防署	・災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応	警察署	・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設	都	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に関する情報の提供を実施 ・被災者臨時相談窓口を設置 ・被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ・男女平等参画の観点からの相談支援等の実施 	都福祉保健局 都都市整備局 都住宅政策本部	・区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施	<p>【東京都】</p> <p>組織改正に伴い修正</p>
機関名	対策内容																												
区	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施 ・被災者のための相談窓口を設置 ・被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供 ・支援状況等を被災者台帳に記録 																												
消防署	・災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応																												
警察署	・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設																												
都	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に関する情報の提供を実施 ・被災者臨時相談窓口を設置 ・被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ・男女平等参画の観点からの相談支援等の実施 																												
都福祉局 都都市整備局 都住宅政策本部	・区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施																												
機関名	対策内容																												
区	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施 ・被災者のための相談窓口を設置 ・被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供 ・支援状況等を被災者台帳に記録 																												
消防署	・災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応																												
警察署	・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設																												
都	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に関する情報の提供を実施 ・被災者臨時相談窓口を設置 ・被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ・男女平等参画の観点からの相談支援等の実施 																												
都福祉保健局 都都市整備局 都住宅政策本部	・区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施																												
68	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	<p>イ 消防署による各種相談の受付</p> <p>被災者に対して、出火防止として次のような指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建物、仮設建物及び震災救援所等における火災予防対策の徹底 ・電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ・危険物施設等で余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化 	<p>イ 消防署による各種相談の受付</p> <p>地震後における出火防止を図るため次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に災害の規模に応じて各種相談に応じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建物、仮設建物及び震災救援所等における火災予防対策の徹底 ・電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ・危険物施設等で余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化 	<p>【杉並消防署長】</p> <p>東京都地域防災計画に準じた修正</p>																								

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																
69	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	4 住家被害認定調査の開始とり災証明書の発行準備 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 住家被害認定調査及びり災証明書発行の実施体制を構築 システム稼働に向けた準備や資機材を確保 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 住家被害認定調査の結果に基づき、り災証明書の交付手続きを実施 必要に応じて住家被害認定調査の2次調査を実施 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理 火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有 火災被害のり災証明書交付について東京消防庁と連携した交付時期や交付場所等の調整 </td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 火災による被害状況調査の実施に向けた区との調整 区と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災被害に係るり災証明書の発行手続きの支援を実施 火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有 </td> </tr> <tr> <td>都総務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 職員を被災区市町村へ派遣 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施 り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> 住家被害認定調査及びり災証明書発行の実施体制を構築 システム稼働に向けた準備や資機材を確保 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 住家被害認定調査の結果に基づき、り災証明書の交付手続きを実施 必要に応じて住家被害認定調査の2次調査を実施 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理 火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有 火災被害のり災証明書交付について東京消防庁と連携した交付時期や交付場所等の調整 	消防署	<ul style="list-style-type: none"> 火災による被害状況調査の実施に向けた区との調整 区と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災被害に係るり災証明書の発行手続きの支援を実施 火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有 	都総務局	<ul style="list-style-type: none"> 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 職員を被災区市町村へ派遣 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施 り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握 	4 住家被害認定調査の開始とり災証明書の発行準備 (1) 対策内容と役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 住家被害認定調査及びり災証明書発行の実施体制を構築 システム稼働に向けた準備や資機材を確保 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 住家被害認定調査の結果に基づき、り災証明書の交付手続きを実施 必要に応じて住家被害認定調査の2次調査を実施 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理 火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有 火災被害のり災証明書交付について東京消防庁と連携した交付時期や交付場所等の調整 </td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 火災による被害状況調査の実施に向けた調整 区と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を実施 火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有 </td> </tr> <tr> <td>都総務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 職員を被災区市町村へ派遣 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施 り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	区	<ul style="list-style-type: none"> 住家被害認定調査及びり災証明書発行の実施体制を構築 システム稼働に向けた準備や資機材を確保 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 住家被害認定調査の結果に基づき、り災証明書の交付手続きを実施 必要に応じて住家被害認定調査の2次調査を実施 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理 火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有 火災被害のり災証明書交付について東京消防庁と連携した交付時期や交付場所等の調整 	消防署	<ul style="list-style-type: none"> 火災による被害状況調査の実施に向けた調整 区と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を実施 火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有 	都総務局	<ul style="list-style-type: none"> 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 職員を被災区市町村へ派遣 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施 り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握 	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
機関名	対策内容																				
区	<ul style="list-style-type: none"> 住家被害認定調査及びり災証明書発行の実施体制を構築 システム稼働に向けた準備や資機材を確保 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 住家被害認定調査の結果に基づき、り災証明書の交付手続きを実施 必要に応じて住家被害認定調査の2次調査を実施 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理 火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有 火災被害のり災証明書交付について東京消防庁と連携した交付時期や交付場所等の調整 																				
消防署	<ul style="list-style-type: none"> 火災による被害状況調査の実施に向けた区との調整 区と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災被害に係るり災証明書の発行手続きの支援を実施 火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有 																				
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 職員を被災区市町村へ派遣 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施 り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握 																				
機関名	対策内容																				
区	<ul style="list-style-type: none"> 住家被害認定調査及びり災証明書発行の実施体制を構築 システム稼働に向けた準備や資機材を確保 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 住家被害認定調査の結果に基づき、り災証明書の交付手続きを実施 必要に応じて住家被害認定調査の2次調査を実施 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理 火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有 火災被害のり災証明書交付について東京消防庁と連携した交付時期や交付場所等の調整 																				
消防署	<ul style="list-style-type: none"> 火災による被害状況調査の実施に向けた調整 区と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を実施 火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有 																				
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 職員を被災区市町村へ派遣 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施 り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握 																				
70	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	(オ) 消防署との連携 火災による被害状況に係るり災証明書を 交付するために消防署と 必要な情報の共有を図る。	(オ) 消防署との連携 火災による被害状況に係るり災証明書を、 消防署が交付するために 必要な情報の共有を図る。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正																
71	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	イ 義援金の保管 ・都委員会から配分される義援金を受け入れるため、普通預金口座を開設し、 都福祉局 に報告する。	イ 義援金の保管 ・都委員会から配分される義援金を受け入れるため、普通預金口座を開設し、 都福祉保健局 に報告する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																																						
72	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組【復旧対策】	6 被災者の生活再建資金援助等 6-1 災害援護資金等の貸付 (1) 資金の貸与 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付対象</th> <th>貸付金額</th> <th>貸付条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害援護資金・国制度(都福祉局・区)</td> <td>自然災害により世帯主の負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額未満の世帯に限る。</td> <td>貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</td> <td>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内(区が規則で定める率(区が規則で規定)) 据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子</td> </tr> <tr> <td>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごと30万円を加算した額</td> <td>2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 イ 住居の半壊 150万円 ウ 住居の全壊 170万円 エ 住居全体の滅失又は流失 250万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す際に、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</td> <td>5 違約金 年5%</td> </tr> <tr> <td>別種</td> <td>貸付対象</td> <td>貸付金額</td> <td>貸付条件</td> </tr> <tr> <td>災害援護資金・都制度(都福祉局・区)</td> <td>国制度と同じ</td> <td>次のいずれかに該当する場合 150万円を上限に貸付 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 2 家財の1/3以上の損害 3 住居の半壊 4 住居の全壊 5 住居の全体が滅失又は流出</td> <td>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年1%以内(区が規則で規定) 据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 5 違約金 年5%</td> </tr> </tbody> </table>	種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件	災害援護資金・国制度(都福祉局・区)	自然災害により世帯主の負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額未満の世帯に限る。	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内(区が規則で定める率(区が規則で規定)) 据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子	1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごと30万円を加算した額	2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 イ 住居の半壊 150万円 ウ 住居の全壊 170万円 エ 住居全体の滅失又は流失 250万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す際に、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	5 違約金 年5%	別種	貸付対象	貸付金額	貸付条件	災害援護資金・都制度(都福祉局・区)	国制度と同じ	次のいずれかに該当する場合 150万円を上限に貸付 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 2 家財の1/3以上の損害 3 住居の半壊 4 住居の全壊 5 住居の全体が滅失又は流出	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年1%以内(区が規則で規定) 据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 5 違約金 年5%	6 被災者の生活再建資金援助等 6-1 災害援護資金等の貸付 (1) 資金の貸与 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付対象</th> <th>貸付金額</th> <th>貸付条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害援護資金・国制度(都福祉局・区)</td> <td>自然災害により世帯主の負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額未満の世帯に限る。</td> <td>貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</td> <td>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内(区が規則で定める率(区が規則で規定)) 据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子</td> </tr> <tr> <td>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごと30万円を加算した額</td> <td>2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 イ 住居の半壊 150万円 ウ 住居の全壊 170万円 エ 住居全体の滅失又は流失 250万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す際に、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</td> <td>5 違約金 年5%</td> </tr> <tr> <td>別種</td> <td>貸付対象</td> <td>貸付金額</td> <td>貸付条件</td> </tr> <tr> <td>災害援護資金・都制度(都福祉局・区)</td> <td>国制度と同じ</td> <td>次のいずれかに該当する場合 150万円を上限に貸付 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 2 家財の1/3以上の損害 3 住居の半壊 4 住居の全壊 5 住居の全体が滅失又は流出</td> <td>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内(区が規則で規定) 据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 5 違約金 年5%</td> </tr> </tbody> </table>	種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件	災害援護資金・国制度(都福祉局・区)	自然災害により世帯主の負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額未満の世帯に限る。	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内(区が規則で定める率(区が規則で規定)) 据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子	1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごと30万円を加算した額	2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 イ 住居の半壊 150万円 ウ 住居の全壊 170万円 エ 住居全体の滅失又は流失 250万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す際に、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	5 違約金 年5%	別種	貸付対象	貸付金額	貸付条件	災害援護資金・都制度(都福祉局・区)	国制度と同じ	次のいずれかに該当する場合 150万円を上限に貸付 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 2 家財の1/3以上の損害 3 住居の半壊 4 住居の全壊 5 住居の全体が滅失又は流出	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内(区が規則で規定) 据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 5 違約金 年5%	【東京都】 文言修正、組織改正に伴い修正
種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件																																								
災害援護資金・国制度(都福祉局・区)	自然災害により世帯主の負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額未満の世帯に限る。	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内(区が規則で定める率(区が規則で規定)) 据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子																																								
	1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごと30万円を加算した額	2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 イ 住居の半壊 150万円 ウ 住居の全壊 170万円 エ 住居全体の滅失又は流失 250万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す際に、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	5 違約金 年5%																																								
別種	貸付対象	貸付金額	貸付条件																																								
災害援護資金・都制度(都福祉局・区)	国制度と同じ	次のいずれかに該当する場合 150万円を上限に貸付 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 2 家財の1/3以上の損害 3 住居の半壊 4 住居の全壊 5 住居の全体が滅失又は流出	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年1%以内(区が規則で規定) 据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 5 違約金 年5%																																								
種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件																																								
災害援護資金・国制度(都福祉局・区)	自然災害により世帯主の負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額未満の世帯に限る。	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内(区が規則で定める率(区が規則で規定)) 据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子																																								
	1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごと30万円を加算した額	2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 イ 住居の半壊 150万円 ウ 住居の全壊 170万円 エ 住居全体の滅失又は流失 250万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す際に、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	5 違約金 年5%																																								
別種	貸付対象	貸付金額	貸付条件																																								
災害援護資金・都制度(都福祉局・区)	国制度と同じ	次のいずれかに該当する場合 150万円を上限に貸付 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 2 家財の1/3以上の損害 3 住居の半壊 4 住居の全壊 5 住居の全体が滅失又は流出	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内(区が規則で規定) 据置期間中は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 5 違約金 年5%																																								
73	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組【復旧対策】	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>生活福祉資金(福祉資金)(都福祉局)</td> <td>低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.9倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困難から自立のできる世帯等 窓口は、杉並区社会福祉協議会となる。</td> <td>1世帯150万円以内</td> <td>1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 1.5%(据置期間中は無利子) ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。</td> </tr> <tr> <td>生活福祉資金(緊急小口資金)(都福祉局)</td> <td>低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.9倍以内)のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯 窓口は、杉並区社会福祉協議会となる。</td> <td>1世帯10万円</td> <td>1 据置期間 2か月以内 2 償還期間 据置期間経過後12か月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。</td> </tr> </tbody> </table>	生活福祉資金(福祉資金)(都福祉局)	低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.9倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困難から自立のできる世帯等 窓口は、杉並区社会福祉協議会となる。	1世帯150万円以内	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 1.5%(据置期間中は無利子) ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。	生活福祉資金(緊急小口資金)(都福祉局)	低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.9倍以内)のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯 窓口は、杉並区社会福祉協議会となる。	1世帯10万円	1 据置期間 2か月以内 2 償還期間 据置期間経過後12か月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>生活福祉資金(福祉資金)(都福祉局)</td> <td>低所得世帯(他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困難から自立のできる世帯等 窓口は、杉並区社会福祉協議会となる。</td> <td>1世帯150万円以内</td> <td>1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 1.5%(据置期間中は無利子) ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。</td> </tr> <tr> <td>生活福祉資金(緊急小口資金)(都福祉局)</td> <td>低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.7倍以内)のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯</td> <td>1世帯10万円</td> <td>1 据置期間 2か月以内 2 償還期間 据置期間経過後12か月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。</td> </tr> </tbody> </table>	生活福祉資金(福祉資金)(都福祉局)	低所得世帯(他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困難から自立のできる世帯等 窓口は、杉並区社会福祉協議会となる。	1世帯150万円以内	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 1.5%(据置期間中は無利子) ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。	生活福祉資金(緊急小口資金)(都福祉局)	低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.7倍以内)のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	1世帯10万円	1 据置期間 2か月以内 2 償還期間 据置期間経過後12か月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。	【東京都】 文言修正、組織改正に伴い修正																						
生活福祉資金(福祉資金)(都福祉局)	低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.9倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困難から自立のできる世帯等 窓口は、杉並区社会福祉協議会となる。	1世帯150万円以内	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 1.5%(据置期間中は無利子) ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。																																								
生活福祉資金(緊急小口資金)(都福祉局)	低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.9倍以内)のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯 窓口は、杉並区社会福祉協議会となる。	1世帯10万円	1 据置期間 2か月以内 2 償還期間 据置期間経過後12か月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。																																								
生活福祉資金(福祉資金)(都福祉局)	低所得世帯(他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困難から自立のできる世帯等 窓口は、杉並区社会福祉協議会となる。	1世帯150万円以内	1 据置期間 6か月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 1.5%(据置期間中は無利子) ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。																																								
生活福祉資金(緊急小口資金)(都福祉局)	低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.7倍以内)のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	1世帯10万円	1 据置期間 2か月以内 2 償還期間 据置期間経過後12か月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行するり災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。																																								

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																																				
74	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組【復旧対策】	10 中小企業への融資 (2) 取組内容 イ 中小企業への融資 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">中小企業政策金融公庫</td> <td>1</td> <td>資金使途 災害復旧のための設備資金、長期運転資金</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象企業 別に指定された災害により、被害を受けた中小企業者</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>限度額 直接貸付 1災害につき1億5,000万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>利率 基準利率(閣議決定により、特別利率が適用される場合があります。)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>期間 設備資金15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>担保・保証 担保設定の有無、担保の種類等、相談のうえ決定 ※直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>返済方法 据置後、原則として元金均等割賦返済</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	区分	内容	中小企業政策金融公庫	1	資金使途 災害復旧のための設備資金、長期運転資金	2	対象企業 別に指定された災害により、被害を受けた中小企業者	3	限度額 直接貸付 1災害につき1億5,000万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円	4	利率 基準利率(閣議決定により、特別利率が適用される場合があります。)	5	期間 設備資金15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内)	6	担保・保証 担保設定の有無、担保の種類等、相談のうえ決定 ※直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要	7	返済方法 据置後、原則として元金均等割賦返済	10 中小企業への融資 (2) 取組内容 イ 中小企業への融資 ※1 災害を受けた中小企業の既往の債務の返済について、期間延長の取扱いが行われることがある。 ※2 利率等変更される場合がある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">中小企業政策金融公庫</td> <td>1</td> <td>資金使途 災害復旧のための設備資金、長期運転資金</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象企業 別に指定された災害により、被害を受けた中小企業者</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>限度額 直接貸付 1億5,000万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>利率 基準利率(閣議決定により、特別利率が適用される場合があります。)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>期間 設備資金15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>担保・保証 担保設定の有無、担保の種類等、相談のうえ決定 ※直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>返済方法 据置後、原則として元金均等割賦返済</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	区分	内容	中小企業政策金融公庫	1	資金使途 災害復旧のための設備資金、長期運転資金	2	対象企業 別に指定された災害により、被害を受けた中小企業者	3	限度額 直接貸付 1億5,000万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円	4	利率 基準利率(閣議決定により、特別利率が適用される場合があります。)	5	期間 設備資金15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内)	6	担保・保証 担保設定の有無、担保の種類等、相談のうえ決定 ※直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要	7	返済方法 据置後、原則として元金均等割賦返済	【日本政策金融公庫】 制度内容に変更はないが、分かり易さの観点から記載振りを見直し ※1 ※2の内容は公庫ではなく、都や区の制度に係る注書きと思われるため削除
機関名	区分	内容																																							
中小企業政策金融公庫	1	資金使途 災害復旧のための設備資金、長期運転資金																																							
	2	対象企業 別に指定された災害により、被害を受けた中小企業者																																							
	3	限度額 直接貸付 1災害につき1億5,000万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円																																							
	4	利率 基準利率(閣議決定により、特別利率が適用される場合があります。)																																							
	5	期間 設備資金15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内)																																							
	6	担保・保証 担保設定の有無、担保の種類等、相談のうえ決定 ※直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要																																							
	7	返済方法 据置後、原則として元金均等割賦返済																																							
機関名	区分	内容																																							
中小企業政策金融公庫	1	資金使途 災害復旧のための設備資金、長期運転資金																																							
	2	対象企業 別に指定された災害により、被害を受けた中小企業者																																							
	3	限度額 直接貸付 1億5,000万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円																																							
	4	利率 基準利率(閣議決定により、特別利率が適用される場合があります。)																																							
	5	期間 設備資金15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内)																																							
	6	担保・保証 担保設定の有無、担保の種類等、相談のうえ決定 ※直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要																																							
	7	返済方法 据置後、原則として元金均等割賦返済																																							
75	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組【復旧対策】	11 農林漁業関係者への融資 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都産業労働局</td> <td>・経営資金等の融通 ・特別対策資金の融通 ・農林漁業団体に対する指導</td> </tr> <tr> <td>日本政策金融公庫</td> <td>・経営資金等の融資</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都産業労働局	・経営資金等の融通 ・特別対策資金の融通 ・農林漁業団体に対する指導	日本政策金融公庫	・経営資金等の融資	11 農林漁業関係者への融資 (1) 日本政策金融公庫による融資 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都産業労働局</td> <td>・経営資金等の融通 ・特別対策資金の融通 ・農林漁業団体に対する指導</td> </tr> <tr> <td>日本政策金融公庫</td> <td>・経営資金等の融資</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都産業労働局	・経営資金等の融通 ・特別対策資金の融通 ・農林漁業団体に対する指導	日本政策金融公庫	・経営資金等の融資	【日本政策金融公庫】 都産業労働局の対策内容は公庫によるものではないため。																								
機関名	対策内容																																								
都産業労働局	・経営資金等の融通 ・特別対策資金の融通 ・農林漁業団体に対する指導																																								
日本政策金融公庫	・経営資金等の融資																																								
機関名	対策内容																																								
都産業労働局	・経営資金等の融通 ・特別対策資金の融通 ・農林漁業団体に対する指導																																								
日本政策金融公庫	・経営資金等の融資																																								
76	東京都	第2部 災害復興計画 第3章 震災復興計画の策定 第3節 特定分野計画の策定	2 住宅の復興 (1) 住宅の供給可能量・供給量の算定 区は、住宅被災度区分判定により取壊し、又は補修・補強と判定された区営住宅等の供給可能戸数を調査し、都住宅政策本部に報告する。	2 住宅の復興 (1) 住宅の供給可能量・供給量の算定 区は、住宅被災度区分判定により取壊し、又は補修・補強と判定された区営住宅等の供給可能戸数を調査し、都都市整備局に報告する。	【東京都】 組織改正に伴い修正																																				
77	関係機関	第3部 南海トラフ地震等防災対策 第3章 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応	第1節 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応 1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>発生した事象</th> <th>区の体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合</td> <td>南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合</td> <td>区内で発生した震度が4以下の場合、情報収集態勢を確立する。 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。</td> </tr> <tr> <td>通常とは異なるゆっくりにすべりが発生した可能性がある場合</td> <td>地震は未発生であるが、以降、地震が発生する可能性があるため、情報監視態勢を確立する。 また、都総務局総合防災部等から情報収集を行い、区各部、防災関係機関等に情報を伝達する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	発生した事象	区の体制	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合	南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合	区内で発生した震度が4以下の場合、情報収集態勢を確立する。 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。	通常とは異なるゆっくりにすべりが発生した可能性がある場合	地震は未発生であるが、以降、地震が発生する可能性があるため、情報監視態勢を確立する。 また、都総務局総合防災部等から情報収集を行い、区各部、防災関係機関等に情報を伝達する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。	第1節 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応 1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>発生した事象</th> <th>区の体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合</td> <td>南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合</td> <td>区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。</td> </tr> <tr> <td>通常とは異なるゆっくりにすべりが発生した可能性がある場合</td> <td>地震は未発生であるが、以降、地震が発生する可能性があるため、情報監視態勢を確立する。 また、都総務局総合防災部等から情報収集を行い、区各部、防災関係機関等に情報を伝達する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	発生した事象	区の体制	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合	南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合	区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。	通常とは異なるゆっくりにすべりが発生した可能性がある場合	地震は未発生であるが、以降、地震が発生する可能性があるため、情報監視態勢を確立する。 また、都総務局総合防災部等から情報収集を行い、区各部、防災関係機関等に情報を伝達する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。	【気象庁東京管区气象台】 1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の表の中の記載について、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表され、M6.8以上の地震が発生し、区内でも地震が発生したがその震度が4以下の場合、区では特段の態勢はとらないということか。																				
ケース	発生した事象	区の体制																																							
南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合	南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合	区内で発生した震度が4以下の場合、情報収集態勢を確立する。 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。																																							
	通常とは異なるゆっくりにすべりが発生した可能性がある場合	地震は未発生であるが、以降、地震が発生する可能性があるため、情報監視態勢を確立する。 また、都総務局総合防災部等から情報収集を行い、区各部、防災関係機関等に情報を伝達する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。																																							
ケース	発生した事象	区の体制																																							
南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合	南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合	区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。																																							
	通常とは異なるゆっくりにすべりが発生した可能性がある場合	地震は未発生であるが、以降、地震が発生する可能性があるため、情報監視態勢を確立する。 また、都総務局総合防災部等から情報収集を行い、区各部、防災関係機関等に情報を伝達する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。																																							

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																																								
78	関係機関	第3部 南海トラフ地震等防災対策 第3章 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応	2 防災対応等を示すキーワードが付記された南海トラフ地震臨時情報が発表された場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>発生した事象</th> <th>区の体制</th> <th>警戒期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</td> <td>プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合</td> <td>区内で発生した震度が4以下の場合、情報収集態勢を確立する。 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。</td> <td>現象発生から1週間は警戒期間、当該期間経過後1週間は注意機関</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</td> <td>プレート境界のマグニチュード7~8の地震が発生した場合</td> <td>区内で発生した震度が4以下の場合、情報収集態勢を確立する。 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。</td> <td>現象発生から1週間は注意期間</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</td> <td>通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合</td> <td>区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、引き続き情報監視態勢で情報収集を継続する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、情報監視態勢が確立されるまでの間は、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。</td> <td>ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間は注意機関</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合</td> <td>上記の条件を満たさない場合</td> <td>区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、情報監視態勢を終了する。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	発生した事象	区の体制	警戒期間等	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合	区内で発生した震度が4以下の場合、情報収集態勢を確立する。 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。	現象発生から1週間は警戒期間、当該期間経過後1週間は注意機関	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード7~8の地震が発生した場合	区内で発生した震度が4以下の場合、情報収集態勢を確立する。 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。	現象発生から1週間は注意期間	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、引き続き情報監視態勢で情報収集を継続する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、情報監視態勢が確立されるまでの間は、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。	ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間は注意機関	南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合	上記の条件を満たさない場合	区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、情報監視態勢を終了する。	-	2 防災対応等を示すキーワードが付記された南海トラフ地震臨時情報が発表された場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>発生した事象</th> <th>区の体制</th> <th>警戒期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</td> <td>プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合</td> <td>区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。</td> <td>現象発生から1週間</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</td> <td>プレート境界のマグニチュード7~8の地震が発生した場合</td> <td>区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。</td> <td>現象発生から1週間</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</td> <td>通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合</td> <td>区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、引き続き情報監視態勢で情報収集を継続する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、情報監視態勢が確立されるまでの間は、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。</td> <td>ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合</td> <td>上記の条件を満たさない場合</td> <td>区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、情報監視態勢を終了する。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	発生した事象	区の体制	警戒期間	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合	区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。	現象発生から1週間	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード7~8の地震が発生した場合	区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。	現象発生から1週間	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、引き続き情報監視態勢で情報収集を継続する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、情報監視態勢が確立されるまでの間は、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。	ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間	南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合	上記の条件を満たさない場合	区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、情報監視態勢を終了する。	-	【気象庁東京管区気象台】 1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の表の中の記載について、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表され、M6.8以上の地震が発生し、区内でも地震が発生したがその震度が4以下の場合、区では特段の態勢はとらないということか。
ケース	発生した事象	区の体制	警戒期間等																																										
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合	区内で発生した震度が4以下の場合、情報収集態勢を確立する。 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。	現象発生から1週間は警戒期間、当該期間経過後1週間は注意機関																																										
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード7~8の地震が発生した場合	区内で発生した震度が4以下の場合、情報収集態勢を確立する。 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。	現象発生から1週間は注意期間																																										
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、引き続き情報監視態勢で情報収集を継続する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、情報監視態勢が確立されるまでの間は、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。	ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間は注意機関																																										
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合	上記の条件を満たさない場合	区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、情報監視態勢を終了する。	-																																										
ケース	発生した事象	区の体制	警戒期間																																										
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合	区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。	現象発生から1週間																																										
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード7~8の地震が発生した場合	区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。 区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。	現象発生から1週間																																										
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、引き続き情報監視態勢で情報収集を継続する。 なお、休日・夜間等勤務時間外においては、情報監視態勢が確立されるまでの間は、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。	ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間																																										
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合	上記の条件を満たさない場合	区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、情報監視態勢を終了する。	-																																										
79	関係機関	第3部 南海トラフ地震等防災対策 第3章 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応	4 南海トラフ地震臨時情報の広報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発生した事象</th> <th>警戒期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</td> <td>プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合</td> <td>現象発生から1週間は警戒期間、当該期間経過後1週間は注意機関</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</td> <td>プレート境界のマグニチュード7~8の地震が発生した場合</td> <td>現象発生から1週間は注意機関</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</td> <td>通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合</td> <td>ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間は注意期間</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発生した事象	警戒期間等	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合	現象発生から1週間は警戒期間、当該期間経過後1週間は注意機関	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード7~8の地震が発生した場合	現象発生から1週間は注意機関	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間は注意期間	4 南海トラフ地震臨時情報の広報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発生した事象</th> <th>注意期間(警戒期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</td> <td>プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合</td> <td>現象発生から1週間</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</td> <td>プレート境界のマグニチュード7~8の地震が発生した場合</td> <td>現象発生から1週間</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</td> <td>通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合</td> <td>ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発生した事象	注意期間(警戒期間)	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合	現象発生から1週間	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード7~8の地震が発生した場合	現象発生から1週間	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間	【気象庁東京管区気象台】 内閣府の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】(令和3年5月一部改定)」のP.30の表に記述があり。また、東京都の地域防災計画の本編729ページに同様の記述があり、上記を参考に修正依頼。「・・・後発地震に対して1週間警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。」																
種類	発生した事象	警戒期間等																																											
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合	現象発生から1週間は警戒期間、当該期間経過後1週間は注意機関																																											
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード7~8の地震が発生した場合	現象発生から1週間は注意機関																																											
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間は注意期間																																											
種類	発生した事象	注意期間(警戒期間)																																											
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合	現象発生から1週間																																											
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	プレート境界のマグニチュード7~8の地震が発生した場合	現象発生から1週間																																											
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間																																											
80	関係機関	第4部 降灰対策 第2章 具体的な取組【予防対策】 第1節 防災知識の普及啓発等	1 区民、事業者等への普及啓発 区は、区民、事業者等に対して次の内容を降灰対策の防災知識として啓発する。 ・気象庁が発表する噴火警報、噴火警報レベル、降灰予報等の促進	1 区民、事業者等への普及啓発 区は、区民、事業者等に対して次の内容を降灰対策の防災知識として啓発する。 ・気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等の促進	【気象庁東京管区気象台】 ・火山の情報であることは自明なため「火山の」を削除。 ・噴火と警報の間のスペースを削除。 ・噴火予報を、より防災に資する噴火警戒レベルに変更。																																								
81	関係機関	第4部 降灰対策 第3章 具体的な取組【応急対策】 第2節 降灰情報等の収集及び伝達	第2節 降灰情報等の収集及び伝達 区は、降灰による被害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災機関の緊密な連携のもと、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。 なお、降灰の情報は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として伝達される。	第2節 降灰情報等の収集及び伝達 区は、降灰による被害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災機関の緊密な連携のもと、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。 なお、降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として伝達される。	【気象庁東京管区気象台】 組織名が変更したため。																																								
82	関係機関	第4部 降灰対策 第3章 具体的な取組【応急対策】 第8節 ライフライン施設等の応急・復旧対策	第8節 ライフライン施設等の応急・復旧対策 電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹を成すものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きいため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施する。	第8節 ライフライン施設等の応急・復旧対策 電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹を成すものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きいため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施する。 なお、都市ガス施設の大半を占めるガス管は、道路下に埋設されているため、降灰の影響を受けない。	【東京ガス(株)】 地下埋設のガス管に関しては概ね問題ないが、地上施設(ガバナ、整圧所、ガバナステーション等)においては、影響を受ける可能性があること。また、東京都地域防災計画や東京都のWG資料等でも都市ガスに関する記載がないため、統一性を図るために削除のうえ、「電気、水道、電話等の施設は・・・」の「等」に都市ガスが含まれているものとし、個別の記載はしないことを提案。																																								
83	関係機関	第4部 降灰対策 第3章 具体的な取組【応急対策】 第8節 ライフライン施設等の応急・復旧対策	イ 災害時における危険予防措置 円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。	イ 災害時における危険予防措置 水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。	【東京電力パワーグリッド(株)】 東京都地域防災計画の記載に合わせるため。																																								

意見に対する杉並区地域防災計画（令和6年修正）の修正箇所一覧 資料編

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1	パブリックコメント	資料編	<p style="text-align: center;">感震ブレーカー設置状況一覧</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年1月31日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>町丁目</th> <th>設置台数※</th> <th>町丁目</th> <th>設置台数※</th> <th>町丁目</th> <th>設置台数※</th> <th>町丁目</th> <th>設置台数※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">井草</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>56</td> <td>松ノ木</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>24</td> <td>2</td> <td>43</td> <td></td> <td>2</td> <td>32</td> <td>2</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>25</td> <td></td> <td>3</td> <td>27</td> <td>3</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>12</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">天沼</td> <td>大宮</td> <td>4</td> <td>79</td> <td>4</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>22</td> <td>1</td> <td>81</td> <td></td> <td>5</td> <td>134</td> <td>5</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">上井草</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>44</td> <td>梅里</td> <td>1</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>43</td> <td>3</td> <td>33</td> <td></td> <td>2</td> <td>19</td> <td>2</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>31</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">阿佐谷北</td> <td>久我山</td> <td>3</td> <td>33</td> <td>3</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>73</td> <td></td> <td>4</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">下井草</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>59</td> <td>萩 穂</td> <td>1</td> <td>60</td> <td>1</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>28</td> <td>3</td> <td>118</td> <td></td> <td>2</td> <td>72</td> <td>2</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>21</td> <td>4</td> <td>63</td> <td>高井戸西</td> <td>3</td> <td>73</td> <td>3</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>22</td> <td>5</td> <td>125</td> <td></td> <td>4</td> <td>38</td> <td>4</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>70</td> <td>南萩 穂</td> <td>5</td> <td>39</td> <td>5</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">善福寺</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>36</td> <td>1</td> <td>142</td> <td>南萩 穂</td> <td>1</td> <td>48</td> <td>1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>30</td> <td>2</td> <td>96</td> <td></td> <td>2</td> <td>19</td> <td>2</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>51</td> <td>上高井戸</td> <td>3</td> <td>22</td> <td>3</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>12</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">高円寺北</td> <td></td> <td>4</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">今川</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>21</td> <td>西萩南</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>1</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>65</td> <td></td> <td>2</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>22</td> <td>3</td> <td>95</td> <td>水 篠</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>24</td> <td>4</td> <td>66</td> <td></td> <td>4</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">桃井</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>50</td> <td>松 庵</td> <td>1</td> <td>21</td> <td>1</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>131</td> <td></td> <td>2</td> <td>32</td> <td>2</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>133</td> <td>浜田山</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>14</td> <td>4</td> <td>96</td> <td></td> <td>4</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">西萩北</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>5</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">和田</td> <td>宮 前</td> <td>1</td> <td>26</td> <td>1</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>23</td> <td>1</td> <td>44</td> <td></td> <td>2</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>31</td> <td>2</td> <td>29</td> <td>下高井戸</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>51</td> <td>3</td> <td>269</td> <td></td> <td>4</td> <td>18</td> <td>4</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>17</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">方 南</td> <td>高井戸東</td> <td>5</td> <td>34</td> <td>5</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">上萩</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>103</td> <td></td> <td>1</td> <td>28</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>30</td> <td>2</td> <td>30</td> <td></td> <td>2</td> <td>28</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>23</td> <td>3</td> <td>79</td> <td></td> <td>3</td> <td>55</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>25</td> <td>4</td> <td>23</td> <td></td> <td>4</td> <td>89</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">清水</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>20</td> <td>5</td> <td>113</td> <td>高井戸東</td> <td>5</td> <td>96</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>14</td> <td>6</td> <td>46</td> <td></td> <td>6</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>28</td> <td>7</td> <td>79</td> <td>堀ノ内</td> <td>7</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>27</td> <td></td> <td>8</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>89</td> <td></td> <td>9</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>105</td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合 計</td> <td></td> <td>5,644</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: red; font-size: small;">※感震ブレーカー設置支援事業による設置台数</p>	町丁目	設置台数※	町丁目	設置台数※	町丁目	設置台数※	町丁目	設置台数※	井草								1	16	1	56	松ノ木	1	11	1	111	2	24	2	43		2	32	2	36	3	5	3	25		3	27	3	51	4	12	天沼		大宮	4	79	4	50	5	22	1	81		5	134	5	50	上井草								1	18	2	44	梅里	1	18	1	18	2	43	3	33		2	19	2	18	3	31	阿佐谷北		久我山	3	33	3	11	4	9	1	73		4	8	4	8	下井草								1	13	2	59	萩 穂	1	60	1	23	2	28	3	118		2	72	2	36	3	21	4	63	高井戸西	3	73	3	52	4	22	5	125		4	38	4	22	5	8	6	70	南萩 穂	5	39	5	9	善福寺								1	36	1	142	南萩 穂	1	48	1	24	2	30	2	96		2	19	2	30	3	12	3	51	上高井戸	3	22	3	25	4	12	高円寺北			4	8	4	17	今川								1	7	1	21	西萩南	1	20	1	14	2	10	2	65		2	7	2	12	3	22	3	95	水 篠	3	8	3	10	4	24	4	66		4	16	4	18	桃井								1	18	1	50	松 庵	1	21	1	33	2	13	2	131		2	32	2	23	3	7	3	133	浜田山	3	15	3	28	4	14	4	96		4	16	4	11	西萩北								1	5	和田		宮 前	1	26	1	11	2	23	1	44		2	9	2	55	3	31	2	29	下高井戸	3	15	3	16	4	51	3	269		4	18	4	26	5	17	方 南		高井戸東	5	34	5	30	上萩								1	5	1	103		1	28			2	30	2	30		2	28			3	23	3	79		3	55			4	25	4	23		4	89			清水								1	20	5	113	高井戸東	5	96			2	14	6	46		6	15			3	28	7	79	堀ノ内	7	9					8	27		8	35					9	89		9	40					10	105		10								合 計		5,644				パブリックコメント【No.3】 感震ブレーカー設置の進捗状況について丁目ごとに分かるようにする
町丁目	設置台数※	町丁目	設置台数※	町丁目	設置台数※	町丁目	設置台数※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
井草																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	16	1	56	松ノ木	1	11	1	111																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	24	2	43		2	32	2	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	5	3	25		3	27	3	51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	12	天沼		大宮	4	79	4	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	22	1	81		5	134	5	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
上井草																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	18	2	44	梅里	1	18	1	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	43	3	33		2	19	2	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	31	阿佐谷北		久我山	3	33	3	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	9	1	73		4	8	4	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
下井草																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	13	2	59	萩 穂	1	60	1	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	28	3	118		2	72	2	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	21	4	63	高井戸西	3	73	3	52																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	22	5	125		4	38	4	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	8	6	70	南萩 穂	5	39	5	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
善福寺																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	36	1	142	南萩 穂	1	48	1	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	30	2	96		2	19	2	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	12	3	51	上高井戸	3	22	3	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	12	高円寺北			4	8	4	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
今川																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	7	1	21	西萩南	1	20	1	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	10	2	65		2	7	2	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	22	3	95	水 篠	3	8	3	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	24	4	66		4	16	4	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
桃井																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	18	1	50	松 庵	1	21	1	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	13	2	131		2	32	2	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	7	3	133	浜田山	3	15	3	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	14	4	96		4	16	4	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
西萩北																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	5	和田		宮 前	1	26	1	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	23	1	44		2	9	2	55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	31	2	29	下高井戸	3	15	3	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	51	3	269		4	18	4	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	17	方 南		高井戸東	5	34	5	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
上萩																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	5	1	103		1	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	30	2	30		2	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	23	3	79		3	55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	25	4	23		4	89																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
清水																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	20	5	113	高井戸東	5	96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	14	6	46		6	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	28	7	79	堀ノ内	7	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		8	27		8	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		9	89		9	40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		10	105		10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
				合 計		5,644																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									






杉並区地域防災計画 震災編（令和6年修正）の概要

1. これまでの検討経過

主な検討スケジュール	議題内容等
第1回 防災対策推進会議幹事会 防災対策推進会議 防災会議	●東京都による新たな被害想定 ●地域防災計画 修正方針(案) ●地域防災計画 修正方針概要(案)
第2回 防災対策推進会議幹事会 防災対策推進会議 防災会議	●地域防災計画 震災編(案)の策定 ●主要修正項目(案)(概要版) ●主要修正項目の記載内容(案)
第3回 防災対策推進会議幹事会 防災対策推進会議 防災会議	●地域防災計画 震災編(令和6年修正) ●区民等の意見提出手続き等の結果 ●意見に対する修正箇所一覧
災害対策・防犯等特別委員会 (令和5年第4回区議会定例会)	●地域防災計画(震災編)の修正
区民等意見提出手続の実施 (令和5年12月15日～令和6年1月17日)	●計画(案)の区民等意見提出手続

2. 能登半島地震を受けての修正項目

能登半島地震の発災を受け、以下の計画修正及び令和6年度予算を追加

修正項目	修正内容	物品（予定）
備蓄品の充実 【新規】 総則・予防対策編 （第2部第9章）	【簡易間仕切りセット】 プライベート空間の確保 【トイレ収便袋】 断水の長期化に対する備え	間仕切り  収便袋 
エネルギーの確保 【新規】 総則・予防対策編 （第2部第4章）	【ポータブル蓄電池】 太陽光発電機を設置していない震災救援所へのエネルギーの確保	蓄電池 
震災対策 【新規】 総則・予防対策編 （第2部第3章）	【エレベーター備蓄セット】 エレベーター内で閉じ込めが発生した場合の備え	エレベーター備蓄セット 
火災対策 【新規】 総則・予防対策編 （第2部第3章）	【感震ブレーカー設置促進】 電気火災を防止するための感震ブレーカー設置支援を拡充	感震ブレーカー 

3. 地域防災計画 震災編 主要修正項目(概要版)

青字箇所は、能登半島地震の発災を受け、追加した主要修正項目

1. 地域防災計画の想定地震の変更

○従来は、東京湾北部地震が杉並区での被害が最大となると想定されていたが、令和4年5月に発表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、対象となる想定地震が変更となり、杉並区での被害が最大となる「多摩東部直下地震」を本計画の前提とする。

【総則・予防対策編（第1部 第1章 地域防災計画の概要）修正】

2. 災害時要配慮者の生活環境の充実

○福祉救済所の拡充のため、高齢者や障害者の入所施設等に対し、施設建設の段階から協力を求めるなど、福祉救済所の指定に関する協定締結を推進するほか、施設ごとに受入対象を特定して公示する。

【総則・予防対策編（第2部 第9章 避難者対策）修正】

○第二次救済所や福祉救済所に指定した施設の状況を踏まえ、災害時要配慮者が生活を送る上で必要な環境整備を推進するほか、受入れに必要な物品の備蓄の充実を図る。

【総則・予防対策編（第2部 第9章 避難者対策）新規】

○福祉救済所連絡会を定期的に開催し、福祉救済所間の情報共有・意見交換を実施する。第二次救済所マニュアルの改善や福祉救済所マニュアルの整備・見直しや、立ち上げ運営訓練等を実施し、機能強化を図る。震災救済所との連携を強化するため、福祉救済所運営職員に震災救済所運営連絡会への参加を促す。妊産婦や乳幼児親子など特別な支援を必要とする方の避難場所について検討し、確保を図る。

【総則・予防対策編（第2部 第9章 避難者対策）新規】

3. 帰宅困難者対策の推進

○一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、指定している区有施設を一時滞在施設として開設するとともに、協定を締結している民間施設に一時滞在施設開設を要請する。一時滞在施設の開設後、DISもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を報告する。帰宅困難者が多数殺到し、一時滞在施設が不足する地域が発生した場合、最寄りの補助・代替施設の活用を検討する。

【震災編（第1部 第7章 帰宅困難者対策）新規】

※DIS:災害時等における都、市区町村及び防災機関とのネットワーク

○駅前滞留者対策連絡会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げる。また、地域により、駅前滞留者へ掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。連絡会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集し、掲示板等を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を多言語で提供する。

【震災編（第1部 第7章 帰宅困難者対策）新規】

4. マンション防災の強化

○エレベーター内で閉じ込めが発生した場合に備え、震災時に重要な防災拠点施設となる区有施設に、簡易トイレや飲料水等を備蓄したエレベーターキャビネットの設置を行う。

【総則・予防対策編（第2部 第3章 安全な都市づくりの実現）新規】

○エレベーター保守管理会社の到着が遅れることに備え、マンション管理組合及びマンション居住者でエレベーター利用者の救出救助ができるよう訓練の実施を促進する。

【総則・予防対策編（第2部 第3章 安全な都市づくりの実現）新規】

○マンション居住者に対し、自助の備えの周知、防災計画の作成、訓練の実施等の共助の取組や都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度に関する周知をマンション管理組合やマンション管理会社に要請する。

【総則・予防対策編（第2部 第2章 区民と地域の防災力向上）新規】

3. 地域防災計画 震災編 主要修正項目(概要版)

青字箇所は、能登半島地震の発災を受け、追加した主要修正項目

5. 防災拠点の運用力の向上

○火災による延焼の長期化が見込まれ、避難場所から利用可能な震災救援所までの避難経路の安全が確保できる場合、震災救援所に避難者を誘導する。

【震災編（第1部 第8章 避難者対策）修正】

○ヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地に多数の避難者等が滞留し、運用に支障が発生する可能性がある場合、避難者などを近隣の震災救援所等に誘導する。

【震災編（第1部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進）新規】

6. 建物被害による二次被害の防止

○電気火災を防止するため、感震ブレーカー設置支援事業を行っている。さらなる出火防止対策のため、火災危険度の高い地域に対する感震ブレーカー設置支援事業の拡充などを行い、震災時の電気火災対策を強化する。

【総則・予防対策編（第2部 第3章 住民の生活の早期再建）新規】

○地震発生直後におけるマンパワー不足の中でも、迅速に応急危険度判定活動を行うことを目的として、建築物の応急危険度判定の模擬訓練を実施する。

【総則・予防対策編（第2部 第12章 住民の生活の早期再建）新規】

7. 飲料水や物資の供給体制の強化

○道路障害物除去作業を行う協力業者の重機等で燃料が不足する場合は、東京都石油商業組合杉並中野支部からの燃料給油について調整する。

【震災編（第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保）修正】

8. その他防災体制の充実

「備蓄品の充実」

○震災時における避難者のプライバシー空間の確保のため、簡易間仕切りセットの備蓄を行う。

【総則・予防対策編（第2部 第9章 避難者対策）新規】

○断水などのライフライン被害の長期化に備え、各種トイレに活用するための、収便袋の備蓄を進める。

【総則・予防対策編（第2部 第9章 避難者対策）新規】

「遠隔地避難者への支援」

○区外へ一時的に自主避難した区民に対して、区内の復旧状況、各種支援制度、復興の考え方等の情報を提供する。

【震災編（第1部 第5章 情報通信の確保）新規】

「揺れから生じる建物被害の軽減」

○特定緊急輸送道路沿道建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物及び住宅の耐震化に重点的に取り組み、地震に強い安全なまちづくりを進める。

【総則・予防対策編（第2部 第3章 安全な都市づくりの実現）修正】

○マンションの管理状況届出制度を活用し、耐震性が不明なマンション管理組合に耐震化の重要性や必要性を周知し、要望に応じて、耐震相談アドバイザーを派遣し、耐震化のアドバイスや区分所有者間の合意形成の支援を行う。耐震診断や補強設計又は耐震改修に要する費用の一部を助成により支援する。

【総則・予防対策編（第2部 第3章 安全な都市づくりの実現）新規】

「停電対策の推進」

○発災時の非常用電源（移動電源）として、区が所有する電気自動車等に搭載されているバッテリーのほか、民間シェアサイクルのバッテリーの活用を検討する。

【総則・予防対策編（第2部 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保）新規】

○防災拠点における電力の確保として、太陽光発電機器を設置していない震災救援所へのポータブル蓄電池の配備を行う。

【総則・予防対策編（第2部 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保）新規】

「防犯体制の強化」

○災害発生後に震災救援所等において、被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力根絶の普及・啓発を推進する。

【総則・予防対策編（第2部 第2章 区民と地域の防災力向上）新規】

「ICT・デジタル環境の整備」

○地域BWA等による通信網を活用して、震災救援所と保健センター及び医療機関をオンラインでつなぎ、災害時における保健・医療体制の充実を目指す。

【総則・予防対策編（第2部 第6章 情報通信の確保）新規】

「災害時における女性等支援の取組」

○女性等に配慮した生活必需品及び感染症対策物品の備蓄や調達を推進する。

【総則・予防対策編（第2部 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進）新規】